80. 教育（学校教育を中心として）

（2026年9月1日更新版）

０　基本認識　【教育委員会】
１　教育大綱・総合教育会議　【総合政策局】
２　学校教育に関する基本認識　【教育委員会】
３　教育内容の変化　【教育委員会】
４　不登校への対応　【教育委員会】
５　学びの多様化　【教育委員会】
６　教員の多忙解消　【教育委員会】
７　部活動の地域展開　【総合政策局】
８　学校統廃合　【教育委員会】
９　給食　【教育委員会】
１０　学校老朽化・施設改修　【教育委員会】
１１　英語教育・AI機能等を活用した教育について　【教育委員会】
１２　静岡市立の高等学校の在り方検討　【教育委員会】
１３　インターナショナルスクール（『観光・文化』から再掲）　【総合政策局】
（参考）静岡市総合教育会議資料　【総合政策局】

０－０－１　基本認識　「教」から「学」の時代へ

・教育のあり方については、時代によって変わるが、今は大変革期にあると認識。

・ながらく、教育は「教え」「育てる」ことだった。

・しかし、現在は、「学び」「育つ」ことが重要な時代。

・学校とは、字が表す意味では「学びの場」
　教師とは、字が表す意味では「教え導く人」

・これまでの学校では、「教師が教える」ことを重視

　⇒　時代の大変化（価値観の変化、科学技術の変化など）

・これからの学校では、「人が主体的に自らの意思で学ぶ」ことを重視
　教師はその学びがうまくいくよう手助けする人（ファシリテーター）

０－０－２　基本認識　教育行政の範囲、教育における教育委員会と市長部局の関係

・「教育」という語は、「教え育てること」という直接的な意味だけではなく、様々な意味で使われている。

・行政における教育（教育行政）においては、義務教育や学校教育の範囲に限らず、
生涯学習のように全世代・全市民を対象とした教育について考える必要がある。

・難波が市長に就任する以前（～2023.4.12）までは、「教育」は教育委員会が担い、市長部局は教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行するという形がとられていた。
このこともあって、「教育大綱」（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項で市長が定めると規定されている、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」）については、教育委員会が定めた「静岡市教育振興基本計画」をそのまま「教育大綱」としていた。

・難波は、市長就任以降（2023．4）、「静岡市の教育行政が教育委員会による学校教育なかでも義務教育に偏って取り組んでいることは適切な教育行政とは言えない」と認識した。

・このため、教育における教育委員会と市長部局の関係について法律に照らし整理した。

・その上で、2024年11月、全世代・全市民を対象にした「静岡市教育大綱」を策定した。

・また、条例を制定（2025年4月）し、教育業務の権限の一部を教育委員会から市長部局へ移した。

・次ページ以降の資料は、教育における教育委員会と市長部局の関係を理解した上で作成している。
（注：次ページ以降の資料において、教育委員会が作成した資料について、右上に「教育委員会」としている。）

0－1－1　教育における教育委員会と市長部局の関係

（1）教育委員会と市長の権限

「地方自治法第180条の8」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会と市長の職務権限が以下のとおり定められている。

《教育委員会》
・公立学校の設置、管理、廃止
・教職員の人事
・入学、転学、退学に関すること
・学校の組織編制、教育課程、学習指導
・教科書その他教材の取り扱い
・スポーツに関すること
・文化財の保護に関すること
・文化に関すること　　など

《市長》
・大学に関すること
・幼保連携型認定こども園に関すること
・私立学校に関すること
・教育財産の取得、処分
・教育委員会の所掌に係る事項に関する契約締結
・教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行

0－1－2　教育における教育委員会と市長部局の関係

（2）事務の補助執行と権限の委譲について

「地方自治法第180条の7」の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長部局に補助執行させることができる。（**補助執行＝権限は教育委員会に残し、事務は市長部局が執行する**）

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、条例の定めるところにより、教育委員会の権限に属する事務を市長が管理・執行することができる。

（**権限移譲＝権限そのもの教育委員会から市長部局へ移す**）

「静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（2025年4月1日施行）」を制定し、スポーツ・文化に関する事務の権限を市長部局へ委譲し、まちづくりや観光など他の行政分野と一体で取り組む。

≪2024年度≫

《市長部局で補助執行》

・家庭教育、高齢者学級及び女性学級
・特別支援教育センター体育施設の利用
・青少年研修センターに関すること
・文化財に関すること
・登呂博物館、芹沢銈介美術館
・スポーツ及びレクリエーション
・学校体育施設等の利用　など

≪2025年度≫

《市長部局で補助執行》

・家庭教育、高齢者学級及び女性学級
・特別支援教育センター体育施設の利用
・青少年研修センターに関すること　など

《市長部局へ権限を委譲》

・スポーツに関すること
・文化に関すること
・博物館及び井川少年自然の家の設置、管理及び廃止

1－1－1　教育大綱・総合教育会議

総合政策局

1　静岡市教育大綱の特徴

- 義務教育の範囲に限らず、乳幼児期からの支援やリカレント教育の推進といった、「全世代・全市民」を対象にした人づくりの「総合的な施策の大綱」である「静岡市教育大綱」を2024年11月に策定しました。

2　静岡市教育大綱の策定目的

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の３第１項
  「地方公共団体の長（市長）は、教育基本法第17条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされています。
- この「総合的な施策の大綱」が、今回の「静岡市教育大綱」に当たります。市の教育大綱は、地方公共団体の長が策定する総合的な施策の大綱であり、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し策定することとされていることから、新しい概念や幅広い視点が含まれるべきであると考えます。静岡市では、「乳幼児からお年寄りまで全ての市民を対象」とし、「教育機関のみならず、家庭や地域といった社会全体を包含した内容」といった新しい概念や幅広い視点で「静岡市教育大綱」を策定しています。

3　静岡市教育大綱の位置づけ

静岡市教育大綱を、静岡市の教育行政における基本的な方針に位置付け、その内容に則した各種政策・個別具体的取組を推進します。

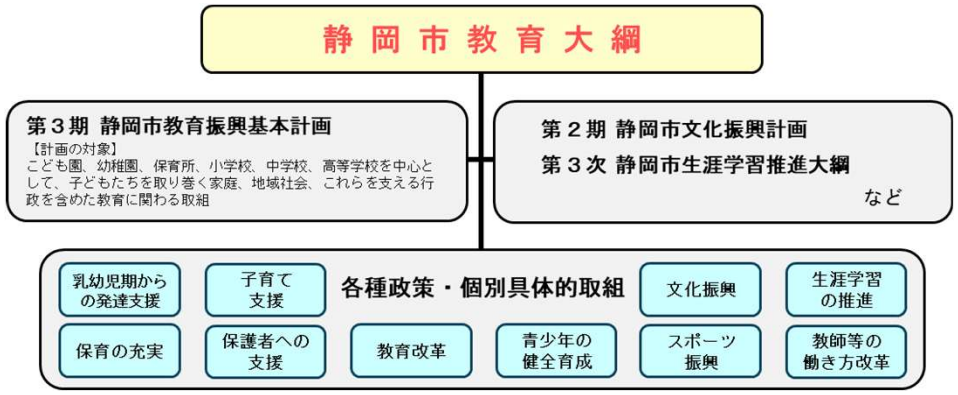

※静岡市教育大綱（2024年11月）より抜粋

4　静岡市教育大綱の構成（３層構造）

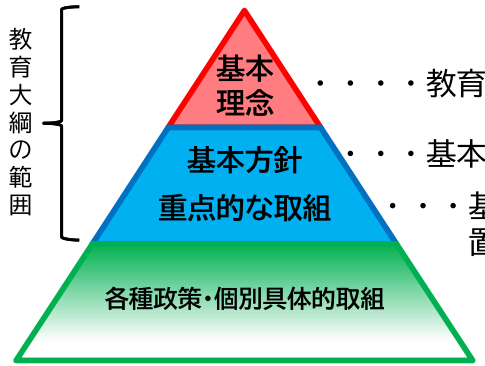

・・・・教育行政における最上位概念

・・・基本理念を具現化する６つの方針

・・・基本方針を推進する上で、特に重きを置いて実施する12の取組

※静岡市教育大綱（2024年11月）より抜粋

5　静岡市教育大綱の内容　●基本理念　○基本方針（関係局）

●基本理念

多種多様な学びと地域の教育力を通じて、一人ひとりが心豊かで幸せを感じられる人生を送ることができる基礎を作るとともに、持続可能な社会を支える人を育てる

○基本方針１

「誰一人取り残されず、全ての人の可能性が引き出される」

（観光文化・市民局、保健福祉長寿局、こども未来局など）

○基本方針２

「子どもの豊かな心と健やかな体を育む」

（こども未来局、教育局など）

○基本方針３

「確かな学力と幅広い知識の下、豊かな教養と人間性を高める」

（観光文化・市民局、教育局など）

○基本方針４

「新たな時代で活躍できる多様な才能・能力を伸ばす」

（環境局、経済局、教育局など）

○基本方針５

「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」

（観光文化・市民局、経済局など）

○基本方針６

「教育・保育の当事者が安心感や幸福感をもてる環境を整える」

（こども未来局、教育局など）

6　静岡市総合教育会議の内容

〇目的
市長と静岡市教育委員会が対等な執行機関として、静岡市総合教育会議において、静岡市における教育行政に係る協議・調整を行う。

〇構成員
市長と教育委員

〇協議・調整事項
（１）教育行政の大綱の策定
（２）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
（３）児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

〇その他
・静岡市は例年年２回程度開催（開催回数は自治体により様々）
・2025年は第1回を８月29日、第２回を12月23日に開催

※参考：（これまでの協議テーマ）

	協議テーマ
2015	・教育に関する大綱について　・切れ目のない教育環境の充実 ・教員の多忙解消（校務支援システム）・おいしい給食の提供と食育の推進
2016	・静岡市ならではの人材育成　・教員の多忙解消（部活動） ・子どもの貧困対策
2017	・グローバル人材育成のための魅力ある教育施策 ・日本一おいしい学校給食の提供　・子どもの貧困対策
2018	・総合的な不登校対策の推進　・学校図書館の更なる充実 ・教職員の働き方改革の実現　※検証テーマ
2019	・特別支援教育の充実　・教職員の働き方改革の実現　※検証テーマ
2020	・ICT教育の推進　・外国につながる子どもたちの支援体制の充実 ・不登校対策の推進※検証テーマ　・子どもの貧困対策※検証テーマ
2021	・ICT教育の推進※検証テーマ ・共生教育の推進　・国際教育の推進
2022	・部活動改革
2023	・教育大綱の策定
2024	・教育大綱の策定
2025	・不登校児童生徒　・幼保小接続

2－1－1　学校教育に関する基本認識　静岡市教育の現状と課題

教育委員会

急激な社会の変化に伴い、これからの子どもたちには、主体的に考え、自己決定できる力が必要とされる。このためには、これまでの教師主体の一斉授業から、子どもの理解度や特性に応じた**「子ども主体の学び」**に転換することが求められる。

《静岡市教育の現状と課題》

（1）児童生徒が抱える問題の多様化・複雑化

・特別支援学級に在籍する児童生徒や医療的ケア、重複障害等による特別な支援、日本語指導を必要とする児童生徒、不登校やその傾向にある児童生徒の増加及びいじめ、暴力行為といった問題行為の背景の複雑化

（2）不登校児童生徒数の増加

・静岡市の不登校児童生徒数は2020年度以降年々増加し、2024年度には小学校で828人、中学校で1,238人となっている

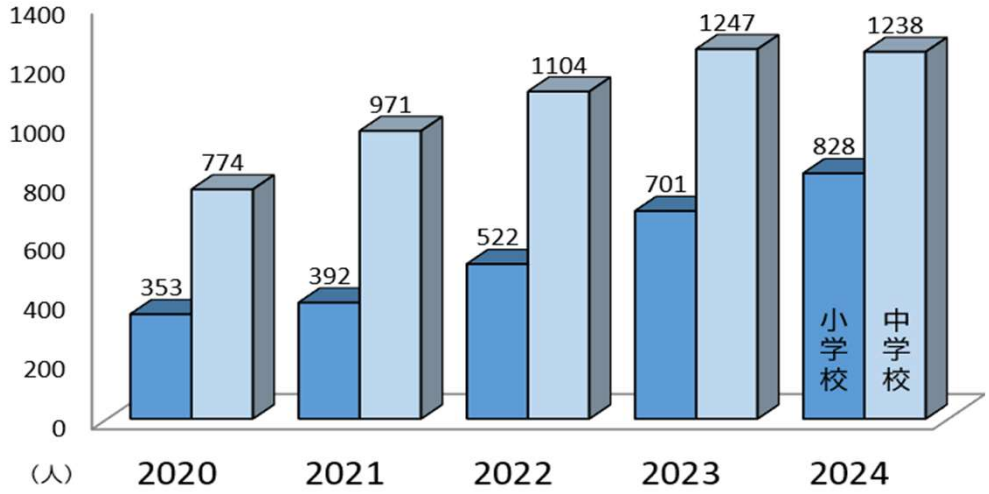

静岡市の不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数	2020年度	2024年度
静岡市	1,127人 割合2.4％	2,066人 全児童生徒の4.7％ （約1.8倍増加）
全国	196,127人 割合2.1％	353,970人 全児童生徒の3.9％ （約1.9倍増加）

全国との比較（不登校児童生徒数及びその割合）

２－１－２　学校教育に関する基本認識　静岡市教育の現状と課題

《静岡市教育の現状と課題》

（3）教職員の多忙解消

・働き方改革の推進により、教職員の時間外勤務は減少しつつあるものの、引き続き教職員の多忙感を解消し、子どもと向き合う時間を創出する必要がある

（4）小中学校の適正規模化と老朽化した学校の整備推進

・少子化の進展に伴い、児童生徒数は減少し続けており、小中学校の適正規模化・統廃合が必要となる

・静岡市の学校施設は、築50年以上のものが約40％を占めており、老朽化が深刻となっている

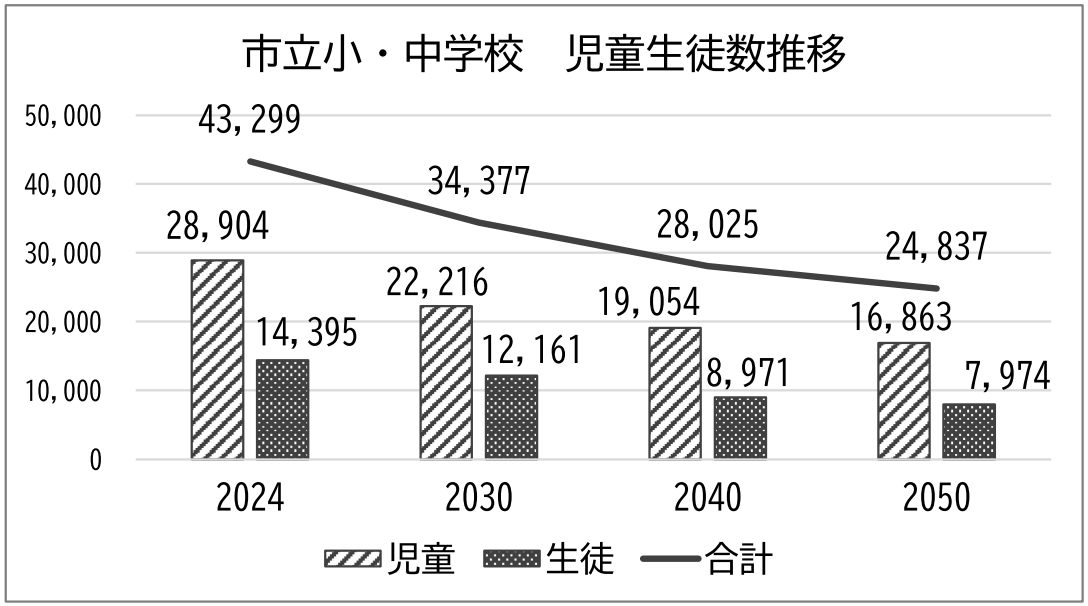

2－1－3　学校教育に関する基本認識　目指すべき未来像

分野別の政策　④教育・人づくり

目指すべき未来像

多様な学びと地域の教育力を基盤として、すべての人の可能性が広がり、夢や希望が実現でき、心豊かに暮らすことができるまち

現状と課題

これまでの教育や生涯学習に関する取組は、行政主体で「育成」や「支援」を行う視点が中心であり、教育面においては、こども一人ひとりの多様性を認め合うことや、個々に合わせた学びが十分に実践できていないという課題があります。価値観や個性、家庭環境などが多様化する中、こども自身の興味・関心や得意・不得意に応じて、学びたいことを自分に合ったやり方で学ぶことができる環境を充実させる必要があります。

政策01　（学びの充実）こどもたちが、それぞれに最も適した学びに取り組み、多様な仲間と関わりながら探究を深めることができるまちにします

政策02　（教職員の専門性）教職員が本来担うべき業務に専念し、質の高い教育が提供できるまちにします

政策03　（学びの環境づくり）こどもたちが地域社会の中で、安心して成長していくことができるまちにします

《静岡市第5次総合計画より》

3－1 教育内容の変化

めざす姿
「一人ひとりのやってみたいが広がる学校　こどもまんなか　～一人ひとりが輝く学び～」

《子どもたちにこれから必要とされる力》

◆主体的に考え、自己決定できる　◆「想像力」や「課題解決能力」を持ち、変化に柔軟に適応できる
◆多様な他者と合意形成し、協働できる　◆自己をよく理解し、自分の強みを生かせる

これからの時代に合った新しい学びについて、時代背景やこどもが本来持つ力、その成長を支える教員の在り方についてまとめたリーフレット

子どもたちの未来と今のために

子どもの未来は『変わり続ける時代』

- 人口減少、グローバル化、地球規模課題、生成AIの加速度的進展
- 人生100年時代　一生のうちに様々な職業や働き方、学び直しなどを経験するマルチステージモデルの到来
- 多様な個性やバックボーンをもつ他者との協働
- 多元化する社会の中で、多様な人々と協働し、多様性を包摂する共生社会を実現

こんな"ちから"が必要です

- 主体的に考え自己決定できる
- 「創造力」や「課題解決能力」をもち、変化に柔軟に適応できる
- 多様な他者と合意形成し、協働できる
- 自己をよく理解し、自分の強みを生かせる

今も、子どもは『みんなちがう』

- 一人一人異なる資質や特性をもっており、成長には個人差があります
- 教室には多様な背景をもつ 子どもが集まっています
- 一人一人に適した、学びも 学び方も多様です
- 自分に合った自律的な学びが幸せな未来をつくります

だから、学びは進化します

- 子どもが問いを立て、学びをデザインする「主体的な学び」
- 教科を横断し、実社会とつながる「探究的な学び」
- 新しい学習形態を可能にするデジタルを活用した学び
- 多様な他者と関わりながら内省する「対話的で深い学び」

こどもの持つ力をポジティブな言葉とイラストで視覚化

どんな "すごい" が未来をつくる？

あふれる好奇心 興味関心が学びへ

気づきからの「なんで？」 見通しから動き出しへ

夢中・集中・没頭 試行錯誤が成長へ

広まる触れあい　深まる関係 "みんな"でよい社会づくりへ

柔軟で豊かな発想 想像力が創造力へ

「できた！」からの向上心 自己肯定感から得意へ

子どもは生来、好奇心に満ち溢れ、何事にも興味関心をもっています。魅力的な事象に出会った時、『どうなっているのだろう』と頭の中で仕組みを考え始めたり、『どうすれば解明できるのだろう』と疑問解決の見通しを探ったりします。こうした姿は、幼児期の豊かな体験を通して育まれ、子どもは学びの芽を自ら育んでいく存在です。

見通しをもった子どもたちは、自分の考えた方法で試行錯誤を繰り返し、時には仲間の力を借りたり、協力したりしながら、疑問の解決に至ります。その解決のプロセスが子どもたちを自律した学習者にするのであり、その時に成し得た達成感が次の学びへの意欲につながっていきます。子どもがもっている力も、子どもの学びも、すごいのです。

子どもの"すごい"力が伸びていくように、深い子ども理解に基づいた個々の見取りと、様々な学習環境をつくる教員も"すごい"のです。

教師を「一人ひとりが輝く学び」をデザインし、伴走する高度な専門職として再定義

子どもの"すごい"を伸ばす教員も"すごい"

子どもはだれでも

- 無限の可能性をもっています
- 「できるようになりたい」、「成長したい」と思っています
- 自分の問いの解決に向かって、夢中になって探究します
- 自分に合った方法やペースで学びを進めると力を発揮します
- 一人一人が大切な存在です

子どもはみんなちがいます

- 教室には多様な子どもが集まっています
- 興味関心、得手不得手、認知の特性が様々です
- 理解度に差があり、学びのスピード、学びやすい方法もちがいます
- 常に「みんな一緒に」、「みんな同じことを」、「同じ方法で」学ぶことに苦しさを感じている子どももいます

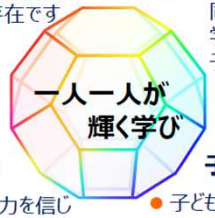

静岡市の教員は

- 子ども自ら伸びていく力を信じていねいに見取ります
- 学びの環境を整えて、子どもに学びをゆだね、伴走します
- 子どもはみんなちがうを前提に柔軟に対応します
- 子どものつまずきを宝と捉え、学びにつなげます
- 常に自らを振り返り、学び手として成長し続けます

子どもが主役の授業では

- 子どもは、ワクワクする「問い」をもって学びます
- 子どもは、問いに対して自分なりに「見通し」をもって学びます
- 子どもは自分の見通しに合った「方法」で学びを進めます
- 子どもは、試行錯誤を繰り返しながら、とことん考えます
- 子どもは、仲間との「交流」から学びを深めます
- 子どもは、学びを振り返り、授業でついた力を「実感」し、次の学びにつなげます

そのために教員は

「一人一人の見取り」、「関係づくり」、「単元デザイン」、「教材教具の準備」「ICTの効果的な活用」、「学びへの意欲づけ」に、教員の専門性や指導性を発揮します

授業実践例
文部科学省『みるみる』

市教育センター
ポータルサイト

学校現場向け《授業づくりのスタートライン　～すごい学びが未来をつくる～》

３－２　特別支援教育の充実に向けた取組（特支担任への伴走と通級充実）

教育委員会

【特別支援教育の現状と課題】

〇特別支援学級の児童生徒数が大幅に増加。
⇒①特別支援学級(以下、特支学級という)の環境を整える
⇒②通常学級の環境を整える
双方を並行して進める必要性がある。

①特支学級の現状と課題

〇2026特支学級数は351。
そのうち初めて特支学級の担任となる者は79人（22．5%）。
〇特支学級の急増により、特支学級の経験の浅い教員が多く、専門性の確保に課題がある。

②通常学級の現状と課題

〇通常学級において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は小学校10．87%、中学校7．6%。合計9．76%
（通常学級においても約1割が特別な教育的支援を必要とする）
〇多様な学びを提供する環境と、個別指導を行う通級の必要性が高まっている

【2026の新たな取組】

【Q　通級指導とは？】 通常学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒に対し、通常の学級に在籍しながら、障害を改善・克服するための特別な指導を部分的・継続的に行う制度

特支のベテラン退職校長が新任特支学級担任をフォローアップ

新たに2名を加えた共生教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰが新任特支学級担任が在籍する学校を訪問し、個別具体的な助言を行い、教員とこどもたちを伴走支援。

→OJTによる専門性確保

この他清水有度第一小に肢体不自由通級あり⇒

通級指導教室の増設

小学校卒業後も引き続き、通級を利用できるよう、また、地域のバランスを考慮し、2026年度に清水興津中学校に発達通級を設置。

→通常学級のまま個別支援が可能な環境づくり

言語聴覚士、理学療法士による指導・助言

通級において特に専門性が高い、言語と肢体不自由について、言語聴覚士と理学療法士が通級担当教員に訪問指導・助言を行う仕組を創設。

→通級の専門性向上

通級設置状況	葵区	駿河区	清水区
言語通級(小学校)	2教室(番町、服織)	2教室(南部、川原)	2教室(浜田、三保第二)
発達通級(小学校)	3教室（番町、西奈南、服織）	2教室(宮竹、川原)	3教室(浜田、三保第二、興津)
発達通級(中学校)	1教室(末広)	2教室(大里、南)	2教室(第二、興津)　新規！

4－1－1　不登校への対応

1　不登校支援の目標

すべての子どもが自分らしく学べる学校づくりを進めることはもとより、不登校であったとしても学習する機会や人と関わる機会をもたない児童生徒をゼロにする。

2　不登校支援の方針

① 誰にとっても居心地の良い魅力ある学校・授業づくり
② 不登校になっても学びたいと思ったときに学べる環境づくり
③ 子どもの小さなＳＯＳを見逃さない支援体制づくり

静岡市不登校児童生徒数の推移

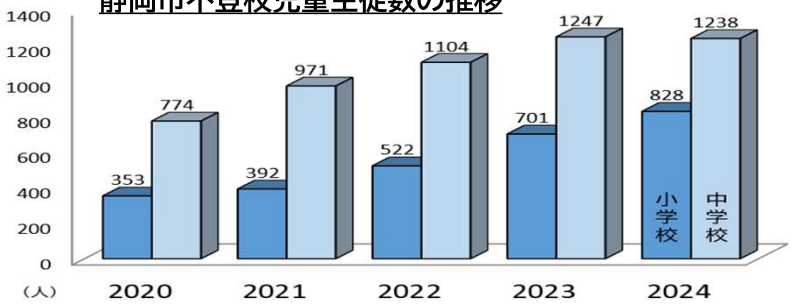

２方針	施策	現状	目指す姿
①魅力ある学校・授業づくり	児童生徒の興味関心を高める学び	一斉指導型の授業から脱却し個別最適な学び推進するため、授業改善の取組等を局横断ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑにて検討し、「こどもまんなか」の学校、子どもに委ねる学びを推進していく。	“一人ひとりのやってみたいが広がる学校”
②学びたいと思ったときに学べる環境づくり	学びの多様化の啓発（末広中学校分教室）	・2026年４月開校 ・転入学生徒 34名（１年：15人 ２年：７人 ３年：12人）	不登校の児童生徒の学びの場として、多様な子を受け入れ支援するとともに、既存の学校へ支援方法などを発信し、既存の学校の多様な学びを支援する
	校内サポートルームの運営	・全小・中学校に校内サポートルームを設置 ・サポートルームの運営支援を行う教育相談員を配置 小学校65校　中学校36校　小中学校５校	全ての学校が、自分のクラスに入りづらい児童生徒や一旦、教室を離れて落ち着きたい児童生徒が、自分に合ったペースで学習や生活ができる環境を整備できる
	ICT・オンラインによる支援	・ICT等を活用した学習活動が出席扱いとなった児童生徒数 2023：18人　2024：28人 ・しずおかバーチャルスクールに参加した児童生徒数 2023：118人 2024：171人	学校に登校できない児童生徒も、自宅をはじめとする多様な場から在籍校やバーチャルスクールとつなぎ、オンラインでの指導が適切に成績や出席扱いに反映される
	フリースクール等民間施設との連携	・民間施設等利用児童生徒数　2023：128人　2024：157人 ・「静岡市不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン」策定（2025年12月）	フリースクール等民間施設で社会的自立に向けて学習や活動をする児童生徒が、学校の出席扱いや学習において適切に評価される
	教育支援センター	・３区に１施設ずつ設置 ・利用児童生徒数　2023：159人　2024：179人 ・不登校に関する相談　2023：388人　2024：429人	不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するなど、子ども支援の地域の拠点として役割を果たす
③小さなＳＯＳを見逃さない体制づくり	ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ等、学校と専門性を有するスタッフと連携したチーム学校による支援	・スクールカウンセラー　2026：37人 ・スクールソーシャルワーカー　2026：14人 ・訪問教育相談員　2026：12人	教員と各スタッフが専門性を発揮し適切なアセスメントを実施するとともに、保護者と共有・協力しながら“チーム学校”として、児童生徒を支援する
	１人１台端末を活用した心や体調の変化の早期発見	・心と体の健康観察アプリ導入校（無償トライアル） 2026：21校（小12校、中９校）	全ての学校で教員個人の経験や技能に頼ることなく児童生徒の小さなＳＯＳをキャッチする体制が構築され、児童生徒が困ったときにすぐに支援に繋げることができる

4－1－2　不登校支援の体制の整備について

2025年度まで

学校に行きづらい

校内での支援体制がない

家から出ることが難しい

学校以外の相談機関

学校

サポートルーム

小学校　22校
中学校　35校
小中学校　0校

サポートルームの設置がない学校

小学校　53校
中学校　2校
小中学校　6校

（市内１か所）
こども若者相談センター

保護者からの相談
・面接相談
・電話相談

教育支援センターでの支援が適当と判断された場合

教育支援センター
- 葵区ふれあい教室
- 駿河区かがやく教室
- 清水区はばたく教室

３教室へ通う人数は50名弱と少ない

訪問教育相談員

配置有り　配置中学校区 12校区　アウトリーチ支援

配置無し　配置無し 31校区

配置のない学校はアウトリーチ支援が届かない

①市内114校のうち、57校にのみにしかサポートルームが設置されておらず、その他の学校では教室に入りづらい児童生徒等への支援は、教員の工夫と努力で行われている。
②教育支援センターの業務は、各区教室の運営が主であり、相談機能などはこども若者相談センターが担っている。
③教育支援センターと各学校との支援センターに通う児童生徒がいる学校との連携が主であり、限定的ある。
④訪問教育相談員の支援は配置されている中学校区のみとなり、不登校児童生徒への対応が限定的である。また、各学校に運用が任されているため、不登校支援の他のリソースとの連携が限定的である。

2026年度以降・

・各区の教育支援センターを不登校支援の拠点とし、行政・民間問わず各支援を繋ぐハブとして位置づけ

学校に行きづらい

保護者からの相談（市内３か所の教育支援センターが対応）

サポートルーム（校内教育支援センター）

市立小中学校全てに設置

葵区　駿河区　清水区

小学校　72校
中学校　36校
小中学校　６校

サポートルームの運営を補助するために教育相談員を全校に配置することで、
不登校ではないが教室に入れない児童生徒や、不登校から登校を再開した児童生徒等を支援

サポートルーム指導担当が運営を指導・支援

教育支援センター

不登校支援の拠点

- 葵区ふれあい教室
  - ・不登校児童生徒への支援
  - ・保護者への情報提供
- 駿河区かがやく教室
  - ・相談機能（面接相談、電話相談）
  - ・各区教室の運営
- 清水区はばたく教室
  - ・民間施設等との連携
  - ・福祉部局との連携

訪問教育相談員の12人が、サポートルーム指導担当として教育支援センターに再配置

保護者の希望や学校の要請に応じて、サポートルーム指導担当が家庭訪問等を行う

アウトリーチ支援
・長期固定化した不登校
・外出が難しい児童生徒

【効　果】
①各区の教育支援センターが不登校に関するワンストップ窓口となり、相談機能、不登校児童生徒の受け入れ（教室の運営）、学校や保護者との連携や情報提供を担う。
②市内どの学校においても、教室に入りづらい児童生徒を校内で受け入れることができる。
③市内全域をアウトリーチ支援の対象とすることができる。

（参考） 中学校卒業後の進路

2024年度　不登校生徒の卒業後の進路

進路	人数（人）	割合（%）
全日制	35	7.9
定時制	70	15.8
通信制	268	60.7
その他進学	35	7.9
進学以外	34	7.7
合計（中３不登校者数）	442	

（参考）2024年度　中学校卒業後の進路（全体）

（不登校生徒含む）

進路	人数（人）	割合（%）
全日制	3,997	82.6
定時制	126	2.6
通信制	420	8.7
その他進学	260	5.4
進学以外	36	0.7
合計（卒業者数）	4,839	

参照：2024静岡県公立中学校進路状況調査報告書

4－2　子どもと保護者へのチーム学校による支援

チーム学校として、教員と連携する専門性を有する職員

◎スクールソーシャルワーカー＜福祉の専門家＞

学校をプラットフォームとした総合的な貧困対策をスクールソーシャルワーカーを中心に展開し、就学前から中学卒業後までの切れ目のない支援を行う（拠点校方式による支援　14人で市内全域をカバー）

①福祉の視点から見立て、支援策を立案　②学校・家庭と外部の関係機関をつなぐ

＜2025実績＞対応児童生徒数1,139人
相談対応回数：4,139回

◎スクールカウンセラー＜心理の専門家＞

児童生徒や保護者に対して心理面の支援を行う（週１回又は隔週の専門的な支援　37人で市内全域をカバー）

①カウンセリングを通じて心の安定を図り、問題改善に向けた心の活力を養う

②心理状態を正確に把握し、見立てる

＜2025実績＞対応児童生徒数5,389人
相談対応件数：26,516件

◎訪問教育相談員＜思いを受け止める第三者＞

家庭訪問により相談・ニーズを把握し、児童生徒の日常的な見守りや状態に応じたサポート資源へのつなぎ、教員等に助言及び情報提供を行う（週3日　アウトリーチ型支援　12人を12中学校区へ重点的に配置）

①不登校状態にある児童生徒宅を訪問して心身の状態を確認する

②ニーズを把握し、学校や関係機関と連携して支援体制を構築する

＜2025実績＞対応児童生徒数151人
家庭訪問対応回数：3,161回

福祉的支援　心理的支援　継続的支援

家庭環境等を背景とする複雑な問題

問題を抱える児童生徒や保護者

＜様々なリスクを抱える家庭＞
- 虐待　・家庭崩壊、
- 保護者の精神疾患など

＜貧困家庭＞
- 生活保護世帯
- 就学援助受給世帯など

＜様々なストレス＞
- 環境の変化や成育上の悩み
- 学業不振や進路の悩み
- 親子関係・友人関係のトラブル

福祉等関係機関

５－１　学びの多様化学校

１　学びの多様化学校とは

特定の学校において、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校

（１）全国の学びの多様化学校（2025年４月１日現在）

公立学校：37校　　うち政令市４市５校（京都、大阪、神戸、福岡）

私立学校：21校　　※静岡県内は無し

（２）学びの多様化学校の特徴

① 子どもの実態に合ったカリキュラム編成

・授業時数が少ない　（学習指導要領1015時間→850～900時間）

・朝のスタートが遅い（9時30分始業など）など余裕のある時間割

・デジタルコンテンツを活用した個別進度学習、オンライン学習

② 子どもが過ごしやすい環境整備

・少人数学級

・制服がない

・学習スペース以外のリラックスできるスペースの確保

２　根拠法令等

2016.12「義務教育段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）
（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）

第十条　不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2023.3「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（文科省不登校支援「COCOLOプラン」）

不登校児童生徒全ての学びの場を確保、学びたいと思った時に学べる環境を整備

学びの多様化学校をすべての都道府県、政令指定都市に分教室型も含め全国300校の設置を目指す。

３　静岡市における学びの多様化学校設置

静岡市では、「一人ひとりのやってみたいが広がる学校『こどもまんなか～一人ひとりが輝く学び～』」を目指し、全ての子ども達がどのような状況下においても学びを継続できる環境整備を進めている。そのような中、2026年４月に「静岡市立末広中学校分教室」を開校した。

また、同月に私立の学びの多様化学校として静岡市内に開校した「静岡学園なごみ中学校」も、一人ひとりの歩調に合わせて学びを支える体制を作り、子ども達への支援を行っている。

静岡県内初の学びの多様化学校として、今後も２校が情報共有を行いながら、不登校児童生徒が安心して学べる環境づくりを官民連携により推進していく。

2026年度の在籍生徒数（４月時点）

（人）

	学校名	中学１年	中学２年	中学３年
公立	静岡市立末広中学校分教室	15	7	12
私立	静岡学園なごみ中学校	12	―	―

【参考】2024年度における、静岡市の不登校児童生徒の状況

	小学生	中学生	合計
静岡市児童生徒数（人）	28,904	14,395	43,299
不登校児童生徒数（人）	828	1,238	2,066
不登校児童生徒の割合（%）	2.9	8.6	4.8
同年度中に不登校から復帰した児童生徒数（人）	200	192	392
同年度中に不登校から復帰した児童生徒の割合（%）	24.2	15.5	19.0

中学では35人学級に３人以上の不登校が存在する割合である。

５－２　学びの多様化学校

１　学びの多様化学校「末広中学校分教室」2026年４月開校

・末広中学校分教室では、文部科学大臣の指定を受け、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して**特別に編成された教育課程**に基づく教育を行う。
・授業時数の約２割削減、朝の時間に余裕を持たせた始業時間、個別学習の時間と場所の確保などによって、ゆったりとした学校生活や自分のペースでの学び、安心できる学校空間を実現し、様々な理由で学校に行きづらさを感じる生徒を支援する。

校　　種：中学校
生 徒 数：34名　１年：15名　２年：７名　３年：12名（2026年４月時点）
学 級 数：各学年１クラス
場　　所：市立新通小学校　東校舎３・４階
職員体制：【本校勤務】　校長、教頭
【分教室常勤】教員６名、養護教諭
【授業時のみ】教員４名
【その他】　スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

	部屋名（仮称）	用　途
①	マルチスペース	全体やグループで交流を深めたり、自由に体を動かし心身をリフレッシュするための場
②	いこいスペース	開放感の中でリラックスしたりコミュニケーションしたりする場
③	ロッカールーム	登校時に立ち寄り、自分の荷物を管理する部屋
④	カフェ・ラボ	ゆったり体や心を休めたり、本を読んだり、おしゃべりしたりと、様々な使い方ができる多目的空間
⑤	マイタイムルーム	じっくり１人で学習したい時の個人学習スペース
⑥⑦⑧	クラスルーム	各学年が登校後に集まり、授業等普段の日常生活を送る部屋

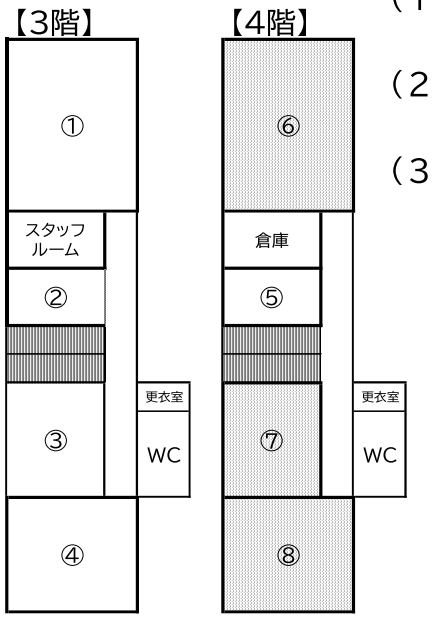

２　特別の教育課程

（１）年間総授業時数を850時間とする。
（２）新設教科「リフレクション」を設け、自己理解と他者とのつながりを柱とし、非認知能力の育成を行う。「対話を通して意思決定する力を身に付ける」「他者を思いやり、多様性を尊重する」「対立の場面において、自分たちで解決する力を身に付ける」「社会の一員としての責任感をもつ」等を目標とする。特別の教科道徳の授業は行わず、「リフレクション」の中でその内容を取扱う。
（３）授業の１単位時間を45分とする。
（４）「総合的な学習の時間」を年間102時間（標準時数70時間）とし、自分の興味・関心に基づく課題解決に取り組む「自己探究」と、自分たちの課題をグループで共有し、かかわり合いながら解決を目指す「グループ探究」を行う。
（５）朝の時間を「スタートアップ」とし、「特別活動」の授業時数とする。

３　指導上の工夫

（１）少人数による個別学習の時間を十分に確保し、一人ひとりの学習状況の差異に応じた課題に取り組めるよう、ICT教材を活用する。
（２）やむを得ず登校できなかった時に家庭から分教室の授業に参加できるよう、教室内のオンライン環境を整備する。
（３）自分の「好き」や「興味・関心」を見つけ、追究する時間として、月、水曜日の放課後に「カジュアルタイム」を設定する。

6－1　教員の多忙解消

教育委員会

1月につき、100時間超の時間外を行った人数

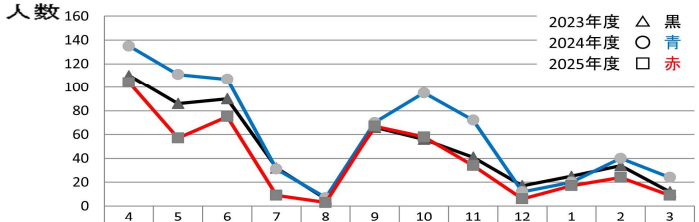

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2023年度　100時間超	110	86	90	32	6	66	56	41	17	25	34	12
2024年度　100時間超	135	111	107	31	7	70	95	72	12	20	40	24
2025年度　100時間超	104	57	75	9	3	67	58	34	6	17	24	9

1月につき、80時間超の時間外を行った人数

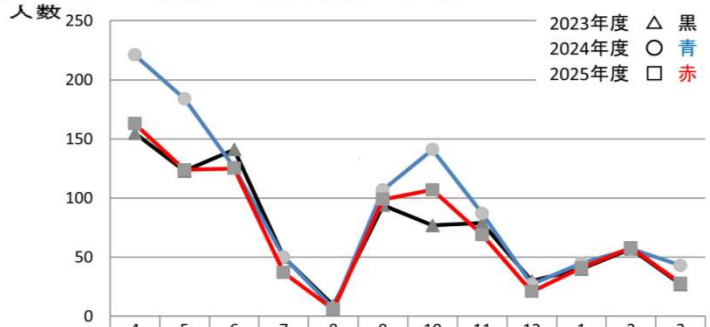

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2023年度　80時間超	155	123	141	50	9	94	77	79	30	40	57	27
2024年度　80時間超	221	184	126	50	7	107	141	87	27	45	57	43
2025年度　80時間超	163	124	125	37	6	99	107	69	21	41	58	28

1月につき、45時間超の時間外を行った人数

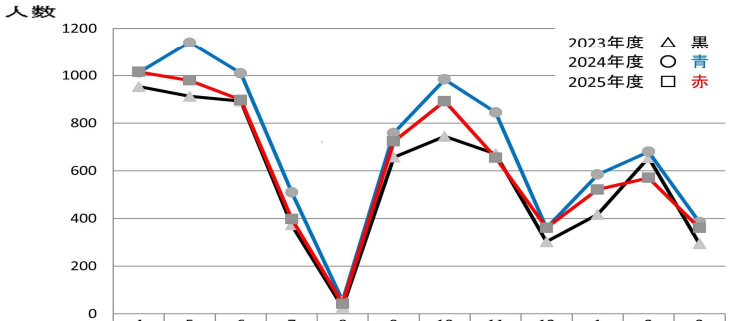

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2023年度　45時間超	953	912	892	373	27	657	744	671	302	417	655	294
2024年度　45時間超	1012	1140	1009	510	54	758	983	845	360	584	680	384
2025年度　45時間超	1015	979	897	398	42	723	892	655	361	521	570	360

≪背景≫学校教育の現場では、児童生徒が抱える困難の多様化・複雑化により、それらへの対応における負担の増加から、教師等の長時間勤務の常態化や人材不足等が課題となっている。

≪目的≫　教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る。

≪取組≫　1. 学校における働き方改革プラン推進委員会

・教育局各課、校長、教頭、主幹教諭や教諭、養護教諭、事務職員、保護者代表等を中心に構成。2027年度から実施予定の新プラン作成など、働き方改革に関する取り組みのさらなる推進を図る。

≪取組≫　2. 業務改善の試行

・DX推進課、教育局各課で対応。学校における全業務を洗い出し、校務用パソコン、学習用端末それぞれでどのように業務改善ができるか試行していく。

≪取組≫　3. 働き方改革推進コーディネーターの設置（2年目）

・各校に1名、校務分掌にコーディネーターを位置付け、ボトムアップ型の業務の見直し・効率化を図る。年に3回、講師を招きコーディネーター研修を実施。

≪取組の効果≫

2. 1カ月当たりの静岡市教職員の平均時間外在校等時間（三か年推移）

	小学校	中学校	全体
2023年度	27	37	33
2024年度	28	38	33
2025年度	28	38	33

小学校は月30時間未満。
過去三か年横ばいの状況。

・今後、月20時間程度に縮減することを目指し、
さらなる「働きやすさ＋働きがい＝働き方改革」を進めていく。

6－2 教員の欠員未補充解消について

教育委員会

≪現状・課題・背景≫

- 静岡市では、2024年度まで、年度当初の欠員未補充が常態化していた。
（2021年：1人→2022年：19人→2023年：8人→2024年：5人）
- 欠員未補充が発生する理由として、3月上旬の人事異動内示後に生じる急な退職や任用辞退があげられる。また、転入により、児童生徒数が増えることで学級数が増加し、欠員未補充が発生する場合もある。
- 欠員未補充が生じると、他の教員に大きな負担がかかる。欠員未補充のために生じた担任業務や授業等を代替することで、時間的・精神的な余裕が奪われ、児童へのきめ細かな対応が困難となる。
- その結果、教員一人ひとりの負担が増すだけでなく、学校全体の組織力や連携にも支障をきたすなど、現場に影響を与えていた。

≪取組内容・今後の方向性≫

- 教員の欠員未補充を解消するため、2025年4月、新たに市単独経費により小学校10校に10名の臨時講師を配置した。2026年度は、13校の小学校に13名の臨時講師を配置した。
- 13名のうち1名は2025年度末の急な学級増に伴う欠員の解消に、1名は病気休暇代替として対応し、残る11名は2026年度当初に産育休取得が予定されている教員がいる学校に配置し、年間を通しての欠員未補充を解消した。
- 年度末に向けては、産休・育休、病気休暇等の取得により代替未補充が増加する傾向にあるため、2026年度末までの欠員未補充の推移を注視しながら、今後の在り方について検討していく。

6－3　フレキシブル担任制の実施

【目的】

（１）児童生徒の視点

　授業や生活場面において、多くの教員と関わる中で、多様な見方や支援を受けながら、安心して学校生活を送ることができる環境を整える。

（２）教職員の視点

　役割を分担し、組織的に指導・支援にあたることで、課題を一人で抱え込まない体制を構築し、教員の「働きやすさ」「働きがい」の実現につながるとともに、教育の質の向上を図る。

「フレキシブル担任制」とは

　従来の「学級担任と学級の子ども」という固定的な関係にとらわれず、複数の教員が学級や学年をチームで担当したり、授業を教科ごとに分担したりするなど、一人ひとりの子どもに様々な教職員が関わり、学校全体で子どもを支える柔軟な指導体制を構築する取組

フレキシブル（flexible）
＝柔軟性がある・融通が利く

＊担任が学級のすべてを担う　＊隣の学級には関わらない
＊担任と児童の関係が固定化　＊担任の空き時間がほとんどない
＊学級の諸問題は、担任一人で対応

＊担任を定期的に交代する　＊授業を教科で分担する
＊級外教員が、学級の諸問題に一緒に対応
＊学級や学年をまたいで指導　＊担任の空き時間を増やす

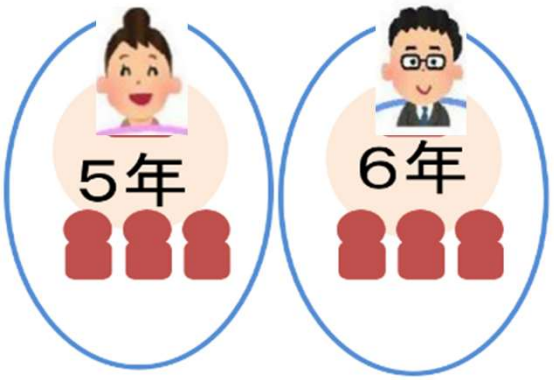

個業システムから協業・分業システムへ

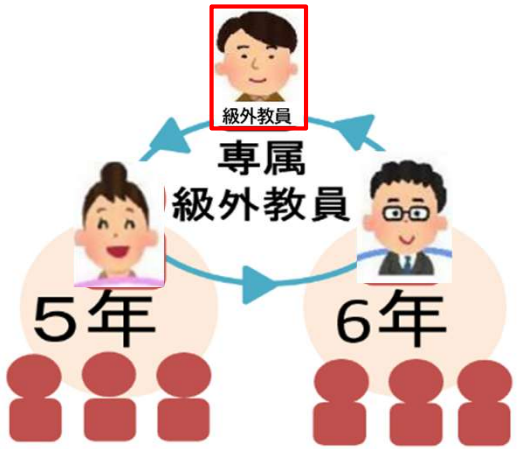

期待される効果

◎複数の教員で指導・支援
◎諸課題をチームで対応
◎得意な教科を担当し、各教員の良さ・強みを生かす
◎お互いに指導技術を学び合う
◎新採教員等のフォロー
◎空き時間を増やし多忙解消へ

6－4 「静岡市で拓く、教職の未来」教職へのナビゲーション事業の実施

教育委員会

現状	**現場経験が少ない　着任時から学級担任 でも「不安」な気持ち** 教育実習：3週間、授業5~10時間 学生スクールボランティアなど 夢や希望 「こんな学級にしたい！」 「順調にスタートできるかな」 **初任者は、現場経験が少ない中で、着任時から学級担任となる期待と不安が入り混じった状態で教職をスタートしている**	**静岡市教員採用試験倍率低下が見込まれる（競争率の低下）** ● 静岡市倍率　2005　2015　2025 （小）　5.8倍　3.4倍　2.4倍 （中）　15.4倍　5.3倍　4.4倍 ● 全国倍率　2023 （小）　2.2倍 （中）　4.0倍 **教職の魅力が、十分に伝わっていない**	**欠員ゼロ維持が困難（講師不足）** ● 欠員　2022末 ▸ 21人 2023末 ▸ 24人 2024末 ▸ 24人 **学校で授業を行う講師登録者が不足している**
原因	採用前に学校現場で教員の実務を経験したり、実務の基盤となる知識や技能を学んだりする場が少ない	教職の大変さや難しさが大きく伝えられそれ以上の魅力が発信されていない	教職に就く不安を抱えている
課題	**初任着任前の支援体制を構築する**	**人材確保策を講じる**	

解決策	**「静岡市で拓く、教職の未来」　教職へのナビゲーション事業**			
具体策	**初任者が、着任前に学校現場で実務を経験したり、実務の基盤となる知識や技能を身に付けたりする機会を設ける**	**進路・職業選択前～選択時に、教職の魅力を伝える機会を設ける**		**潜在教員が相談できる場を定期的に設ける**
ターゲット	採用候補者(採用後は初任者) ※プレワークは教職未経験のみ	大学生・潜在教員	高校生・中学生	潜在教員（教員免許を保有するものの教職に就いていない人）
主な実施内容	**教職あんしんスタート** **教職プレワーク** ・学校現場で教員の実務を経験（授業や行事の補助など） ・１か月16時間、期間：５か月間 ・謝金：１時間当たり1,000円支給 **教職講座** ～しずおか教師塾を継承～ ・講座(学級・授業づくり、生徒指導、特別支援教育) ・現職教員との交流研修 ・個別相談	**教員採用試験説明会** ・本市教育に関する話 ・現職教員からの話 ・質疑応答 ・相談会 〈会場〉静岡会場、東京会場 県内４大学、県外７大学	**教職魅力発見セミナー** 2026.８/２（日） 14：00～15：30 清水ふれあいホール ・教職の魅力紹介 ・現職教員からの話 ・質問・相談会	**免許を活かす教職ここから相談会** 2026.6/13、9/26、12/19 いずれも土曜日,10:00～11:30 清水ふれあいホール ・教職の魅力紹介 ・勤務条件と教員免許 ・質問・相談会
結果	**初任者が安心して教員生活をスタートする**	**静岡市の正規教員を志望する**		**潜在教員が教職を目指す、講師登録する**
＋α	静岡市教育委員会公式ＨＰにおいて、教職の魅力を発信する			

2026年3月25日　市長定例記者会見資料

地域クラブ活動への転換の背景と目的

中学校の部活動は、少子化に伴う部員数や部活動数の減少、教員の働き方改革の必要性の　高まりなどから、従前と同様の体制で運営することが困難となってきています。そのため、国は、2025年12月、2026年度から2031年度までの６年間を新たに「改革実行期間」（2026年度～2028年度が「前期」、2029年度～2031年度が「後期」）として位置づけ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する方針を示しました。

静岡市においても、市立中学校の生徒数が大幅に減少しています。10年前（2015年）の16,389人に比べ、2025年は2,354人減少しました（図１）。

また、静岡市の将来推計人口によると、10年後（2035年）の13～15歳の市民が現在より4,624人減少することが見込まれ、今後は、これまで以上の速さで少子化が進むことが予想されます（図２）。

図１　静岡市立中学校生徒数の推移

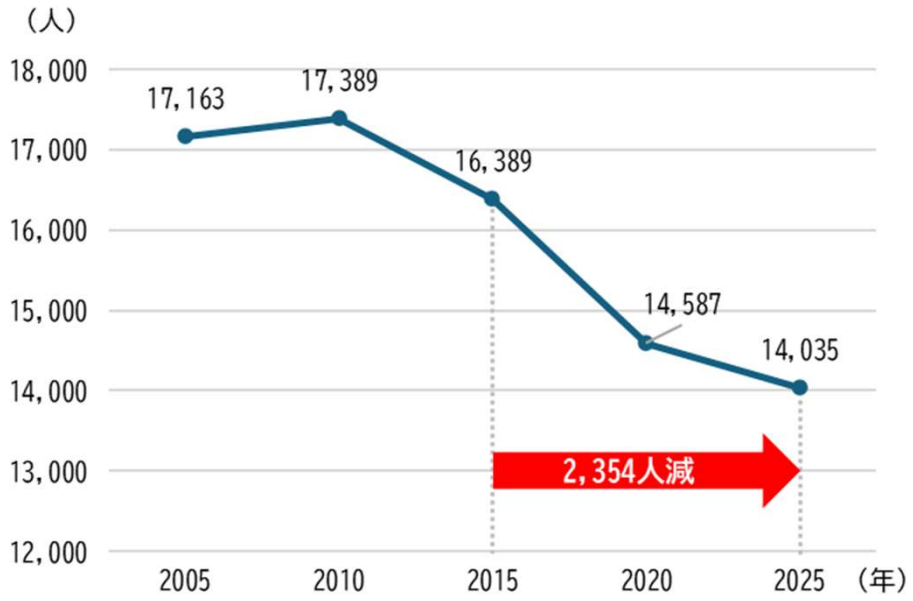

静岡市教育委員会「静岡市の教育」を基に作成（各年５月１日時点）

図２　静岡市の13～15歳の将来推計人口

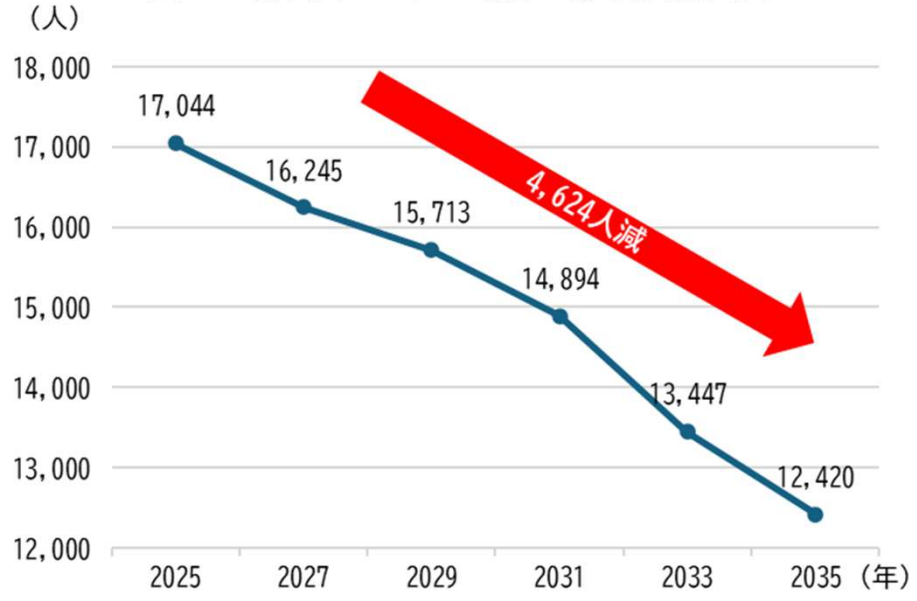

静岡市住民基本台帳（2025年３月31日現在）及び静岡市将来推計人口（各年３月31日時点）を基に静岡市が独自に推計

7－2 部活動の地域展開

2026年3月25日 市長定例記者会見資料

この少子化による生徒数の減少や部活動への加入割合の減少（図３）に伴い、市立中学校における　部活動設置数は、2020年から2025年にかけて24部減少しました（図４）。

また、最も部活動数が多い中学校が18部設置しているのに対し、最も少ない中学校では１部の設置に留まるなど、中学校間の格差も生じてきています。

そこで、静岡市では、子どもたちがこれからもスポーツ・文化芸術活動に身近に親しむことができる機会を確保するため、「学校」における部活動に代わる新たな活動の場として、2027年９月から「しずおか地域クラブ活動」を実施することとしました。

図３　静岡市立中学校１，２年生の部活動への加入割合

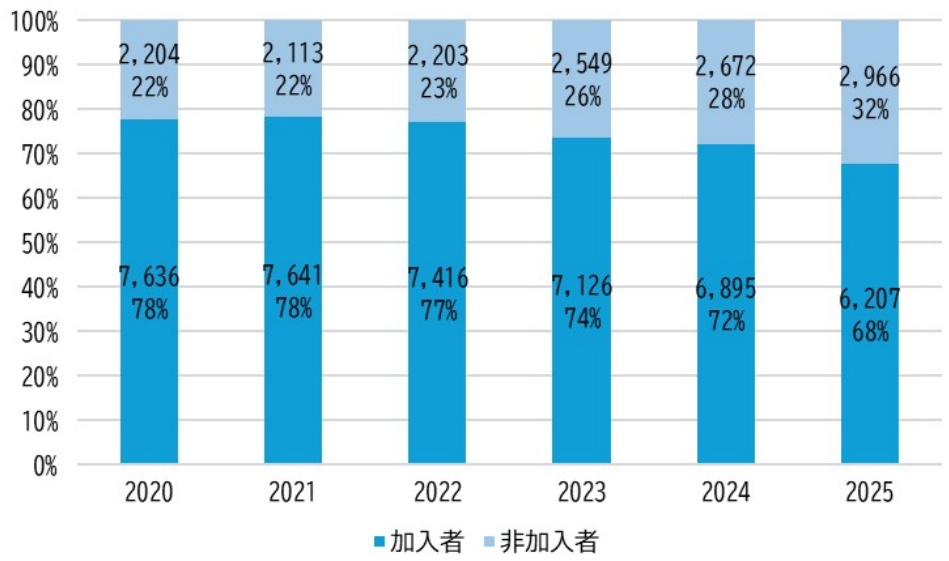

静岡市教育委員会事務局調べ（2025年５月16日現在）

図４　静岡市立中学校における部活動設置数の推移

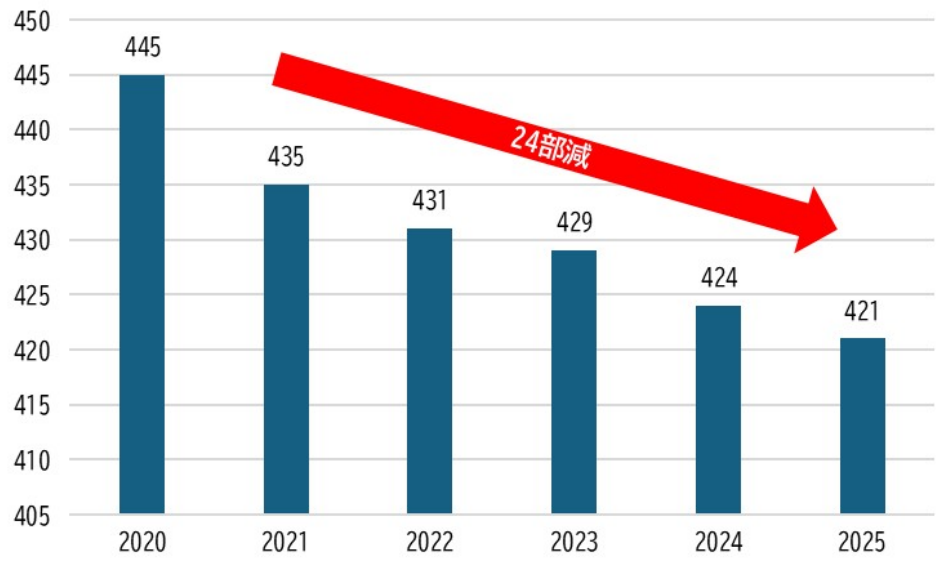

静岡市教育委員会事務局調べ（2025年５月16日現在）

7－3 部活動の地域展開

2026年3月25日 市長定例記者会見資料

目指す姿

部活動から地域クラブ活動への転換を好機と捉え、「全市民が、豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる基盤構築」を目指します。

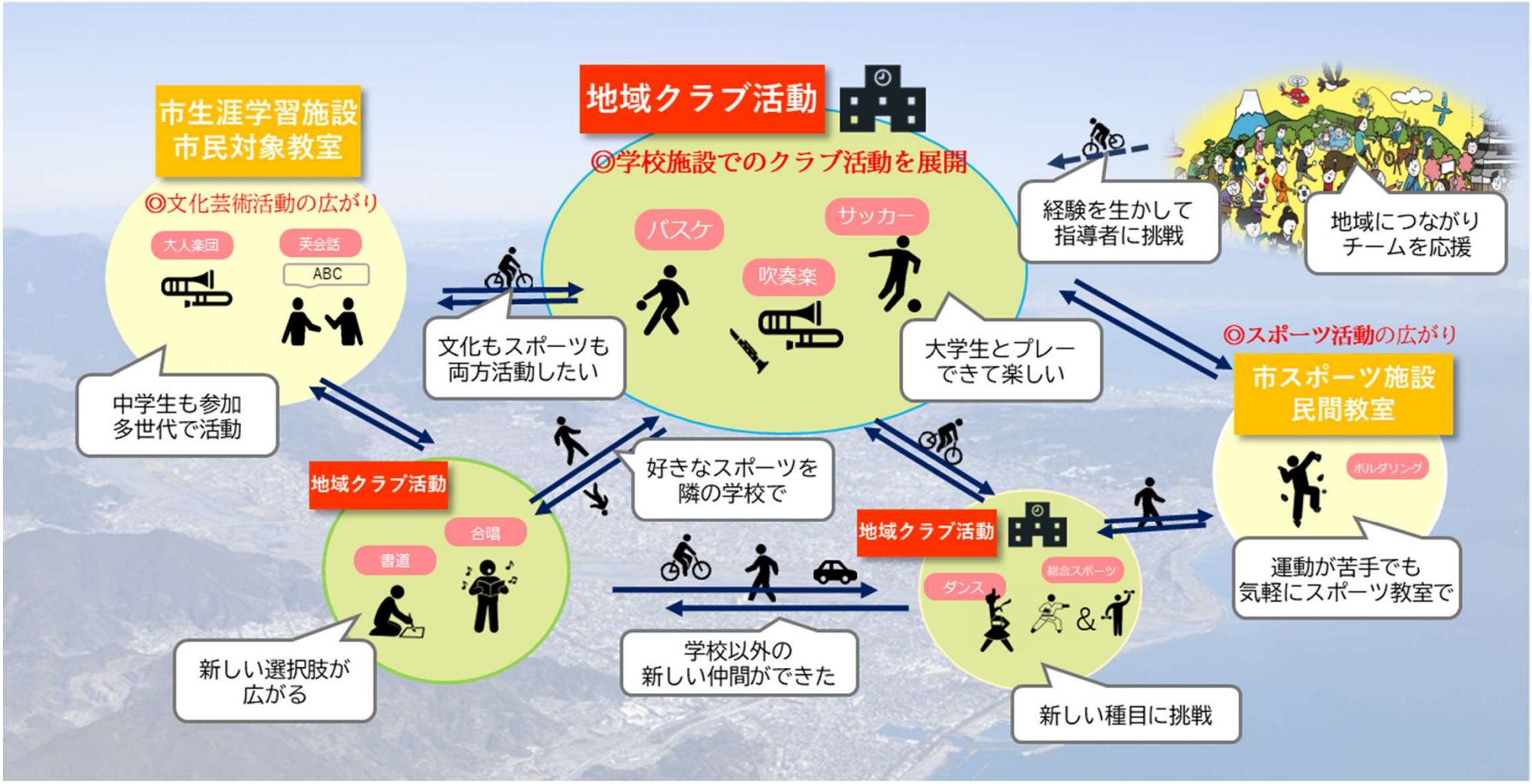

この実現のためには、既存の仕組みに捉われず、学校施設や生涯学習施設などの市が保有する「施設」と「社会の人材」を最大限活用し、市民や民間企業・団体の皆様との共働により、持続可能な基盤体制を創出します。

2026年3月25日　市長定例記者会見資料

「しずおか地域クラブ活動」への転換時期

静岡市は、2022年12月に「2026年度夏までに休日の活動について、2030年度までに平日・休日の活動について地域クラブ活動を全市展開する」というスケジュールを示しました。

しかし、平日と休日の指導者が異なることで指導方針の違いが起き生徒が混乱することがありうることや、実施主体が異なることでケガやトラブルの発生について責任の所在が不明確になるなどの課題が明らかになりました。そこで、2025年１月、「2027年９月に平日と休日の活動を同時期に新しいクラブに転換する」という計画に変更しました。

まずは中学生を対象とした基盤を2027年９月までに確立し、将来的には世代を超えて参画できる新たなプラットフォームとなるよう発展させていきます。

なお、部活動のしずおか地域クラブ活動への転換が完了するのは2027年９月ですが、転換の準備が整った部活動や新規に立ち上げるクラブについては、先行して４月からしずおか地域クラブ活動として実施することを検討しています。

2026年3月25日　市長定例記者会見資料

中学生の活動はどう変わるのか

現在、スポーツ・文化芸術活動に「チャレンジしてみたい、友達と楽しみたい」という「体験・交流志向型」や、「もっと上手くなりたい、楽しむだけだと物足りない」という「技能向上志向型」の中学生が、部活動に加入しています。一方で、「高校以降のことも考えて高いレベルで活動したい」という「競技追究志向型」の中学生は、民間のクラブや教室等に加入している場合があります。

2027年９月以降、部活動に代わってしずおか地域クラブ活動が始まります。しずおか地域クラブ活動には、部活動に加入していた「体験・交流志向型」と「技能向上志向型」の中学生が参加することを想定しています。部活動と同様、しずおか地域クラブ活動への参加は任意です。「競技追究志向型」の中学生は、引き続き、民間のクラブや教室等を選択していただけます。

2026年3月25日　市長定例記者会見資料

しずおか地域クラブ活動の具体的な運営方針

部活動からしずおか地域クラブ活動への転換後も、部活動と同様の種目に取り組むことができ、さらに部活動になかった種目の選択肢を拡充するため、しずおか地域クラブ活動に「指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の２種類を設けます。

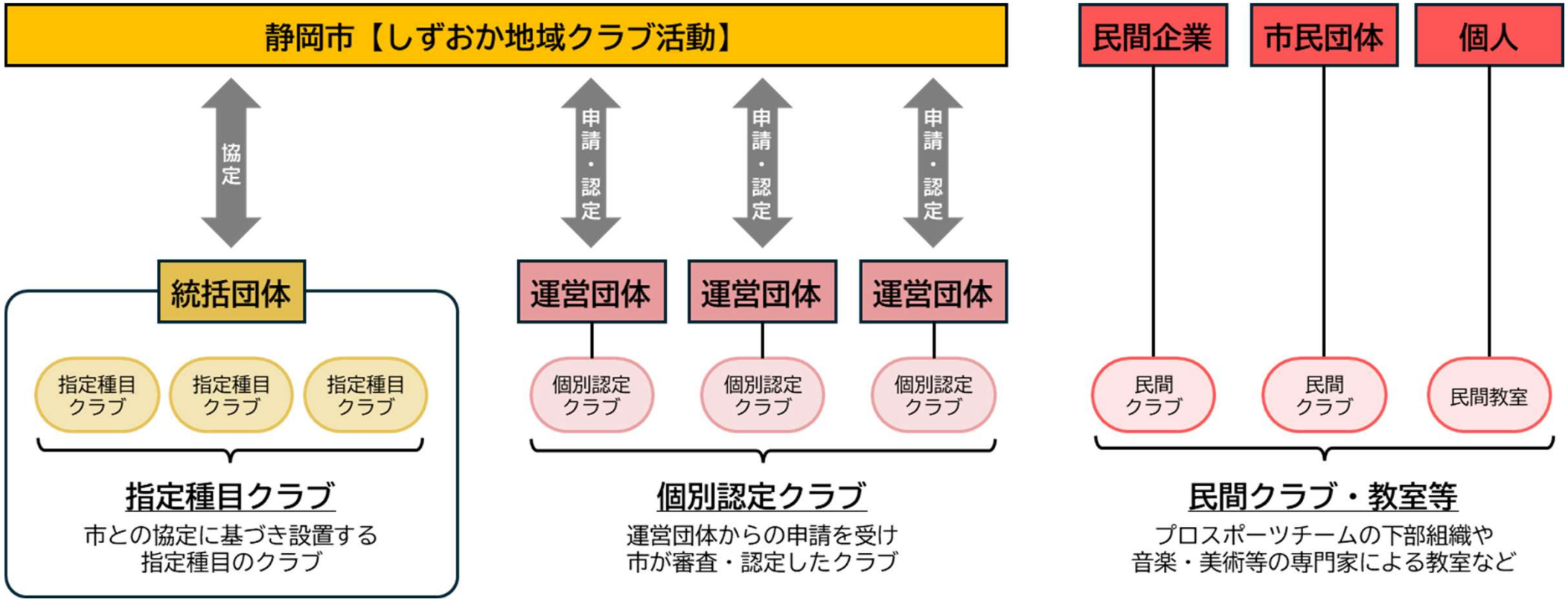

2026年3月25日 市長定例記者会見資料

指定種目クラブ

市が指定した種目のクラブを「指定種目クラブ」とします。指定種目は、児童生徒へのアンケート結果等を踏まえて決定することとし、３年を目安に種目を見直します。

指定種目クラブは、複数の指定種目クラブを統括して運営する団体（統括団体）と市が協定を結ぶことにより設置します。統括団体は公募により決定し、市から補助金を交付します。これにより、中学生が現行の部活動と同程度の活動内容・費用負担で参加できるようにします。

なお、中山間地の中学校７校（大河内、玉川、井川、藁科、大川、小島、両河内）については、各校において現在設置している部活動を地域クラブ活動に転換し、引き続き自校において活動できるようにします。希望があれば、自校に設置される地域クラブ活動以外に参加することも可能です。

個別認定クラブ

市民や民間企業・団体等が任意で設置したクラブで、一定の基準に基づき「しずおか地域クラブ活動」として市から認定を受けたものを「個別認定クラブ」とします。指定種目以外の種目や、部活動よりももっと気軽にその種目を楽しむ活動など、これまでの部活動にはなかった新たな選択肢が増えることが期待されます。

7－8 部活動の地域展開

2026年3月25日 市長定例記者会見資料

スタート時（2027年９月）の指定種目

〇スポーツ

・児童生徒アンケートにおいてニーズが高かった10種目を「指定種目【必須】」とし、当該種目のクラブをすべてのエリアで設置します。

①サッカー　②バスケットボール　③バレーボール　④ダンス　⑤バドミントン
⑥陸上　⑦野球　⑧ソフトテニス　⑨卓球　⑩総合スポーツ（※）
※総合スポーツ：特定の種目だけではなく、複数のスポーツ種目に取り組むもの。

・「指定種目クラブ【必須】」に加え、次の種目のうちから１種目以上のクラブ（指定種目クラブ【選択】）を各エリアに設置します。
・どの種目を選択するかは、各エリアのニーズや学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。

剣道　柔道　ハンドボール　フットサル　空手　硬式テニス　ソフトボール
新体操　ドッジボール　体操　ラグビー

〇文化芸術

・現行の部活動にある６種目のうち、全校に設置されている吹奏楽及び美術の２種目を指定種目とし、当該種目のクラブをすべてのエリアで設置します。

①吹奏楽　②美術

2026年3月25日 市長定例記者会見資料

活動日数・活動時間

活動日数は、週当たり５日以内（平日４日以内、土日１日以内）とします。
なお、この範囲内であれば、週に１日や月に１日とすることも可能です。
ただし、指定種目クラブについては、活動日数を原則として週３日（平日２日、土日１日）とします。
活動時間は、平日１日当たり２時間、土日１日当たり３時間を目安とします。

活動場所

指定種目クラブについては、一クラブ当たりの参加者を一定程度確保することが望ましいため、複数の中学校区を一つの単位とした「エリア」を基礎単位として設置します。活動場所は、原則としてエリア内のいずれかの中学校とし、今後統括団体との協議によって決定します。
自分が通う中学校以外が活動場所となった場合は、放課後に徒歩や自転車で移動していただくこととなります。
子どもたちが徒歩や自転車で移動できるよう、エリアは原則として近隣の２～３中学校区で構成します（葵区：６エリア、駿河区：４エリア、清水区：６エリア、計16エリア）。【エリアの区分けは次のスライドを参照】
範囲が広いエリアにおいては、活動場所を交互にすることなどにより、子どもたちの移動負担を軽減するための対策を講じます。
また、自宅からの距離や移動のしやすさなど、個々の事情に応じ、自宅のあるエリアに縛られずにクラブを選択することも可能です。
個別認定クラブの活動場所は、学校施設だけでなく、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、民間事業者等が有する施設を活用します。

7－10　部活動の地域展開

エリアの区分け

葵区	1	城内中　東中
	2	観山中　安東中
	3	西奈中　竜爪中
	4	美和中　賤機中
	5	籠上中　末広中
	6	服織中　安倍川中
駿河区	7	大里中　中島中
	8	長田西中　長田南中　城山中
	9	高松中　南中
	10	東豊田中　豊田中
清水区	11	清水第一中　清水第二中
	12	清水第三中　清水第四中　清水第五中
	13	清水第七中　清水第八中
	14	清水第六中　清水飯田中
	15	清水庵原中　清水袖師中　清水興津中
	16	蒲原中　由比中

赤字：範囲が広いエリア（自転車による中学校間の移動時間が15分以上）

2026年3月25日　市長定例記者会見資料

参加者

市内に居住する全ての中学生を対象とします。市立中学校以外の生徒も参加可能です。
また、クラブの活動内容等により、参加者に小学生や高校生を含めるなど、クラブを設置する団体等が柔軟に設定することができます。

費用

国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に　応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定します。
指定種目クラブの参加に当たっては、部活動と同程度の月3,000円～5,000円／人程度の費用を負担いただくことを想定しています。
また、経済的に困窮する世帯の生徒への支援についても、今後検討します。

【参考：国が示す参加費等の金額の目安】
2025年12月末、地域クラブ活動の参加費等の金額の目安として、国からは「休日に１日・月４日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。」と示されました。静岡市のように、平日を含めて活動する場合の参加費等の金額の目安はまだ示されていません。

2026年3月25日 市長定例記者会見資料

指導者

地域クラブの指導員は、各クラブの統括団体・運営団体が確保することを前提としています。その上で、静岡市としては、現在の部活動指導員や関係団体、大学、地元企業等に対して、地域クラブ活動に関する情報を積極的に発信し、協力を求めていきます。

加えて、教育委員会事務局と連携し、指導員になることを希望する小・中学校の教員が、教員としての業務に支障のない範囲で地域クラブ活動に参画できるよう、必要な手続の整理や仕組みづくりを進めます。

また、指導員の数を確保するだけでなく、指導員の質を担保することも重要です。そのため、静岡市では、地域クラブ活動に従事する予定の指導員に対し、中学生年代への接し方や活動中の事故防止、トラブル発生時の現場対応などに関する研修を実施します。

【参考：指導者の登録要件】

国のガイドラインでは、指導者の登録要件が次のとおり示されています。

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

（１）中学生年代を対象とし、部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えたものであること

（２）暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者

（３）以下のいずれにも該当しない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 暴力団或いは暴力団員をはじめとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

7－13　部活動の地域展開

2025年度「（仮称）しずおか地域クラブ活動」体験会実施状況

目　的	（仮称）しずおか地域クラブ活動が、活動の主役となる中学生のニーズに沿ったものとなるよう、実際の地域クラブ活動を想定した体験会を実施することにより、子どもたちや保護者の皆さんからご意見をいただき、クラブ運営等に反映する。

参加対象者	原則小学５，６年生	実施回数	各クラブ７回程度（２時間／回）

スポーツクラブ

１ブロック当たり３つのクラブ（３種目）の体験会を実施した。

区	ﾌﾞﾛｯｸ	エリア	実施場所	体験会実施事業者	実施種目		
					①ダンス	②総合スポーツ(※)	③その他(※)
葵区	A	城内中　東中	安東中	(株)シラトリ	ダンス	・ピックルボール ・バレー ・バスケ	サッカー
		観山中　安東中					
		西奈中　竜爪中					
	B	籠上中　美和中　賤機中 玉川中　大河内中　梅ケ島中　井川中	末広中	(株)VELTEX スポーツエンタープライズ		・サッカー ・体づくり ・走り方講座	バスケ
		末広中　安倍川中　服織中 藁科中　大川中					
駿河区	C	大里中　中島中	大里中	(株)SBSプロモーション		・走り方講座 ・ボール遊び （バルシューレ）	バレー
		長田西中　長田南中　城山中					
	D	高松中　南中	豊田中	(特非)静岡エスアカデミア・スポーツクラブ		・インドアテニス ・バドミントン	バレー
		東豊田中　豊田中					
清水区	E	清水第一中　清水第二中	清水第七中	フジ物産(株)		・アルティメット ・サッカー ・エンジョイバスケ	バスケ
		清水第三中　清水第四中　清水第五中					
		清水第七中　清水第八中					
	F	清水第六中　清水飯田中	清水興津中	(株)VELTEX スポーツエンタープライズ		・サッカー ・体づくり ・走り方講座	バスケ
		清水庵原中　清水袖師					
		清水興津中　小島中　両河内中 蒲原中　由比中					

※総合スポーツ：特定の種目だけではなく、複数のスポーツ種目に取り組むもの。体験会では記載の種目に取り組む。
　その他　　：児童生徒アンケート結果でニーズの高い種目のうちから選択。

文化芸術クラブ

各区で２つのクラブ（①吹奏楽、②美術）の体験会を実施した。

区	実施場所	体験会実施事業者	実施種目
葵区	城内中	(特非)しずおか音楽文化支援協議会	①吹奏楽 ②美術
駿河区	高松中		
清水区	清水第四中		

8－1 学校の統廃合について

今後の児童生徒数 推移

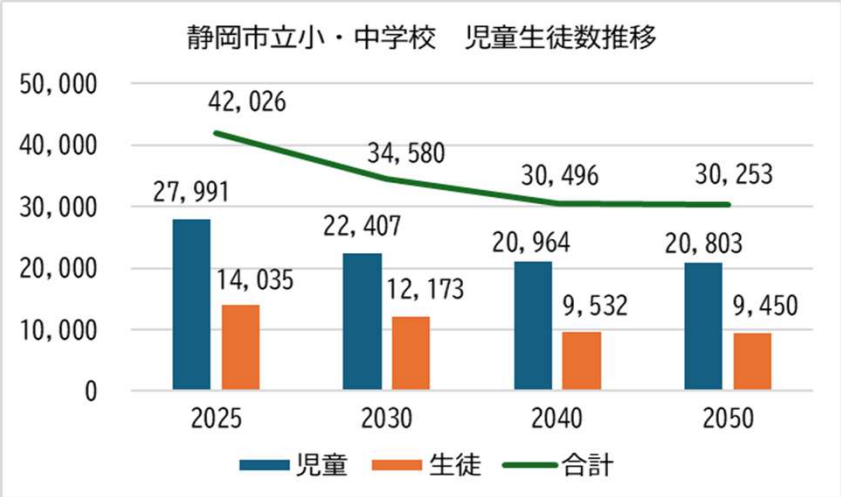

※2030年以降は本市独自の人口目標値から算出

- 児童生徒数は減少傾向にあり、一定の児童生徒の集団規模が維持できない学校が増加することが見込まれる。
- こどもたちが、多様な人間関係の中でコミュニケーション能力をのばし、社会性を育むことができる教育環境の質を、将来にわたり確保するため、小中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいく。
- 学校は、こどもの学びの場であるとともに、地域行事や世代間交流の場となるなど、地域活動の中心的な役割を果たしていることから、地域や保護者にご理解をいただき進めていく。

これまで統廃合を行った学校

年度	統合後の学校	統合前の学校
2006年度	番町小学校	一番町小学校 三番町小学校
2007年度	葵小学校	青葉小学校 城内小学校
2016年度	井川小中学校（小中一貫校化）	井川小学校 井川中学校
2017年度	大河内小中学校 （小中一貫校化）	大河内小学校 大河内中学校
	梅ケ島小中学校 （小中一貫校化）	梅ケ島小学校 梅ケ島中学校
	大川小中学校 （小中一貫校化）	大川小学校 大川中学校
2020年度	玉川小中学校 （小中一貫校化）	玉川小学校 玉川中学校

年度	統合後の学校	統合前の学校
2022年度	両河内小中学校（小中一貫校化）	清水和田島小学校 清水西河内小学校 清水中河内小学校 清水両河内中学校
2024年度	中藁科小学校	中藁科小学校 清沢小学校 水見色小学校
2026年度	蒲原小中学校(小中一貫校化)	蒲原西小学校 蒲原東小学校 蒲原中学校
	大河内小中学校	大河内小中学校 梅ケ島小中学校
	由比小学校	由比小学校 由比北小学校

8－2 学校の統廃合について

現在、統廃合に向けて動いている地区

※各学校の児童生徒数は、2026年4月3日現在の人数

①久能地区 ： 2027年4月に久能小と大谷小が統合予定

・2024年9月に、自治会やPTAから、久能小(10人)の大谷小 (334人)への統合についての要望書の提出
・2027年4月の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて地域と定期的に協議

②美和地区 ： 2027年4月に美和小と安倍口小が統合予定

・2026年2月に、自治会やPTAから、美和小(41人)の安倍口小 (184人)への統合についての要望書の提出
・2027年4月の統合に向けて、今後「学校開校準備委員会」にて地域と協議を行う予定

③由比地区 ： 2028年4月に由比中と由比小が統合予定

・2025年1月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
・2026年4月に由比北小と由比小が統合
・2028年4月の由比中(125人)と由比小(170人)の統合による 小中一貫校化に向けて、「学校開校準備委員会」 にて、地域と定期的に協議

④藁科地域 ： 2028年4月に中藁科小と藁科中が統合予定

・2022年9月に、自治会やPTAから小中一貫校化の要望書が提出
・2024年4月に、清沢小、水見色小、中藁科小が統合
・2028年4月の藁科中(45人)、中藁科小(70人)の統合に向けて、「学校開校準備委員会」にて、 地域と定期的に協議

【久能地区】学校開校準備委員会

【由比地区】学校開校準備委員会

【藁科地域】学校開校準備委員会

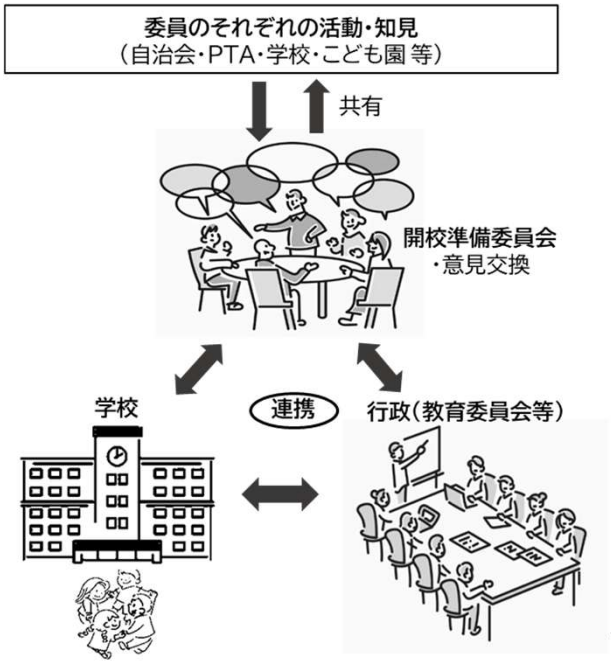

8－3 学校の統廃合について

学校統合に伴う通学支援

学校統合に伴い、通学が遠距離となる児童・生徒に対して、通学支援を実施している。
（対象となる児童生徒は、遠距離通学事業補助金と同様に小学生は通学距離が2㎞以上、中学生は4㎞以上とする）

（1）通学手段の基本的な方針

①通学区域内を路線バスや自主運行バス、電車等が運行している場合は、それら公共交通の活用を優先的に検討する。
②山間地など、公共交通が活用できない場合には、スクールバスの運行等、送迎手段を検討していく。

（2）具体的な支援策

①公共交通を利用する通学支援対象者には、購入した定期代全額を補助する。
②送迎手段として、スクールバス等を運行した場合は、その利用者の乗車料金は無料とする。

【既に実施している学校統合に伴う地区別通学支援】

①両河内小中学校（2022年4月～）
中河内小、西河内小、和田島小が統合

支 援 策：スクールバス運行
車　　両：マイクロバス2台、ハイエース2台
対象人数：79名（2026.4時点）

②中藁科小学校（2024年4月～）
清沢小、水見色小、中藁科小が統合

支 援 策：送迎車運行
　　公共交通利用による定期代補助
車　　両：ミニバン1台（送迎車）
対象人数：11名（2026.4時点）

③蒲原小中学校（2026年4月～）
蒲原東小、蒲原西小、蒲原中が統合

支 援 策：スクールバス運行
車　　両：大型バス2台
対象人数：104名（2026.4時点）

④大河内小中学校（2026年4月～）
梅ケ島小中、大河内小中が統合

支 援 策：公共交通利用による定期代補助
対象人数：7名（2026.4時点）

⑤由比小学校（2026年4月～）
由比北小、由比小が統合

支 援 策：スクールバス運行
車　　両：マイクロバス1台
対象人数：17名（2026.4時点）

９－０　学校給食の基本的な考え方（学校給食の役割及び目標）

≪学校給食の役割≫（学校給食法第1条）

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

≪学校給食の目標≫（学校給食法第2条）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2026年度　学校給食の提供に要する経費

学校給食法第11条に基づき、食材の購入に要する経費は児童生徒の保護者に負担していただき、それ以外の給食提供に要する人件費や施設・設備費等は静岡市が負担している。令和8年4月から、国による学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が実施され、小学生（生活保護世帯の児童は生活保護の適用優先）の食材の購入に要する経費が給食費負担軽減交付金（仮称）の対象となる。

<table>
<tr><td>食材費
（学校給食費）</td><td>51.0%
1食当たり
371円</td><td>
約28億900万円
【内訳】保護者負担　約7億4,000万円（中学生のみ@325円）
市の負担　約20億6,900万円
・給食費負担軽減交付金（仮称）　約15億4,300万円
・物価高騰対策負担軽減事業費　約4億3,300万円
・生活保護世帯・就学援助世帯　約9,300万円

※国による小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）により「給食費負担軽減交付金（仮称）」が創設され、市町村に交付されるため、小学生の保護者負担分が令和8年度から市の負担となる。保護者負担は令和8年度から中学生のみ。

【参考】
<table>
<tr><th></th><th>食材費</th><th>保護者負担</th><th>市の負担</th><th>給食費負担軽減交付金（仮称）</th><th>物価高騰対策負担軽減事業費</th><th>生活保護世帯・就学援助世帯</th></tr>
<tr><td>2026</td><td>約28億900万円</td><td>約7億4,000万円（中学生）</td><td>約20億6,900万円</td><td>約15億4,300万円（小学生）</td><td>約4億3,300万円</td><td>約9,300万円</td></tr>
<tr><td>2025</td><td>約27億6,300万円</td><td>約21億円（小学生・中学生）</td><td>約6億6,300万円</td><td>－</td><td>約4億6,400万円</td><td>約1億9,900万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>運営費</td><td>49.0%
1食当たり
357円</td><td>
約26億9,600万円【全て市が負担している経費】（学校給食センター等の運営に係る委託費、光熱水費及び人件費等）

【参考】R7　約26億8,900万円
</td></tr>
<tr><td>計</td><td>100%
1食当たり
728円</td><td>
55億500万円 ÷ 42,026人 ÷ 180回／年 ＝ 727.7円　≒728円（1食当たり単価）
※1校につき年間180回の学校給食提供

【参考】2025　54億5,200万円　700円（1食当たり単価）
</td></tr>
</table>

※学校給食費の保護者負担、生活保護世帯及び就学援助世帯分は、各前年5月1日現在の児童生徒数、就学援助世帯人数及び生活保護世帯人数を基に試算
※給食費負担軽減交付金（仮称）、物価高騰対策負担軽減事業費及び運営費は、各年度の予算

9－2　学校給食費の公会計化・無償化

学校給食費の公会計化について

1　学校給食費の公会計化の意義

これまで各学校長が保護者から学校給食の提供に要する食材費を給食費として徴収していたが、学校給食費会計の公平性、透明性を向上させ、徴収・管理に係る教職員の業務負担軽減、並びに支払方法の増加による保護者の利便性向上などのため、2025年度から学校給食費を公会計化し、学校給食課にて学校給食費を一括徴収・管理している。

2　学校給食費の管理について

(1)これまでの学校給食費の流れ(例:センター配食校)

学校給食費は、市の歳入予算として計上せず、学校長が管理する会計(私会計)の中で処理

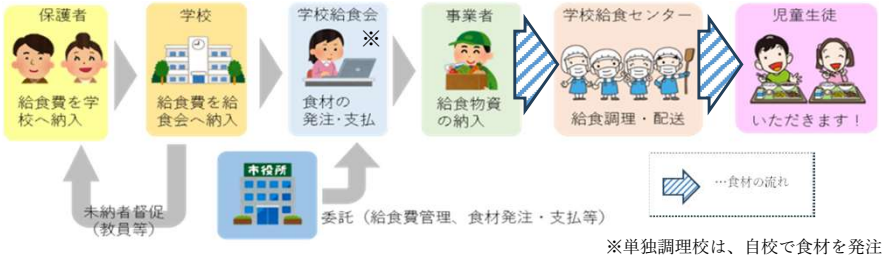

※単独調理校は、自校で食材を発注・支払

(2)公会計化後の学校給食費の流れ(例:センター配食校)

学校給食費会計の公平性、透明性を向上させ、教職員の業務負担軽減、並びに保護者の利便性向上などを目的に、2025年4月から公会計化を実施

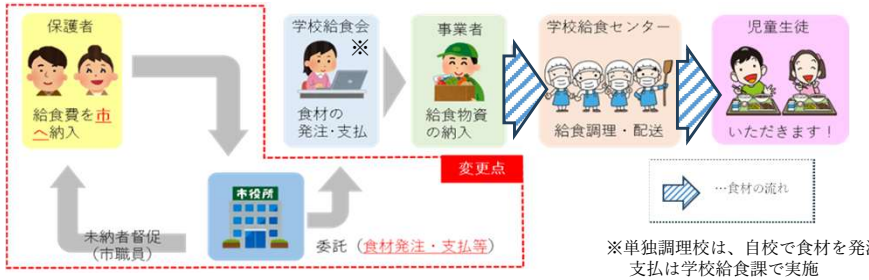

※単独調理校は、自校で食材を発注、支払は学校給食課で実施

※これまでの学校指定1金融機関のみの取り扱いから、web(パソコンやスマホ)から県内9金融機関の口座振替依頼が可能となり、コンビニ・キャッシュレス納付にも対応している。

学校給食費の無償化について

国は、2026年度から小学校の学校給食費の抜本的負担軽減(いわゆる給食無償化)のための「給食費負担軽減交付金」を創設(1人当たり5,200円/月)し、都道府県を介し、市町村に交付することを決定した。

・小学校の給食費は、国の交付金等を活用し、すべて公費負担とし、無償化する。
・中学校の給食費は、物価高騰分を公費で負担し、保護者負担額を据え置く。

1　スケジュール

・2026年4月～　小学校の学校給食費の無償化を開始

2　学校給食費

※2026年度

	小学校	中学校
一食当たり単価 (保護者負担額)	0円	325円
年間予定給食回数	180回	180回
年間納付額	0円	58,500円
一食当たり 公費負担額	357円	98円
一人当たり 年間公費負担額	64,260円	17,640円

学校給食の内容

＜主食＞

・麦ご飯、炊き込みご飯、食パン、ソフト麺など様々な種類を提供。

・主食の量
　年齢に合わせて、必要なエネルギー量が変わるため、学年ごと主食量も調整している。

＜おかず（主菜や副菜）＞

・肉や魚、卵、大豆製品などの主菜と野菜中心の副菜を組み合わせて提供。
・和風・洋風・中華風など種類も豊富

＜牛乳＞

・成長期のカルシウム補給のため毎日1本（200ml）がつく。
※牛乳業者から配送

・学校給食摂取基準
学校給食で提供する食事内容については、子どもの健全な成長のために適切な栄養量を確保できるよう努めている。

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (%)	脂質 (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	食物繊維 (g)
6～7歳	530	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20%	学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%	290	2	4以上
8～9歳	650			350	3	4.5以上
10～11歳	780			360	3.5	5以上
12～14歳	830			450	4.5	7以上

＊学校給食では、成長期の子どもに不足しがちな栄養素（カルシウムや鉄、食物繊維など）が積極的にとれるように配慮し、提供しています。

学校給食における取組（生きた教材としての献立）

【ふるさと給食の日・ふるさと給食週間】
　地産地消の取組として、毎月１回以上**「ふるさと給食の日」**を設け、県内産の食材や、よく食べられている料理を積極的に献立に取り入れている。
　また、６月と11月の各５日間を**「ふるさと給食週間」**とし地元の食文化に親しんでもらえるような料理を提供。

海外の料理の例（カンヌウィーク）
・ソフトフランスパン
・牛乳
・鶏肉のフリカッセ
・フレンチサラダ
・ブラマンジェ

【環境おうえん給食】
　「持続可能な食と農を考える」食育として、「環境おうえん給食」と位置づけ、環境に配慮し生産された農産物（有機農産物）を学校給食で提供しています。令和８年度は、「米・玉ねぎ・じゃがいも・さつま芋・大根・人参・茶加工品」を提供予定。

ふるさと給食の例
・ごはん
・牛乳
・静岡おでん
・ごま和え
・パイナップル缶

【海外の料理】
　５月のカンヌウィークや10月の多文化共生月間、他国際交流イベントに合わせ、海外の料理を提供。

【スマイル給食】
　食物アレルギー等で喫食に制限のある子も食べることが出来る給食を年１回提供。

環境おうえん給食の例
・ごはん
・牛乳
・さばのねぎソースかけ
・ひじき入りおひたし
・大根のそぼろ汁

9－4　学校給食施設状況

静岡市の学校給食は、現在、学校給食センター及び単独調理校にて調理され、小学校及び中学校の児童生徒に提供されています。

今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、市全体の学校給食の提供のあり方を見直す必要があり、現在、持続可能な食の生産（農産物・食品等）、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、学校給食提供システムを検討しています。

1　学校給食センター

※2025.5.1日現在

名称	給食校数及び食数	
東部学校給食センター	1日　4,103食	中　11校　4,103食
丸子学校給食センター	1日　7,851食	小　12校　5,554食 中　5校　2,297食
西島学校給食センター	1日　8,137食	小　11校　5,106食 中　6校　3,031食
門屋学校給食センター	1日　6,797食	小　16校　4,095食 中　8校　2,702食
中吉田学校給食センター	1日　8,722食	小　11校　6,555食 中　4校　2,167食
藁科学校給食センター	1日　176食	小　2校　99食 中　2校　77食
井川学校給食センター	1日　12食	小　1校　12食 中　1校　0食
庵原学校給食センター	1日　560食	小　1校　379食 中　1校　181食
両河内学校給食センター	1日　789食	小　5校　629食 中　2校　160食
由比学校給食センター	1日　382食	小　2校　231食 中　1校　151食

2　単独調理校

※2025.5.1日現在

	給食校数及び食数
静岡地区	小　1校　10食 中　1校　17食
清水地区	小　17校　6,809食
蒲原地区	小　2校　370食 中　1校　218食

門屋学校給食センター

学校給食調理の様子

【静岡市学校給食ウェブサイトの紹介】

静岡市は、2023年3月から学校給食に関するウェブサイトを開設しました。給食の献立や給食施設の情報から、食育に関するコンテンツまで、各学校や家庭で活用してもらうために精力的に情報を発信しています。

静岡市学校給食キャラクター“しょっかんくん”

９－５－１　清水区の学校給食センター整備方針の見直しについて

教育委員会

≪経緯≫

- 2022年12月に、清水の船越地区に清水区を配食エリアとする1万食規模の学校給食センターを整備する方針を決定。しかし、今後、児童生徒数の減少が見込まれることから、将来の児童生徒数の推計を基に、葵区・駿河区を含めた市全体の学校給食の提供のあり方を見直すこととした。
- 給食供給全体量としては、新センターを設置しなくとも既存の他の給食センターも含めた供給体制の見直しで供給可能と考えており、1万食規模のセンターの新設は確実に過剰投資になる。

≪現状・課題・背景≫

- 静岡市における地域の農産物など食の生産から消費に関する施策については、農業振興、卸売市場、学校給食など各分野の目的に基づいて実施されているが、時代の流れとともにそれぞれにおいてハード面、ソフト面で様々な課題が発生している。
- 社会全体の動きとして、食の供給システムはすでに大きく変わってきている。今後さらに変化・進化していくことが予想される。
- 将来の児童生徒数の推計を基に、葵区・駿河区を含めた市全体の学校給食の提供のあり方を見直す必要がある。また、給食センターや学校内での調理状況、配送システムなど、現在のシステムにも抜本的な改善が必要である。

９－５－２　清水区の学校給食センター整備方針の見直しについて

教育委員会

≪静岡食と農システムプロジェクトチームにおける見直しの方向性≫

- これからの学校給食のあり方を考える際には、単に学校給食だけで考えるのではなく、持続可能な食の生産、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、その中でどういう学校給食供給システムにするかを考える必要がある。
- 2025年2月に立ち上げた『静岡食と農システムプロジェクトチーム』において、調理工程の省人化・省力化の検討の一環として、卸売市場内の事業者による野菜加工工場で加工した野菜を学校給食センターに受け入れるための検証を実施した。

  また、（仮称）静岡型フードプロセスシステム構築に向け、今後、ニーズ・需要調査の実施や民間参画に向けたサウンディング調査を実施し、調査結果を踏まえた基本構想を2026年度中に策定する予定。

10－1　学校施設の老朽化と施設改修

教育委員会

≪小・中学校の施設の状況≫

2026年度の小・中学校数は、小学校72校、中学校36校、小中一貫校6校の計114校である。

また、建物棟数の合計は348棟である。この内、築50年以上のものは149棟（校舎109棟、体育館40棟）で、全体の42.8%を占めており、今後計画的な整備が必要である。

用途・築年数で分類した学校施設数（単位：棟）

	校舎			体育館			武道場			計
	築50年未満	築50年以上		築50年未満	築50年以上		築50年未満	築50年以上		
小学校（72校）	56	69	125	43	28	71	0	0	0	196
中学校（36校）	42	33	75	26	10	36	14	0	14	125
小中一貫校（6校）	14	7	21	4	2	6	0	0	0	27
合計（114校）	112	109	221	73	40	113	14	0	14	348
割合	50.68%	49.32%	100.00%	64.60%	35.40%	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%	

（2026年度）

≪これまでの取組≫

学校施設は、災害発生時の避難所として災害に対応する堅牢性を確保するため、耐震補強等の大規模な工事を行ってきた。

現在は、夏季の高温対策のため、教室への空調設備の整備や、校舎トイレの洋式化など、学校環境を改善する取組を継続して実施している。

しかし、学校施設の多くは築50年を超え建物の老朽化が進んでおり、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定の解説書」に基づく目視点検では、多くの建物において「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」のいずれかで損傷・変質・ひび割れ等の劣化が確認された。

このことから、安全性や機能性確保の観点により、計画的な老朽化対策が不可欠な状況である。

10－2　学校施設の老朽化と施設改修

≪今後の方針：◆小中学校施設ライフサイクルマネジメント計画の策定（2026年度）≫

これまでは、「静岡市社会共有資産利活用基本方針」に基づき改修を実施したが、個別の建物の改修や建替えなどの具体的な計画がなく、老朽化対策を計画的かつ着実に実施していくことが必要な状況となっている。

このような状況から、2026年度に「小中学校施設ライフサイクルマネジメント計画」を策定する。

〇ライフサイクルマネジメントとは・・・

建物の整備において、事業の企画・計画から、土地・建物の設計、工事、運用、維持管理、改修、解体までの供用期間全体におけるライフサイクルを通じて、コスト、品質、環境負荷、稼働率などを最適化するために、計画的な管理を行う手法である。

〇小中学校施設ライフサイクルマネジメント計画では・・・

学校施設の目指す姿を定めるとともに、ライフサイクルマネジメントの考え方に基づき、建物の長寿命化や学校統廃合による施設保有量の削減などにより、将来的なコストの軽減と平準化を図りながら、良質な教育環境を確保する。合わせて、土地・建物など、共有資産の効率的な活用を図る。

計画策定においては、目標使用年数や整備水準、改修周期などの基本的な方針を設定し、各建物の劣化状況等を把握した上で、各建物の実情に即した実施計画を策定する。

また、実施計画に基づく施設整備費と、光熱水費や保守管理費、修繕料などの維持管理経費を合計した想定費用を算出し、コストの最適化を図る。

この計画に基づき、学校施設の維持管理、改修、建替え等を着実に進め、より良い学習環境の確保に努めていく。

10－3　特別教室・体育館へのエアコン設置（小中学校特別教室空調設備整備事業）

【目的】
　近年の気温上昇による熱中症等のリスクから児童生徒の健康を守り、快適な学習環境とするため、学校施設へ空調設備の設置を進め、安全安心で快適な教育環境を整備する。 体育館においては、児童生徒の学習環境を整えるとともに、災害時の避難所環境を改善する。

【小中学校特別教室空調設備整備事業】
〈実施内容〉
○実施内容：市立小中学校の特別教室（音楽室、理科室等）に空調設備を整備する。
○整備対象：市立小中学校の特別教室（小学校68校352室、中学校39校302室）
○整備期間：2023～2026年度　設計・工事
○総事業費：約56億円（内、国補助金約10億円）

特別教室の工事を実施中、2026年度夏季に整備完了予定

【小中学校体育館空調設備整備事業】
〈モデル校整備〉
○実施内容：モデル校3校の空調整備整備を行い、最適な整備方式等を検証する。
○実施対象：東中学校（葵区）、長田西小学校（駿河区）、清水袖師中学校（清水区）
○整備期間：2025～2026年度に設計・工事
○事業費：2.1億円（内、国補助金約1.0億円）

〈2026年度〉
○実施内容：文部科学省交付金を活用し、2033年度までに全109校の空調設備整備を目指す。
　　2026年度は、2027年度に工事を予定する16校の設計委託を実施する。
○事業費：2026年度、4,800万円
○交付金：「学校施設環境改善交付金（屋内運動場の空調設備整備事業）」（2024～2033年度）

体育館109校の整備を2033年度（交付金対象期間）までに完了目標

教室空調設備（設置状況）

体育館空調設備（参考例）

（参考）2025年度　小中学校修繕業務支出状況

●　資料の内容

2025年度 修繕要望件数、要望対応件数、緊急対応件数、
教育資産管理課が実施した修繕件数及び支出額、教育資産管理課修繕予算額を記載
（2026度分は現在執行中）

2025年度　小中学校施設修繕業務支出状況　　教育資産管理課

	修繕要望件数	要望対応件数	緊急対応件数	教育資産管理課対応修繕		教育資産管理課対応修繕予算
				対応件数計	支出額	
小　学　校	806	380	88	468	149,198,749	131,094,000
中　学　校	441	215	34	249	75,780,711	66,916,000
計	1,247	595	122	717	224,979,460	198,010,000

・不足分は課内予算から流用

◎　学校施設修繕予算について

2026年度の予算から、水道や電気、消防などの設備機器の突発的な不具合へ早期に対応するため、小学校分2,990万円、中学校分2,010万円、合計5,000万円の施設修繕料を別途予算化し、緊急的な修繕に対応している。

※　学校施設の維持保全に係る取組

学校施設で発生する老朽化による雨漏りや、施設の破損、設備の故障等、様々な不具合への対応として、規模の大きな改修工事等による施設整備は都市局建築部建築総務課が所管し、規模の小さな不具合等の施設保全に係る修繕等は教育局教育資産管理課が所管し、学校施設を安全で安心して使用できるように努めている。

11－1　英語教育について

◆静岡市の英語教育について

【目指す児童生徒像】
・自信を持って英語でコミュニケーションをする
・地域のことを英語で語る
・ふるさとへの愛情を持ち、国際的な視野で人とのつながりを広げる

【ALT(Assistant　Language　Teacher　:外国語指導助手)】　小学校5・6年、中学校全学年対象

◎ALT活用の目的

(1)外国語指導助手(以下「ALT」という。)と外国語科教員によるティーム・ティーチングを通して、児童生徒の英語コミュニケーション力を向上させる。
(2)ALTの英語力や文化的背景を生かし、児童生徒の異文化理解を促進する。

◎ALTの果たす役割

・英語でのやり取りを通じて、「わかる」「伝わる」喜びを体験させ、学習意欲を高める。
・英語でのやり取りの中で、母国と日本の文化の違いを伝えることで、異文化への関心を育てる。

市内小・中全校における
ALT事業についての
学校教員用アンケート

ALTとのティームティーチングにより、児童生徒のコミュニケーション能力や異文化理解が向上したと思う小中教員の割合	95.5%

(2026年2月アンケート結果)

成果

様々な形でのALTとの交流により、自分の英語が通じた経験が自信となり、言語習得や異文化理解が深まる。

課題

・児童生徒の英語力向上のため、外国語授業でALT参画をより充実させていくこと。また、小学校に対し、ALTの訪問支援に加え、オンライン支援を全校に対し実施すること。
・ALTやICT(AIや分析ツール)を活用した授業改善を進めること。
・ALT採用やALT研修会の質を高めること。

11－2 英語教育について

【今後進めていく取組（AI機能等のICT活用）】 小・中学生対象

◎学習支援ツール・英語AIアプリ導入

（1）学習支援ツールの導入（令和8年度10月全校導入）

子どもが、理解度に合わせて学習を進めるAIドリルや、子どもや先生が付いた英語力を確認できる分析ツールを導入することにより英語の授業を充実させる。【授業内活用】

（2）英語AIアプリの導入（令和7年度2月全校導入）

自ら進んで楽しみながら英語に触れる機会を増やす。
【授業外活用】 導入アプリ①「マグナとふしぎの少女」

◎英語AIアプリを活用した英語イベント開催

・前年度、ベルテックス静岡主催の英語イベント「マグナeスポーツ英単語バトル大会 最強決定戦」をこのはなアリーナにて開催した。
・**第1回テスト開催だったが、多くの子どもや保護者が参加**。

第1回英語イベントの様子

会場：このはなアリーナ

静岡市教育委員会はベルテックス静岡と連携協定を締結しており「児童及び生徒の育成（英語力向上）」に関する取組です。

第１回英語イベント実績

開 催 日	２月28日（土） ３月１日（日）
会 場	このはなアリーナ
参加方法	来場・オンライン
そ の 他	イベント後、ベルテックス静岡ホームゲームを無料観戦可能

参加者合計
来場
オンライン
約 1400 名
保護者含む

令和8年度の取組

○学習支援ツール
AI機能・分析ツールを活用した英語授業の充実を目的とした教員研修等を実施していく。

○英語AIアプリ・英語イベント
第2回イベントを夏休みに開催し、子どもたちが付けた英語の力を楽しく発揮する機会を設定する。

11－3 英語教育について

【今後進めていく取組（ALTオンラインサポート）】

◎現状１（英語力について）

〇英語教育実施状況調査（文科省）において、ポイントは着実に上昇傾向

	本市	全国
2025	57.0	-
2024	55.2	52.4
2023	56.0	50.0
2022	51.7	49.2

英語発表会

市内49校が参加

県大会出場：清水一中・城山中・東中・大里中

全国大会出場：大里中

◎現状２（授業内容について）

〇デジタル教科書・デジタルコンテンツの活用は順調。しかし、教育効果が高いとされる「ICTでの遠隔地のALTとのやり取り」の実施については全国・本市ともに低い状況。（教育効果：CEFR A1の生徒割合が2.6%高い）

授業内容	本市	全国
学習者用デジタル教科書の活用	95.3%	95.4%
デジタルドリルや動画等のコンテンツ活用	95.3%	95.7%
１人１端末等を用いた発表や話すこと	90.7%	96.4%
遠隔地のALT等とのティームティーチング	11.6%	15.2%

◎小学校に対するALTオンラインサポート

これまで **対面** 授業支援 ＋ これから **オンライン** 授業支援を追加

①スモールトーク

②発音練習

③ALTの話

④言語活動

⑤ゲーム/クイズ

⑥添削指導

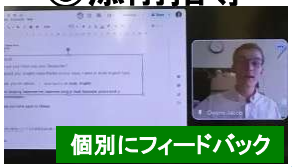

ALTによる対面＋オンライン支援

2026年度より小学校 全校実施

R7実証研究の成果　※令和７年度複数校にて実証研究を実施

- 発話量の増加（ALTとのやり取りが増え、英語を使う時間拡大）
- 児童の意欲向上（ALTとの交流で、学習意欲が高まる）
- 柔軟な日程調整が可能（必要に応じた活用が可能になる）

対面の強み：体験的　臨場感　信頼性

×

オンラインの強み：柔軟性　安心感　発展性

組み合わせることで「量×質」の向上を実現

11-4　AI機能等を活用した教育について

学習支援ツールにより、こども一人ひとりの課題や理解度を可視化し、全ての教員が客観的な分析データに基づきながら授業づくりができるようにする。
これにより、誰一人取り残すことなく、それぞれに最も適した学びを推進する。

教育効果❶

①自動採点されることにより、すぐに結果が返ってくる。

②自分の付けた学力や弱点が可視化され、子ども自身が次に何を学べばよいかが分かる。

③自分の「学び方」に対する振り返りがしやすくなる。

④家庭学習でも、授業の続きから取り組むことができる。

教育効果❷

①常に子どもの学習に取り組む様子が分かり、一人ひとりに合った支援ができる。

②子どもの理解度に合わせた授業を組むことができる。

③保護者に客観的に、学んできたプロセスや学習の理解度を伝えられる。

教育効果❸

①単元別の誤答率が一覧化され、どこでつまずいているか一目で分かる。

②個人・学級・学年レベルでの成績が分かる。

③経年データにより、学年を超えて学力の伸びや停滞を客観的に把握することができる。

12ー1ー1　公立の高等学校の適正配置等に関する県、市の役割

2026年4月9日市長定例記者会見 資料

1　根拠法令1：公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第四条（公立の高等学校の適正な配置及び規模）
都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。
この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を充分に考慮しなければならない。

⇨ 公立の高等学校の配置及び規模の適正化は、県の役割。
その際、私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を充分に考慮。

2　根拠法令2：教育基本法（地方公共団体と私立学校との関係）

教育基本法　第八条（私立学校）
私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって**私立学校教育の振興に努めなければならない**。

⇨ 地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めなければならない。

3　根拠法令3：学校教育法（市立の高等学校・中等教育学校の設置の根拠）

学校教育法　第四条
次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。（中略）

二　市町村（中略）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県の教育委員会（中略）

④　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

●政令指定都市になる前に設立した市立の高校は県の認可を受けて設置
●政令指定都市になった後に設置した清水桜が丘高校は県教育委員会に届出し設置
（形式上は、静岡市の判断により設置可能であるが、実態は県との十分な協議・連携が必要）

12ー1ー2　静岡市が市立高校を設置する意義（市の役割）

（1）　静岡市が高校を設置・維持する法的な責任

○ 市は、県教委による域内の公立高校の配置や規模の適正化の枠組みの中で、供給の一翼を担ってきた。
○ 法令によると、政令指定都市静岡市は、独自の判断で高校を設置することはできるが、必ずしも設置・維持しなければならないものではない。

（2）　なぜ、市が市立の高校を設置したのか。　（注：ここの市は、旧静岡市、旧清水市）

市立の高校を設置した当初は、県立高校の供給量が需要量（高校で学びたいと考える市民）に対し十分でなかったため、社会的ニーズに応える形で市が学校を設置したと思われる。（注）

（注：普通科、商業学科に入りたいが定員が少なく、入りにくい状況に応えるもの）

（3）　設立から現在までの功績

市立の高校はその長い歴史の中で、多くの人材を輩出し、静岡市の発展にも寄与してきた。そして、現在も多くの市民から愛されている学校である。

（4）　人口減少がより進む将来において、今後の市が高校を持つ意義

・市には設立当初のような「量的な供給量を確保する観点からの学びの保障の役割」は求められていない。

・市・市民が求める人材（資質・能力・知識）の育成のための「質的観点からの学びの保障の役割」が、今後、市が高校を持つ意義となる。（**質的な供給責任**）

12ー1ー3（参考） 市立高校の歴史〔沿革〕

静岡市立高等学校

昭和 14 年（1939 年） 静岡市議会において市立中学校の設置決議、創立委員会設置
定員 1,000 名（20 学級）静岡市立第一中学校設立認可
昭和 15 年（1940 年） 静岡市立千代田尋常高等小学校の一部を仮校舎として授業開始
昭和 16 年（1941 年） 木造二階建て校舎一棟完成移転
昭和 17 年（1942 年） 各種学校令による静岡市立第二中学校（夜間）を併設
（200 名4学級）
昭和 23 年（1948 年） 学校教育法の規定により静岡市立第一中学校及び第二中学校を併せて静岡市立高等学校とし、全日制・定時制の両課程設置、全日制定員 600 名（12 学級）、定時制定員 160 名（4学級）
平成 23 年（2011 年） 全日制課程理数科（科学探究科）設置、全日制課程普通科の定員 280 人（7学級/学年）、全日制課程科学探究科の定員 40名（1学級/学年）
平成 25 年（2013 年） 文部科学省による SSH（スーパーサイエンスハイスクール） Ⅰ期の指定
平成 30 年（2018 年） 文部科学省による SSH（スーパーサイエンスハイスクール）第Ⅱ期の指定
令和4年（2022 年） 定時制課程閉課程
令和6年（2024 年） 文部科学省による SSH（スーパーサイエンスハイスクール）第Ⅲ期の指定

静岡市立清水桜が丘高等学校

静岡市立清水商業高等学校
大正 11 年（1922 年） 静岡県清見潟商業学校（6町村組合）として開校
大正 13 年（1924 年） 市制施行により清水市立商業高等学校に改称
昭和 23 年（1948 年） 定時制課程設置
昭和 25 年（1950 年） 男女共学となる
昭和 54 年（1979 年） 定時制課程閉講
平成 15 年（2003 年） 静岡市立清水商業高等学校に改称

静岡県立庵原高等学校
昭和 54 年（1979 年） 第二次高校生急増対策「高校新設後期計画」により設置が決定
昭和 56 年（1981 年） 開校（普通科と英語科を設置）

平成 25 年（2013 年） 静岡市立清水桜が丘高等学校 開校（静岡市立清水商業高等学校と静岡県立庵原高等学校との再編整備）

12ー2ー1　市内の高校生の人数減少

静岡市の将来の高校1年生人口推定（2026年3月末速報の年齢別人口より）

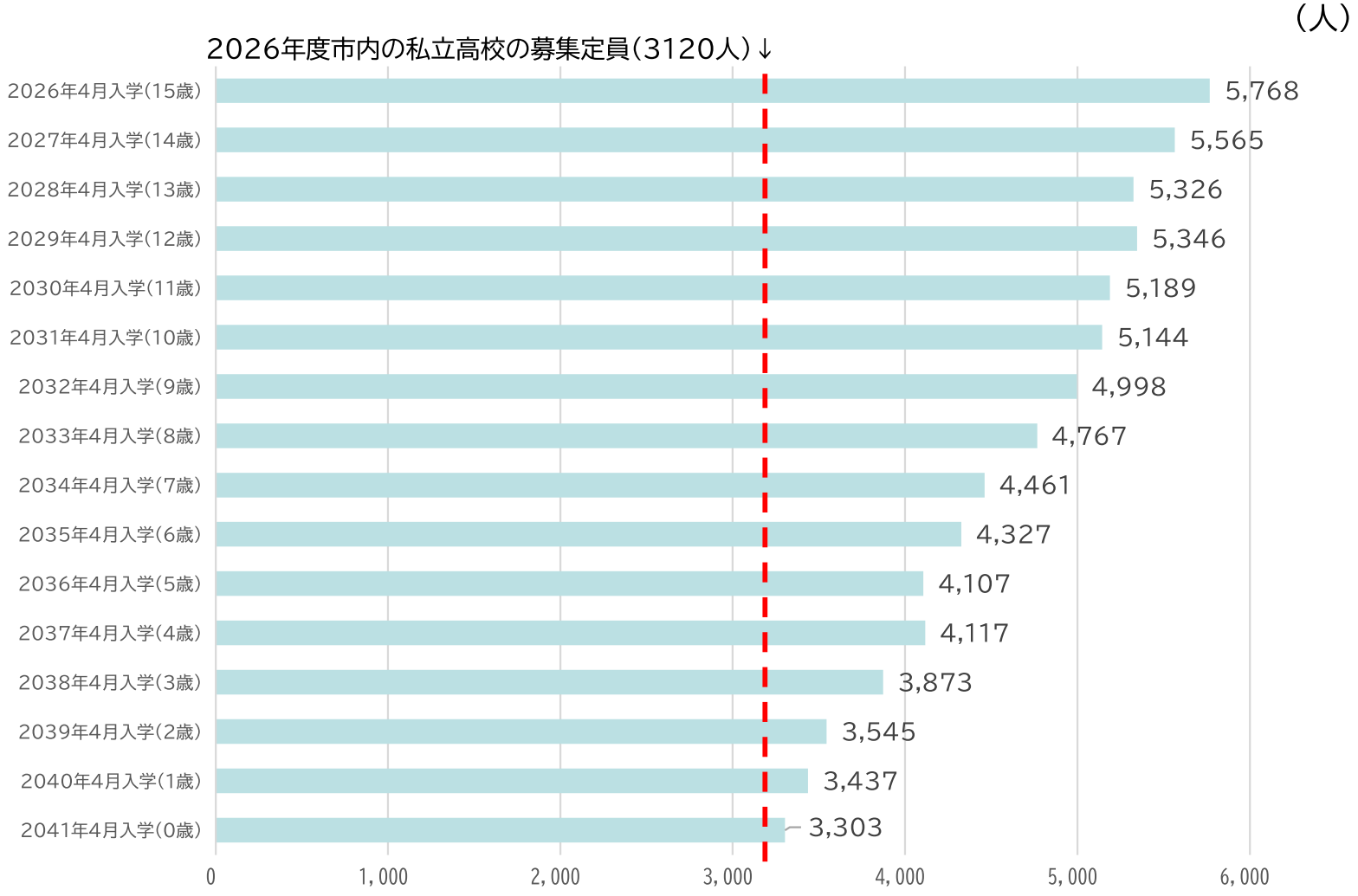

※（　）の年齢は、2026年3月末時点の年齢

静岡市の最新の人口データ（2026年度末の速報）を見ると、子どもの数が減少していくため、近い将来、今ある高校の数や規模をそのまま保つのが難しくなる。

私立高校の募集定員を現状のままにすると、2041年には私立高校の定員数と入学者数がほぼ同数となる。

現在、市立2校合わせて1学年合計14学級（静岡市立高が8学級、清水桜が丘高が6学級）ある。これから生徒の数が減少していく中で、市立2高校だけを県が示す適正規模（1学年6～8クラス）のまま、魅力ある学校として維持していくことは、現実的に不可能。

（仮定）
2026年3月末の年齢別人口が増減なく（転出入なく）時間の経過で推移していくと仮定。 市外から静岡市に通学する人数は考慮しない。
例えば、2026年3月末時点で0歳の3303人が、全員が2041年4月に高校に入学すると仮定。

12ー2ー2　市内の全日制高校の募集定員数シミュレーション

2026年4月9日市長定例記者会見 資料

（あくまで、将来何か起きる可能性があるかを考えるための静岡市の仮試算）

2026年度市内の公立と私立の募集定員はそれぞれ、3,000人と3,210人、合計6,210人である。
総募集定員の合計を15歳人口減の割合に応じて減らしていくと仮定。
（例）2041年の総募集定員見込み3,556人は、2026年の募集定員（6,210人）×2041年入学人口（3,303人）÷2026年入学人口（5,768人） で計算

私立高校募集定員見込み（棒グラフの緑色部分）は、2041年／2026年比で、20%減、10%減で試算。
公立の募集定員見込み（棒グラフの水色部分）は、総募集定員数から私立高校の募集定員を引いた人数。

募集定員（人）

私立の高校が募集定員を15年間で20%減らすと仮定した場合

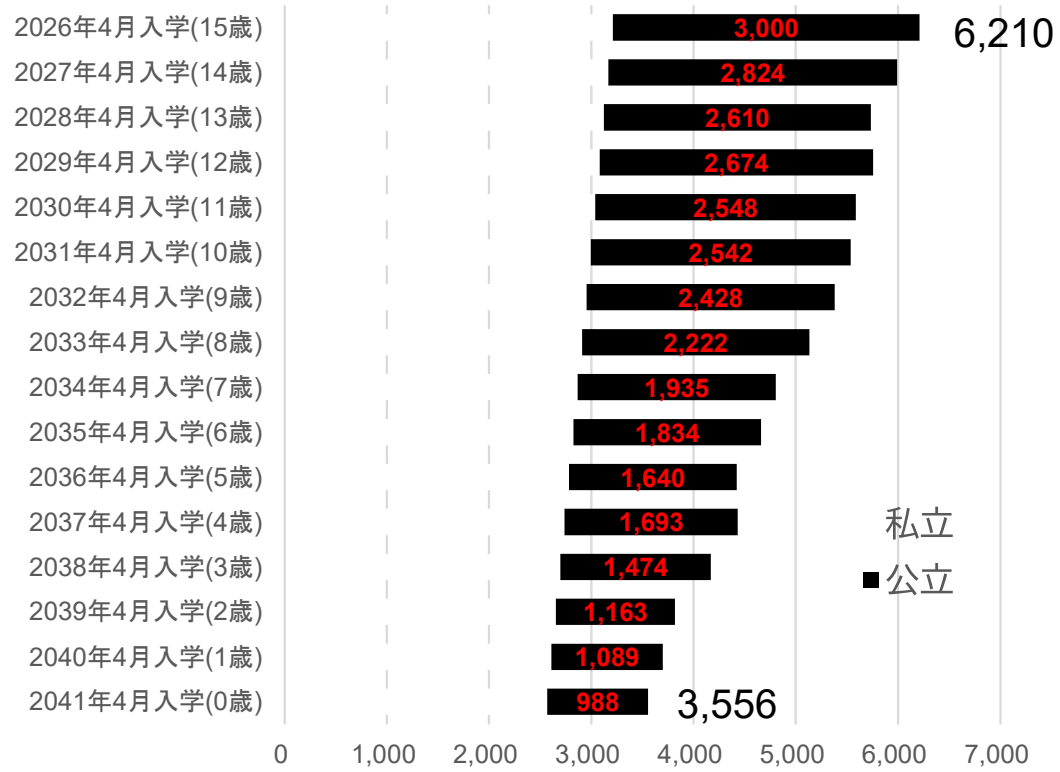

募集定員（人）

私立の高校が募集定員を15年間で10%減らすと仮定した場合

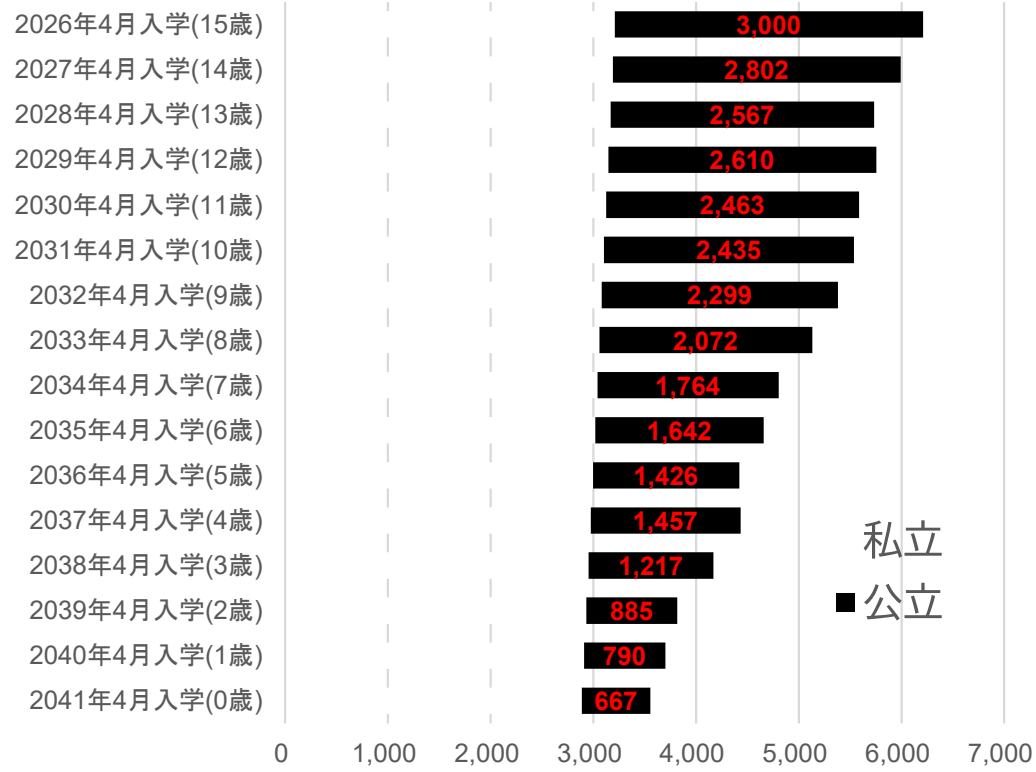

人口が減少する将来においても、私立高校の定員数はあまり減らない（10%又は20%減）とした場合、人口減による高校規模の縮小は主に公立高校の定員で調整されることになる。

（法律上、公立高校の配置及び規模の適正化に努めるにあたって、県は、私立高校等の配置状況を充分に考慮しなければならない。）

12ー2－3　県内の設置区分別募集定員

【県内全日制高校の設置区分ごとの募集定員数（2026年度入学生）】

静岡市（下の表の清庵・静岡地区）においては、募集定員の合計に占める私立高校の割合が52%と他地区と比べ高く、また、市立高校の割合も9%と高いことが特徴

※（　）のパーセントは、当該地区の募集定員合計に対する割合

旧学区	県立			市立			私立			合計		
賀茂地区	[4校]	280人	(100%)							[4校]	280人	
田方地区	[9校]	1,475人	(60%)				[2校]	990人	(40%)	[11校]	2,465人	
沼駿地区	[9校]	1,280人	(35%)	[1校]	200人	(5%)	[8校]	2,216人	(60%)	[18校]	3,696人	
富士地区	[8校]	1,440人	(58%)	[1校]	240人	(10%)	[2校]	800人	(32%)	[11校]	2,480人	
東部　計	[30校]	4,475人	(50%)	[2校]	440人	(5%)	[12校]	4,006人	(45%)	[44校]	8,921人	
庵原・静岡地区	[11校]	2,440人	(39%)	[2校]	560人	(9%)	[13校]	3,210人	(52%)	[26校]	6,210人	
志榛地区	[12校]	2,120人	(63%)				[5校]	1,240人	(37%)	[17校]	3,360人	
中部　計	[23校]	4,560人	(48%)	[2校]	560人	(6%)	[18校]	4,450人	(46%)	[43校]	9,570人	
小笠地区	[6校]	1,120人	(75%)				[1校]	375人	(25%)	[7校]	1,495人	
磐周地区	[10校]	1,655人	(83%)				[1校]	330人	(17%)	[11校]	1,985人	
西遠地区	[16校]	4,080人	(58%)	[1校]	360人	(5%)	[10校]	2,550人	(36%)	[27校]	6,990人	
西部　計	[32校]	6,855人	(65%)	[1校]	360人	(3%)	[12校]	3,255人	(31%)	[45校]	10,470人	
全県	[85校]	15,890人	(55%)	[5校]	1,360人	(5%)	[42校]	11,711人	(40%)	[132校]	28,961人	

（出典）
令和8年度 静岡県公立高等学校生徒募集計画及び選抜定員に対する学校裁量枠の選抜割合（選抜段階）一覧　および　令和8年度静岡県私立高校入学試験志願状況

12－2－4　静岡市内の公立高校の志願状況

2024年、2025年の志願倍率は、清水桜が丘高と静岡市立高は厳しい状況であった。
清水桜が丘高（2024年：0.94、2025年：0.99）　静岡市立高（2024年、2025年共に0.96）
ただし、2026年の志願倍率は、両校とも改善している。

入学年度		R4年度（2022）			R5年度（2023）			R6年度（2024）			R7年度（2025）			R8年度（2026）				
学校名	学科名	R4 定員	R4 志願者	R4 倍率	R5 定員	R5 志願者	R5 倍率	R6 定員	R6 志願者	R6 倍率	R7 定員	R7 志願者	R7 倍率	R8 定員	R8 志願者	R8 倍率	学校名	学科名
清水東	普通	240	246	1.03	240	253	1.05	240	249	1.04	240	261	1.09	240	231	0.96	清水東	普通
	理数	40	54	1.35	40	47	1.18	40	48	1.20	40	57	1.43	40	39	0.98		理数
	学科計	280	300	1.07	280	300	1.07	280	297	1.06	280	318	1.14	280	270	0.96		学科計
清水西	普通	200	125	0.63	160	150	0.94	160	162	1.01	160	173	1.08	160	143	0.89	清水西	普通
清水南	普通	120	(91)	(0.76)	120	(109)	(0.91)	120	(99)	(0.83)	120	(98)	(0.82)	120	(90)	(0.75)	清水南	普通
	芸術	40	(37)	(0.93)	40	(26)	(0.65)	40	(40)	(1.00)	40	(35)	(0.88)	40	(27)	(0.68)		芸術
	学科計	160	(128)	(0.80)	160	(135)	(0.84)	160	(139)	(0.87)	160	(133)	(0.83)	160	(117)	(0.73)		学科計
清水桜が丘	普通	120	130	1.08	120	148	1.23	120	125	1.04	120	114	0.95	120	126	1.05	清水桜が丘	普通
	商業	120	103	0.86	120	132	1.10	120	100	0.83	120	124	1.03	120	129	1.08		商業
	学科計	240	233	0.97	240	280	1.17	240	225	0.94	240	238	0.99	240	255	1.06		学科計
静岡	普通	320	384	1.20	320	365	1.14	320	378	1.18	320	362	1.13	320	419	1.31	静岡	普通
静岡城北	普通	200	266	1.33	200	245	1.23	200	221	1.11	200	245	1.23	200	191	0.96	静岡城北	普通
	グローバル（国際）	40	40	1.00	40	48	1.20	40	52	1.30	40	42	1.05	40	55	1.38		グローバル（国際）
	学科計	240	306	1.28	240	293	1.22	240	273	1.14	240	287	1.20	240	246	1.03		学科計
静岡東	普通	280	321	1.15	280	325	1.16	280	302	1.08	280	293	1.05	280	308	1.10	静岡東	普通
静岡西	普通	160	95	0.59	120	86	0.72	120	98	0.82	80	87	1.09	80	70	0.88	静岡西	普通
駿河総合	総合	240	254	1.06	240	236	0.98	200	216	1.08	200	247	1.24	200	197	0.99	駿河総合	総合
静岡農業	生物生産・生産流通	80	57	0.71	80	64	0.80	80	84	1.05	80	72	0.90	80	68	0.85	静岡農業	生物生産・生産流通
	環境科学	80	86	1.08	80	65	0.81	40	49	1.23	40	37	0.93	40	54	1.35		環境科学
	食品科学・生活科学	80	81	1.01	80	78	0.98	80	104	1.30	80	80	1.00	80	90	1.13		食品科学・生活科学
	学科計	240	224	0.93	240	207	0.86	200	237	1.19	200	189	0.95	200	212	1.06		学科計
科学技術	機械工学	40	28	0.70	40	41	1.03	40	38	0.95	40	31	0.78	40	45	1.13	科学技術	機械工学
	ロボット工学ほか	40	50	1.25	40	47	1.18	40	50	1.25	40	36	0.90	40	42	1.05		ロボット工学ほか
	電気工学	40	28	0.70	40	50	1.25	40	40	1.00	40	43	1.08	40	44	1.10		電気工学
	情報システム	40	80	2.00	40	62	1.55	40	66	1.65	40	56	1.40	40	75	1.88		情報システム
	建築デザイン	40	45	1.13	40	59	1.48	40	28	0.70	40	48	1.20	40	58	1.45		建築デザイン
	都市基盤工学	40	30	0.75	40	47	1.18	40	39	0.98	40	44	1.10	40	45	1.13		都市基盤工学
	電子物質工学	40	42	1.05	40	54	1.35	40	39	0.98	40	30	0.75	40	34	0.85		電子物質工学
	理工（理数科）	40	54	1.35	40	56	1.40	40	51	1.28	40	41	1.03	40	55	1.38		理工（理数科）
	学科計	320	357	1.12	320	416	1.30	320	351	1.10	320	329	1.03	320	398	1.24		学科計
静岡商業	商業	160	165	1.03	160	179	1.12	160	151	0.94	160	182	1.14	160	169	1.06	静岡商業	商業
	情報処理	80	62	0.78	80	76	0.95	80	56	0.70	40	41	1.03	40	25	0.63		情報処理
	学科計	240	227	0.95	240	255	1.06	240	207	0.86	200	223	1.12	200	194	0.97		学科計
静岡市立	普通	280	341	1.22	280	361	1.29	280	283	1.01	280	286	1.02	280	311	1.11	静岡市立	普通
	科学探究	40	54	1.35	40	37	0.93	40	25	0.63	40	21	0.53	40	28	0.70		科学探究
	学科計	320	395	1.23	320	398	1.24	320	308	0.96	320	307	0.96	320	339	1.06		学科計
市内公立の合計		3,240	3,349	1.03	3,160	3,446	1.09	3,080	3,193	1.04	3,000	3,186	1.06	3,000	3,168	1.06	市内公立の合計	

12－2－5　市内にある全日制高校の所在地

12－2－6　市内にある全日制高校（学科別）

【県立高校】

＜普通科＞
・静岡　・静岡東　・静岡城北
・静岡西　・清水東　・清水西
・清水南（中高一貫）

＜理数科＞清水東　＜国際・グローバル系＞・静岡城北
＜芸術科＞清水南（中高一貫）

＜総合学科＞　・駿河総合

＜専門学科＞
・静岡商業　・科学技術
・静岡農業

【市立高校】

＜普通科＞
・静岡市立
・清水桜が丘

＜科学探究科＞
・静岡市立

＜商業＞
・清水桜が丘

【私立高校】

＜普通科＞
・清水国際　・静岡サレジオ
・東海大翔洋　・静岡大成
・静岡英和　・城南静岡

・静岡女子　・常葉
・常葉橘　・静岡北
・静岡学園
・静岡雙葉　・聖光学院

＜理数科＞　静岡北　＜英数科＞常葉橘
＜国際・グローバル系＞静岡北

＜専門学科＞
・清水国際（ITビジネス）・城南静岡（ICT）
・静岡女子（家政・商業・福祉）

12－3－1 静岡県の検討状況

静岡県教育委員会は、少子化や社会の変化に対応するため、2022年度に「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針策定委員会」を設置し、地域ごとの協議会や意見聴取を行いながら、学科再編や学校配置、教育内容などの議論を行っている。

〔以下の出典：静岡県教育委員会から提供〕

県立高等学校の在り方に係るグランドデザイン（清庵・静岡地区）

1　要旨

清庵・静岡地区の県立高等学校の在り方について、地域協議会での協議を踏まえ、グランドデザイン（案）を策定した。

〇スケジュール

時　期	内　容
令和６年　１月 24 日	第１回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵地区）
７月 16 日	第２回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵地区）
12 月 24 日	第１回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（静岡地区）
令和７年　６月　４日	第２回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（静岡地区）
８月 25 日	第３回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵・静岡地区）
12 月 17 日	第４回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵・静岡地区）
令和８年　３月 16 日	**第５回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（グランドデザインの検討）**

2　グランドデザインの概要

「自分」「つながる」「未来」を軸に、生徒が自分と向き合い、他者や社会とのつながりの中で、新たな価値を創出する、学習者主体の学びを確立するための方策を示す

清庵・静岡地区〈公立高校〉のグランドデザイン　イメージ図

目指す人物像

自分の強みを生かし、社会とつながり、未来を創造する人

自分	自分の興味・関心に基づく、自己探究・自己形成の力
つながる	多様な他者と協働し、変化に柔軟に対応しながら課題を解決する力
未来	新たな価値を創出し、未来の社会づくりに参画する力

目指す学校像

以下の学びを複合的に展開

- **○専門的な知識・技能を基盤に、自ら挑戦する学び**
- **○科学的・創造的な視点で探究を深める学び**
- **○多様な価値観を理解し、社会とつながる学び**
- **○学びや進路を自らデザインする学び**
- **○個性を生かし、他者と協働しながら未来を切り拓く学び**

【教育基盤の整備】
- **■安心・安全な学習環境の形成**
- **■学びを支える教員の育成**
- **■教育の質を確保するための適正規模（1学年6～8学級）**

改編の方向性

○ 教育の質の確保に向け、「市立の高等学校の在り方検討委員会」の検討結果等も踏まえて再編整備を実施

○ 地区内公立高校を10校程度に段階的に集約
- 静岡西高校と清水西高校、また清水南高校（同中等部含む）については、速やかに個別協議を行い再編に着手
- 農業・商業・工業は、県内における拠点校としての役割を維持
- その他の高校については、生徒数の減少状況や配置等を踏まえ、R20年度頃までを見据えた再編の方針を、R10年度までに公表

清庵・静岡地区〈公立高校〉のグランドデザイン

【課題認識　全県】
■少子化が進行する中での高校の改革（配置と規模のあり方など）
■変化の激しい時代を生き抜く力の育成

【課題認識　清庵・静岡地区】
■人口減少が急激に進行し、R20 には市内中卒者数が約３割減
■小規模化により学びの選択肢が制限される中、生徒ニーズは多様化
■科学技術の進展や社会のグローバル化が進む中、生徒が将来を見据えた進路選択ができるよう、理系分野への関心を高める取組や、グローバル教育の推進が求められる

【高校改革の基本認識　全県】
■行ける学校から行きたい学校へ、画一から多様へ（学びの変革）
■地域・実社会と共にある学校（開かれた学校づくり）
■時代の変化を踏まえた教育基盤（学校の配置・規模等）

【高校改革の基本認識　清庵・静岡地区】
■県の中心拠点として、地域、国、世界とつながり、多様な場で活躍できる人材を育成
■「自分」「つながる」「未来」を軸に、自分を起点に、他者や社会とつながりながら、未来を拓く学びを展開
■教育の質を確保するため、学校規模の整備、教員の資質・能力の向上を図る学校体制を整える

【目指す人物像】
〇自分の強みを生かし、社会とつながり、未来を創造する人

「自分」：自分の興味・関心に基づく、自己探究・自己形成の力
「つながる」：多様な他者と協働し、変化に柔軟に対応しながら課題を解決する力
「未来」：新たな価値を創出し、未来の社会づくりに参画する力

【目指す学校像】
目指す人物像の育成に向け、以下の学びを複合的に展開する学校とする
〇専門的な知識・技能を実社会の課題と結び付け、新たな可能性に挑戦する学び
〇科学的・創造的な視点で課題を捉え、論理的思考を軸に探究を深める学び
〇芸術・文化・国際的な視野を通して多様な価値観を理解し、社会とつながる学び
〇多様な選択の中で、学びや進路を自らデザインする学び
〇一人ひとりの個性を生かし、他者と協働しながら未来を切り拓く学び

【具現化のための方策】

【学びの変革のあり方】
■「自分」
・問いを立て、仮説と検証を重ねる探究的な学びの充実
・ロールモデルに触れ、学びを実践へとつなげる機会の創出
■「つながる」
・多様な考え方に触れ、対話を軸に思考を深める学びの展開
・社会や世界に目を向け、身近な課題に気づく学びの推進
■「未来」
・多様な学びや身近な事象を、科学的・論理的に捉え直すことで、見方・考え方を広げるカリキュラムの推進
・自己の在り方を振り返り、次の挑戦に向かう未来志向の学びの構築

【地域との連携のあり方】
■人と人がつながる学びの創出
・地域の魅力を知る学びである「しずおか学」と連動した、幼・保・小・中・特との学びの交流
・地域の人と共に活動し、支え合う経験を通して地域への愛着を育む実践的な学び
■地域課題や、地域産業と関連付けた実践的な学び
・地域の産業界、大学との協働によるキャリア形成
・大学や企業等と連携した高い専門性を育む教育
■ＩＣＴを活用した、地域、世界とつながる取組
・オンラインやＡＩを活用した共同研究・国際交流

【教育基盤のあり方】
■安心・安全な学習環境の形成
・多様な個を尊重し、対話と協働を基盤とした学びを支える学級経営の推進
・学びの可視化による個に応じた学びと、協働的な学びを一体的に実現するデジタル学習基盤の整備
■学びを支える教員の育成
・理念を共有し、実現に向かう教員集団の形成
・授業デザイン・カリキュラムの構築、生徒支援などの専門性を高める実践的な研修の実施
■教育の質を確保するための適正規模（１学年６～８学級）
・地区内公立高校を段階的に 10 校程度に集約

12－3－4　静岡県の検討状況

2026年4月9日市長定例記者会見 資料

別紙

2040年（R22）を見据えた県立高校の未来

～少子化を超えて生徒の学びの環境を確保するために～

直面する課題　～少子化と学校の小規模化～

○県内においても、少子化が急速に進行しています。

静岡県の児童生徒数
（H1）64万人
（R7）35万人

県内公立高校生徒数
（H1）11万人
（R7）5.5万人

○少子化に伴い、過半数の公立高校が適正とされる学校規模（6～8学級）を下回り、学校経営に深刻な影響が及んでいます。

5学級以下の学校数・割合
（H1）10校・10%
（R7）58校・65%

学校規模の小規模化が教育に与える影響

○教員数の減少
学級数減と比例して配置される教員数も減少し、多様な科目選択や、生徒ニーズへの対応が困難になります。
＊グラフは1学年の学級数ごとに配置される教員数を示しています。

○教育投資の維持向上の困難
将来に向けた新たな科目等の展開が難しく、また学校への投資の将来像も不明確となり、よりよい学習環境の実現が困難となります。

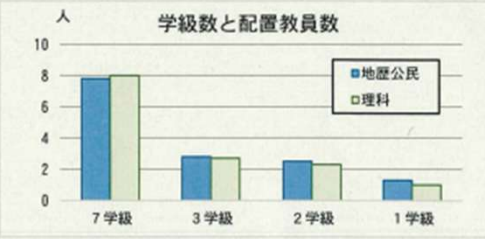

＊教員数は、募集学級数に応じて「高校標準法」で決定

こどもたちの未来に向けて　～強化する役割と適正規模の確保～

○地域の意見も参考に、少子化の中でも教育の質を確保するための取組を、将来にわたって進めます。
（例）学科・学校間を超えた連携、遠隔教育（ICT）、地域・企業等との連携、教科横断的学び、単位制高校…

○少子化や私学との「共存・役割分担」の観点から、県立高校について再編を加速し、今後、特に以下の役割を強化します。

- ①グローバル・グローカルリーダー育成
- ②実学系教育の充実
- ③多様なニーズへの対応とエンパワーメント
- ④教育空白域の回避

○適正規模の確保と予算・人員の集中投下により、充実した教育環境を実現します。

【参考：生徒一人当りコスト】
7学級のA校：　729,685円
1学級のB校：1,842,531円
→同じコストなら適正規模校の方が教育の質が高まる

老朽化した校舎

長寿命化改修＋新築

○（参考）適正規模の維持に必要な学校数
（生徒数の減少予測等を踏まえた現時点の試算）

現状 89校 → 2040年 50～60校程度

R7.12　静岡県教育委員会

12－3－5 静岡県教育委員会が公表している再編計画 静岡地区（14校→10校）

生徒数の減少予測等を踏まえた現時点の試算として

（全県） 現状 89校 ⇒ 2040年度 50～60校程度

〔出典：2040年（R22）を見据えた県立高校の未来/R7.12 静岡県教育委員会〕

（静岡市内） 現状 14校 ⇒ 10校程度に段階的に集約
まずは適正規模を下回っている学校から速やかに個別協議を行い再編に着手

〔出典：清庵・静岡地区〈公立高校のデザイン〉のグランドデザイン（案）/第5回県立高等学校の在り方に関わる地域協議会資料〕

〔静岡市の考え〕

県が全体数を減らす中で、市立高校だけを2校維持し続けることは、地域全体の最適化を阻害することにもなりかねない。県と歩調を合わせ、市としても能動的に規模の縮小に協力する必要がある。その際には、どういう学びの学校（どういう学びの保障）を市として持つべきか考えることが必要。

12－3－6 市立高校の再編等に関する他都市の動き

全国的な少子化の進行を受け、静岡県内のみならず他都市においても在り方の見直しが行われている。

【政令指定都市】

【大阪市】 2022年4月に大阪府へ移管（役割分担の明確化： 高校教育は大阪府、義務教育は大阪市）
【札幌市】 市立札幌藻岩高校と市立札幌啓北商業高校を1校に再編 （2027年4月開校予定）
【福岡市】 市立博多工業高校を学科改編（2027年度）、市立福岡女子高校を共学化（2027年度から）
【京都市】 市立塔南高校の施設老朽化に伴い、洛陽工業高校跡地へ移転・再編 （2023年4月開校）
【北九州市】 所管する1校において、情報ビジネス科と普通科を再編→未来共創科の開設（2025年度から）

【その他の都市】

【姫路市】 市立3校（姫路高等学校、琴丘高等学校、飾磨高等学校）を1校（姫路市立高等学校）に再編統合（2026年4月）

12－4－0　市立の高校の在り方についての検討を開始した理由（総括）

（社会背景）

●県全体の公立高校の志願倍率が2026年度（注）は、1を割った。（注2026年度入学者）

●2026年度からの私立高校の完全無償化で、私立高校の志願が増加する見込み

●今後、高校生人口の減少が続く。

●高校生人口の減少による公立校の在り方を考えるにあたっては、静岡市は私立高校の定員数が高いことを考慮することが必要。

●静岡県も2023年1月　静岡県立高等学校の在り方に係る地域協議会（清庵地区）、2024年12月に同（静岡地区）を設置し、清庵地区・静岡地区の県立高等学校の在り方について検討を開始した。

⇒静岡市も市立の高校の在り方について、設置者として県が高校の全体数を減らす中で静岡市も県の考えに従って数を減らすという受動ではなく、市として能動的に検討し、市立の高校の在り方を県に提案することが必要。その上で、市は県と歩調を合わせ、規模の縮小に協力する必要がある。

<u>県のグランドデザイン（案）の再編の方向性において、以下のことが記載</u>

教育の質の確保に向け、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応した再編整備計画を「市立の高等学校の在り方検討委員会」の検討結果を踏まえて実施

12－4－1　市立の高校の在り方についての検討の経緯

★2025年3月28日　市長定例記者会見

静岡市の地域特性を生かした特色ある学校として、2050年までの人口推計を踏まえ、市立2高校（静岡市立高校と清水桜が丘高校）の在り方について、有識者や学校関係者等の外部の意見を取り入れながら検討を開始する。

★静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（全面公開）

第1回（4/28）
第2回（6/18）
第3回（9/9）
第4回（11/12）
第5回（1/21）

静岡市立の高校「新しい学校の姿」に関するアンケート実施（12月）

各回終了後、教育委員会協議会にて報告

一年間、外部有識者と共に検討を進め、「新しい学校の方向性」について結論を出した。

★2026年2月4日　検討委員会から教育長に「提案書」が手交される

★提案書を基に、市長部局・教育委員会で「新しい学校の方向性」について意思決定

★2026年3月24日　教育委員会定例会

★2026年3月31日　市長・教育長臨時記者会見

提案書の提言に基づき、市として決定する「新しい学校」の方向性
（1）「新しい学校」における人材育成、学校像、中核となる学び
（2）「新しい学校」の設置形態
（3）将来の設置方向性

12－4－2　静岡市立の高等学校の在り方検討委員会における検討

2026年4月9日市長定例記者会見 資料

将来に渡り、市立の高等学校が未来の静岡の創り手を育む場であり続けるためには、 これまでの延長線上で考えるのではなく、時代の変化を認識して、特色ある、魅力ある高校としてのあるべき姿、望ましい姿（2高校の在り方）を描くべき時期にあると考え、検討を開始することにした。

【検討委員会の概要】　※検討委員会は公開形式で実施

検討する事項	（1）スクール・ミッションおよびスクール・ポリシーに基づく魅力ある学校づくりの推進状況 （2）従来の高等学校という既存の枠組みにとらわれない、新しい学校（高校）の姿 （3）新しい学校（高校）の規模
設置期間	2025年4月～2026年3月の1年間
実施回数・時期	5回実施（各回2時間程度） 第1回4月28日　第2回6月18日　第3回9月9日 第4回11月12日　第5回1月21日

【検討委員】

氏　名	役　職	該当枠
さの　ふみこ 佐野　文子	静岡県総合教育センター　教育主任 （静岡県の公立高校の元校長）	学校経営に関し優れた識見を有する者
しむら　たけかず 志村　剛和	常葉大学　法人本部　指導主事 （静岡県の公立高校の元校長）	学校経営に関し優れた識見を有する者
たかはた　さち 高畑　幸	静岡県立大学　教授	学識経験を有する者
みぞかみ　しんいち 溝上　慎一	学校法人桐蔭学園　理事長 桐蔭横浜大学　教授	学識経験を有する者
むらやま　いさお 村山　功	静岡大学　教授	学識経験を有する者

（五十音順、敬称略）

第1回検討委員会（令和7年4月28日）

目的・背景の共有、及び、在り方検討の視点、検討プロセス等についての協議

【委員からの意見】

- 市立の高校の成り立ちを踏まえ、県立でまかなえない人数を埋めるだけなら県立だけでよい
- 市と県が連携しつつ、静岡市独自の教育の枠組みと方向性を明確にすべきである

第2回検討委員会（令和7年6月18日）

（1）静岡市が高校を持つ意義

（2）「新しい学校の姿」の市のビジョン（案）

（3）運営体制の改善策

【委員からの意見】

- 静岡市と県教育委員会の方向性をすり合わせ、教育政策の整合性を確保すべきである

第3回検討委員会（令和7年9月9日）

【設置形態についての方向性】 類型からの絞り込み

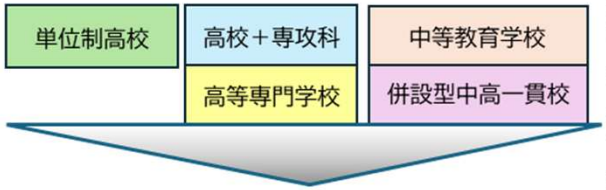

【絞り込む際の観点】
1：入学時に生徒や保護者に選ばれる設置形態
2：在校中に自分の強みを認識し、それを伸ばす学びの提供
3：在校中に静岡市を知り、愛着を育む
4：卒業後に静岡市に定着する割合を増やす
5：実現可能性（財政・制度面等）

単位制高校　か　中高一貫校（主として中等教育学校）

第4回検討委員会（令和7年11月12日）

（1）規模について

（2）「新しい静岡市立の学校」での中核となる学びについて

（3）意見集約（提案書）について

（4）アンケート調査の実施について

2つの設置形態（単位制・中等教育）を保護者がどう捉えるか、委員にウェブアンケート（案）を提示

第5回検討委員会（令和8年1月21日）

（1）これまでの振返りについて（共有）

（2）アンケートの実施結果について

（3）提案書（最終案）の検討及び決定について

中等教育学校　＋　後半　単位制とした

12－4－3　現在の市立2高校の再編と県立高校の再編の関係

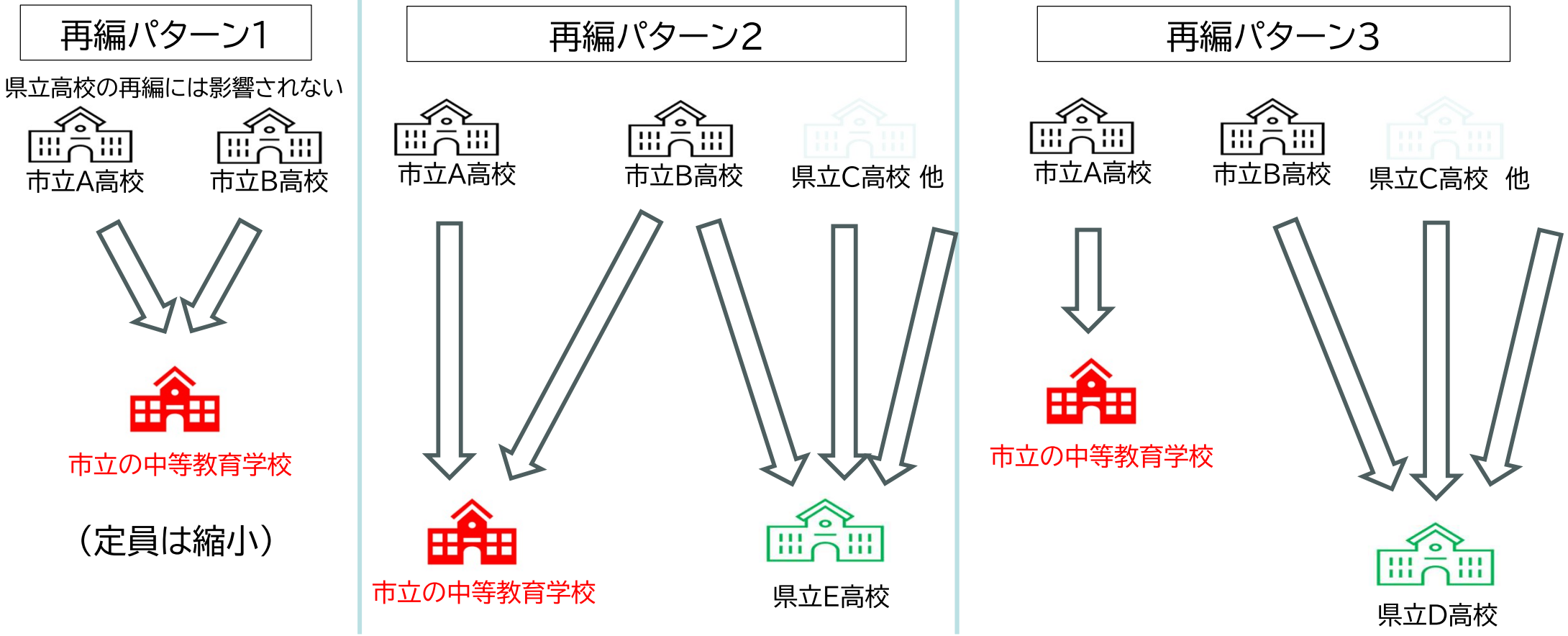

他にもいくつかのパターンは考えられるが、どのパターンをとるにも、県との協議・連携が不可欠

(1)再編する方法について
市としては、県が定める公立高校の配置や規模の適正化の枠組みの中で、2026年度1年をかけて、県との調整を行いながら、最適な再編の方法、計画を検討する。

(2)再編時期について
新しい学校の開校年度については、準備期間等を考慮すると最短では2030年が想定される。
実際には県と再編の方法やスケジュールを調整する必要があるため、現時点で開校年度は未定。

12－4－4 高校から中等教育学校に移行する際の入学・進級状況（静岡市の1つの想定）

完成年度

年度／学年	開校 3年度前	開校 前々年度	開校 前年度	中等教育 開校年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
中等 1年	準備期間	教育内容の周知	入試	入学	入学	入学	入学	入学	入学
中等 2年					進級	進級	進級	進級	進級
中等 3年						進級	進級	進級	進級
高校 1年	入学	入学	入学	入学 定員1/2	入学 定員1/2	入学 定員1/2	中等 4年 進級	中等 4年 進級	中等 4年 進級
高校 2年	進級	進級	進級	進級	進級 1/2	進級 1/2	進級 1/2	中等 5年 進級	中等 5年 進級
高校 3年	進級	進級	進級	進級	進級	進級 1/2	進級 1/2	進級 1/2	中等 6年 進級

あくまでも一つの想定である
※「入学定員1/2」の1/2は確定事項ではない（これまでより定員を減らす必要があるということ）。
※高校の募集をいつまで続けるかも今後検討が必要

12－5－1　2026年4月9日記者会見以降の対応について

★2026年4月9日　市長定例記者会見

・2026年3月31日の会見の補足
・市立2高校の再編の必要性を改めて説明

★2026年4月14日　静岡市議会から「静岡市立の高等学校再編について」の申し入れ

【申し入れ事項】　・静岡市立の高校再編について、丁寧な説明をお願いします。
・静岡県教育委員会と連携した高校再編を推進すること
・正確な情報伝達のため、極力、誤解を受けないような言葉の選択をお願いします。

★2026年5月15日　静岡市立高校同窓会、竜南学区自治会連合会、清水桜が丘同窓会、清水区岡地区連合自治会からの要望書を受理した。

・「伝統継承・アイデンティティ確保」の要望
・「防災拠点など学校機能の存続」の要望
・生徒、保護者、教職員、地域住民等の学校関係者に対しての説明についても要望

★2026年5月27日　教育委員会HPに、市立の高校への進学を検討している中学3年生・保護者に向けたメッセージを掲載　【12-5-2参照】

★2026年6月　静岡市議会　6月定例会における答弁

【12-5-3参照】

12－5－2　市立の高校への進学を検討している中学3年生・保護者に向けたメッセージ

静岡市立高等学校または静岡市立清水桜が丘高等学校への
進学を検討している中学3年生・保護者の皆さまへ

現在、静岡市では、社会の変化や少子化の現実を見据え、市立の高等学校をより魅力ある学びの場へと進化させる準備を進めています。具体的には、独自の強みを持つ新しい「中等教育学校（中高一貫校）」を設置し、それに伴い現在の2高等学校を再編するという方針を3月に発表しています。

この新しい学校への歩みの中で、静岡市立高等学校または静岡市立清水桜が丘高等学校への進学を検討している皆さまにお伝えしたいことが、次のとおり3点あります。

1.　3年間、現在の環境で学ぶことができます

令和9年3月に実施する入学者選抜は、通常通り実施します。皆さまが入学してから卒業するまでの3年間、現在の校地（校舎）にて、これまでと変わらない環境で充実した学習、学校行事、部活動に打ち込むことができます。

2. 後輩も入学してきます

皆さまが3年生に進級するまで、継続して後輩たちが入学してきます。活気のある部活動や学校行事を、後輩たちと共につくり上げていくことができます。

3. 教育の質はさらに進化していきます

現在の両校が持つ伝統や実績を大切に、時代に即したより高度で魅力的な教育へと、さらに進化・発展させていきます。

今回の再編は、市立の高等学校が、未来の静岡を創る学びの場へと生まれ変わるための前向きな変革です。現在、いつ、どこに、どのようにといった具体的な内容の検討を進めているところです。上記の3点をご理解いただいたうえで、安心して静岡市立高等学校および静岡市立清水桜が丘高等学校への進学を検討してください。

ぜひ、学校公開や説明会に足を運び、先輩たちが生き生きと活動する姿を肌で感じてください。静岡市教育委員会、静岡市立高等学校および静岡市立清水桜が丘高等学校は、志を持って挑戦する皆さまを全力で応援していきます。

令和8年5月
静岡市教育委員会

- 静岡市教育委員会のホームページに2026年5月27日掲載
- 市立中学校に対し、周知の依頼を行った。
- 市外の中学校に対しては、高校が中学校を訪問する際にメッセージの説明を行っている。

12－5－3　2026年6月　静岡市議会　6月定例会における答弁の概要

6名の議員から、市立の高校の再編に関連する質問を小項目ベースで13件いただき、答弁した。
以下は質問の概要と答弁内容の要旨　※正確な答弁については、静岡市議会の会議録を参照ください。

再編の目的は何か

・15年後に高校入学年齢人口が43%減となり市立校の存続が困難。
・県が市内公立高を14→10校に集約する流れと歩調を合わせる。
・市立校の役割を「量的供給」から県立・私立にない「質的供給」へ転換する。単なる統廃合でなく前向きな変革。

中高一貫・単位制を選択した理由は

在り方検討委員会が提案を踏まえ、6年一貫で探究活動等に集中できる中高一貫と、生徒が主体的に科目選択できる単位制の双方の強みを組み合わせ、「後期課程単位制の中等教育学校」とした。
保護者アンケート約8,000件で約9割が肯定的。

県立高校を含めた再編の考え方は

あらゆる可能性を検討中。現時点で形は未確定。今後1年かけて県教委と協議し、「質の高い学び」実現と地域全体の配置最適化を両立する計画を決定する。

在り方検討委員会の提案で採択・見送ったものは何か

提案書を高く評価し尊重している。基本理念・基本方針・中核の学び（「国際・グローバル」「情報・理数」）・設置形態（中等教育学校＋単位制）はすべて採用。骨格部分で見送ったものはない。

同窓会・地域からの要望書をどう受け止めるか。意見をどう活かすか

同窓会からは「伝統継承・アイデンティティ確保」、自治会からは「防災拠点など学校機能の存続」の要望を受領。「市立2高校をなくしたい人は誰もいない」。方向性は一致しており、要望書受領後に意見交換を実施。引き続き生徒・保護者・地域の声に耳を傾ける。

移行期間中の学校規模の方針と教育内容の充実策は

移行期間中は同一校舎に高校と中等教育学校が共存。高校募集は開校4年目まで可能な限り継続し、開校6年目に全学年が揃う事例を紹介した。令和8年度に教員籍職員中心のプロジェクトチームを設置し「国際・グローバル」「情報・理数」の具現化を進めている。

新たな学校で少人数学級を進める考えはないか

高校の法定基準は40人/学級。ただし中学校部分である前期課程には中学校基準が適用され、2028年度に全学年35人以下となる見込み。具体的な学級数・規模は他課題とともに検討する。

市長の「閉校発言」は唐突。方針決定の経緯と過去答弁との整合性は

2025年11月時点では再編検討は未着手。2026年2月に検討委員会の提案書を受けて初めて再編検討を開始し、3月に方針を発表。過去の答弁との整合性は保たれている。

「定住促進」が教育目的か。多様・自由な学びを保障する考えは

「定住促進」は教育目的ではない。教育委員会は政治的中立性を堅持。中等教育学校は学区制でなく生徒が自らの意思で選択するものであり、それ自体が自由な学びの保証。県立・私立にない独自の「質の高い学び」で新たな選択肢を提供する。

現在の市立高校の評価と、受験を控える中学生への対応は

創立86年・卒業生3万人超。科学探究科を核とした先進的な探究活動・活発な部活動を高く評価。中学生への不安解消のため、①2027年3月入試は通常通り実施、②入学後も後輩が入学、③教育の質はさらに進化、の3点をHP掲載・43中学校へ通知・学校説明会等で周知。

12－6　今後の具体的な検討の進め方

・2026年度より、静岡市教育委員会は、静岡県教育委員会との協議・調整を開始する。
・県が今後公表する公立高校の再編計画と歩調を合わせ、地域全体の教育環境の最適化を目指した「新しい学校」の具現に向けた検討を行う。
・2026年度に議論・協議・調整を重ね、2027年3月を目途に具体的な方針を公表する予定。

●基本方針

●校地の選定（★）：
地域との繋がりや施設環境の将来性を最大限に活かせる場所について検討。

●募集定員、開校時期、および移行計画（★）：
現在の高校と新しい学校が一定期間共存し、在校生が最後まで安心して充実した学校生活を送れるよう、円滑な移行計画について検討。

●教職員の最適な配置および育成体制（★）：
新しい教育課程を支える教職員の配置や、質の高い指導体制の構築について検討。

●校地として使用しない場合の高校の施設や跡地の利活用（★）：
それぞれの学校が地域の歴史を刻んできた大切な場所であることを踏まえ、地域に貢献する新たな価値の創出について検討。

●基本計画の策定、教育課程、学校行事、運営体制、その他施設面の修繕等：
中等教育学校としての特色を最大限に引き出すための具体的な運営基盤について検討。

★印は、市としての方針を固めた上で、静岡県教育委員会と協議・調整する項目

13－1－1 インターナショナルスクール 基本認識（『観光・文化』から再掲）

インターナショナルスクールとは・・・インターナショナルスクールに関して法令上特段の規定はない。

【文部科学省ホームページ】

「一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。※」とある。

※出典：文部科学省HP「11.学齢児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合の就学義務について
”https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422252.htm”

【インターナショナルスクールの学校教育法上の分類】

- **一条校**（学校教育法第1条、対象：小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園など）
  学校教育法で規定された就学義務の履行となる教育施設
- **各種学校**（学校教育法第134条、対象：自動車整備、調理・栄養、看護師などの教育施設）
  就学義務の履行とならないが、国の学習指導要領に拠る必要のない教育施設
- **無認可校**（上記の何れにも当てはまらない教育を行う施設）

13－1－2 インターナショナルスクール 基本認識（『観光・文化』から再掲）

総合政策局

首都圏のみならず、地方でも様々なタイプのインターナショナルスクールが開校

【一条校】

UWC ISAK JAPAN
ユナイテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン

開　校：2014年8月
場　所：長野県北佐久郡軽井沢町（敷地面積 約2.4万㎡）
対　象：高校1年生から高校3年生まで（定員約120名）
特　色：○全寮制
○国際バカロレアディプロマ・プログラム

【各種学校】

Harrow International School Appi Japan
ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン

開　校：2022年8月
場　所：岩手県八幡平市安比高原（敷地面積 約9万㎡）
対　象：小学6年生から高校3年生まで（定員約920名）
特　色：○全寮制
○英国式カリキュラムをベースとする

【一条校】

Jinseki International School
神石インターナショナルスクール

開　校：2020年4月
場　所：広島県神石郡神石高原町（敷地面積 約83万㎡）
対　象：小学1年から6年生まで（定員約144名）
特　色：○全寮制
○自然豊かな環境を活かした食育やファームプログラムなどを提供

【各種学校】

Rugby School Japan
ラグビースクールジャパン

開　校：2023年9月
場　所：千葉県柏市柏の葉（敷地面積 約5万㎡）
対　象：小学6年生から高校3年生まで（定員約780名）
特　色：○寮及び通学制
○英国式カリキュラムをベースとする

【各種学校】

九州ルーテル学院インターナショナルスクール小学部

開　校：2024年4月
場　所：熊本市中央区黒髪（敷地面積 不明）
対　象：小学1年から6年生まで（定員約120名）
特　色：○通学制
○九州ルーテル学院大学等を設置する学校法人九州ルーテル学院が運営

【その他】

NLCS Kobe
ノース・ロンドン・カレッジエイト・スクール神戸

開　校：2025年8月
場　所：神戸市東灘区向洋町（敷地面積 不明）
対　象：小学1年から中学1年生まで（定員約150名）
特　色：○通学制
○英国式カリキュラムをベースとする

13－2－1　誘致に向けた取組(『観光・文化』から再掲)

総合政策局

≪背景・目的≫

- 静岡市にインターナショナルスクールが開設されることにより、市内外の子どもたちにとって学びの選択肢が広がるとともに、国際的な教育環境の整備が図られる。
- 企業活動のさらなる発展や研究拠点の形成に向けては、専門的な知識や技術を有する高度外国人材の受け入れが重要。
- その獲得には、家族への配慮、とりわけ子どもの教育環境の整備が求められる。
- スクール運営事業者や教職員、家族等の来訪・定住に伴う消費活動により、地域経済の活性化につながることが期待される。

≪取組≫

- 2024年3月に、「インターナショナルスクール誘致推進協議会」を、静岡市と静岡商工会議所の連携により立ち上げた。

➡静岡市でのインターナショナルスクール開設や運営に関心をもつ企業に聞き取り調査を行ったところ、参入意欲を示す企業が複数確認された。

➡静岡市と静岡商工会議所のそれぞれに、様々な相談に対応する「支援チーム」を組織し、窓口を設置した。

≪取組の効果≫

参入意欲のある企業から、市が事業用地として県から確保した清水区にある静岡果樹研究センター跡地でインターナショナルスクールを開設する事業者を募集し、優先交渉権者を決定した。

13－2－2　誘致に向けた取組(『観光・文化』から再掲)

【インターナショナルスクール誘致に向けた状況】

・静岡商工会議所と連携し設置した相談窓口に、2024年9月、ある事業者から、市内でのインターナショナルスクール開設の提案があった。具体的には、インターナショナルスクールの開設意向の表明と、 静岡県が所有する「果樹研究センター跡地(清水区駒越西)」(以下「果樹研跡地」)を最適用地とし、その確保に向けた支援の要請である。

・提案の内容を検討した結果、市としても果樹研跡地はインターナショナルスクールの適地であると判断し、静岡市が１００％出資する静岡市土地等利活用推進公社が静岡県から取得した。

・2025年10月17日から12月11日にかけて、果樹研跡地でインターナショナルスクールを設置・運営する事業者を募集し、優先交渉権者を決定した。

全景写真 ©Google

対象地位置図 ©Google

【候補地(果樹研跡地)の概要】(静岡県公表資料より)
所在地:静岡市清水区駒越西2丁目12番10号

13－2－3　誘致に向けた取組(『観光・文化』から再掲)

【想定されるインターナショナルスクールの概要】

- 果樹研跡地の広大な敷地と、富士山と駿河湾の景観、豊かな自然を生かし、市内・県内のみならず、県外・海外からの入学を誘引する世界最高水準の国際教育を提供するインターナショナルスクールの開校を想定している。

- インターナショナルスクールの開校時期は、事業者の判断となるが、募集要項では、原則、2028年9月までに開校することを求めている。

- 果樹研究跡地が位置する清水区は、海洋分野の研究開発や次世代産業の発展が見込まれており、インターナショナルスクールが開設されることは、高度外国人材を惹きつける要素の一つとなる。

【今後のスケジュール】

・提案概要書、優先交渉権者名を静岡市ホームページに公開
・基本協定書の締結
・地域住民への説明会の実施
・土地貸付契約の締結

不登校児童生徒の現状と課題

1　要　　旨

総合教育会議において、市長と教育委員会が、不登校への取組を共通理解のもとで進めていけるよう、不登校の増加の現状を正確に把握し、現在の施策に欠けている点や今後必要となる取組について、協議する。

2　現　　状

（１）全国的な動向と静岡市の現状

不登校児童生徒の増加は、静岡市のみならず全国的に同様の傾向で増加している。他市町との比較も踏まえ、静岡市の不登校の現状を改めて確認する。

⇒別冊　不登校児童生徒の現状に関する資料　参照

> 不登校児童生徒数は、1990年代後半から15年近くも同水準で推移していたものが、 2014年度以降、全国的に同様の傾向で増加し、コロナ禍により大幅に拡大した。

（２）不登校児童生徒の増加の要因分析

不登校者数の増加の要因について、文部科学省では増加に至る背景を次のとおり分析している。

> 不登校児童生徒の増加の背景
> 文部科学省では、『増加の背景として、①児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、②コロナ禍の影響による登校意欲の低下、③特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。』としている。（令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果）

【増加に至る背景の要因分析に基づく具体的な事象についての考察】

①保護者の学校に対する意識の変化
- 休養の必要性を認め、登校しない期間を設けることが法律により認められたことが保護者に浸透した
- 通信制高校など小・中学校で不登校になった児童生徒の進学先の増加
- フリースクール、オルタナティブスクールなど、学校以外の居場所や学びの場の増加

②コロナ禍の影響による登校意欲の低下
- 身近に「学校に行かないこと」を選択した児童生徒がいることによって生じる「学校に行かない」ことについての抵抗感の低下
- 生活インフラとして、オンライン通信（SNS、動画サイト、ネットゲーム等）が普及、リモートも一般化

③特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の課題
- 行動面・学習面で特別な支援を要する児童生徒など対応をより早期に始める必要がある
- 家庭状況の変化（一人親、共働きの増加 等）や日本語をあまり話さない児童生徒など多様で複雑な背景をもつ児童生徒の増加

3　不登校があたえる影響

不登校の継続が、児童生徒や保護者に与える影響や生じるリスクについて次のようなことが考えられる。

（１）不登校児童生徒本人に生じる可能性のあるリスク

①教育の機会の喪失に関するリスク
- 学習指導要領に沿った学習の機会が減少し、学業に遅れが生じる
- 他者との協働や課題解決のための合意形成、意思決定の過程に関する学習の機会を得られない
- 学校による学習評価が困難になり本人の努力が適正に評価されない

②進路選択に関するリスク
- 調査書（内申書）の出席日数、評価評定の影響により、進学先の選択肢が制限される

③社会的自立に向けたリスク
- 昼夜逆転やネット依存など生活習慣の乱れや健康への影響等によりひきこもりに繋がる
- 他者と関わる機会が減少しコミュニケーション能力が育成されない

（２）保護者に与える可能性のある影響

①精神的な負担

・こどもの将来への不安、学校へ行けないことへの罪悪感、周囲のプレッシャーなど保護者自身のメンタルヘルスへの悪影響

②生活の変化

・こどもの昼食の準備やひとりにしたくないことから、仕事の休職、退職、勤務時間の短縮等の必要性が生じる

・こどもの送迎や学習のサポート、病院への付き添いなどにより生活リズムが大きく変わる

③経済的な負担

・不登校のこどものための、フリースクールや家庭教師、学習塾などの負担の増加

・保護者の休職や退職による収入の減少の家計への影響や生活不安

④社会的な孤立

・仕事の休職・退職やこどものことに手一杯になることによる社会とのつながりの希薄化

・周囲の理解が得られない場合は孤立感を深める

４　各学校での対応

（１）支援方針の検討

・児童生徒のアセスメント、短期・中期目標の検討、必要な支援の検討、連携が必要な関係機関の検討

（２）関係スタッフや関係機関との連携

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、訪問教育相談員、こども若者相談センター、児童生徒支援課、特別支援教育センター、医療機関、民間相談施設等

（３）保護者との連携

・面談、家庭訪問、電話等による保護者との情報交換や支援方針の共有

（４）本人への必要な支援の実施

・信頼関係の構築、目標の共有、学習に関する支援、生活に関する支援、心理的ケア本人の状況を踏まえた登校へ向けた支援等

５　現在の取組と課題

（１）現在の取組

これまでも、各学校において、困難を抱える児童生徒の相談体制の構築のためのスクールカウンセラーの配置や校内サポートルームの設置を進めてきた。2025年度は、2026年４月開校を目指し、新たな学びの場として、学びの多様化学校の設置準備を進めている。

⇒参考　別冊（８、９ページ）静岡市の不登校児童生徒への取組

（２）課　題

①不登校児童生徒は、社会的背景のもと増加しており、不登校児童生徒が抱える背景も多様化・複雑化し、学校（教員）だけでは家庭・生活の問題に介入できず、教育の観点だけを捉えて対応することが困難

学校のみではなく、保護者を含めた地域社会やフリースクール等民間団体など、児童生徒を取り巻く全体が共通意識をもち、支援にあたる必要がある。

不登校を直接の目的とするものではないが、こどもを含む家庭や保護者の抱える問題が重篤なケースは、市長部局と連携し次のような取組を実施している。

要保護児童対策地域協議会（こども家庭福祉課）

・関係機関により、各区で実務者会議を月１回開催

・個別ケース検討会議を必要に応じて開催

・虐待や失踪など重篤なケースが対象

重層的支援会議（福祉総務課）

・事例に応じた関係機関が集まり各区月２回程度会議を実施

・複合化・複雑化した問題を抱える事例について、問題の解きほぐしを行い、支援の方向性を確認するとともに、支援機関の役割分担を行う。

②不登校になっても、学びを継続し、社会との繋がりをもてる体制の整備が不十分

６　協議の視点

現状の取組や課題を踏まえたうえで、今後の不登校児童生徒への取組はどのように進めるべきか。

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料①
全国の不登校児童生徒数の推移

・全国的な不登校児童生徒数は、1990年代後半に増加し、1998年から、15年間程度にわたり微増減を繰り返していた。
・2021年度からコロナ禍の影響により、毎年、大幅に増加している。
・コロナ禍以前も、2014年以降は増加の傾向を示していた。

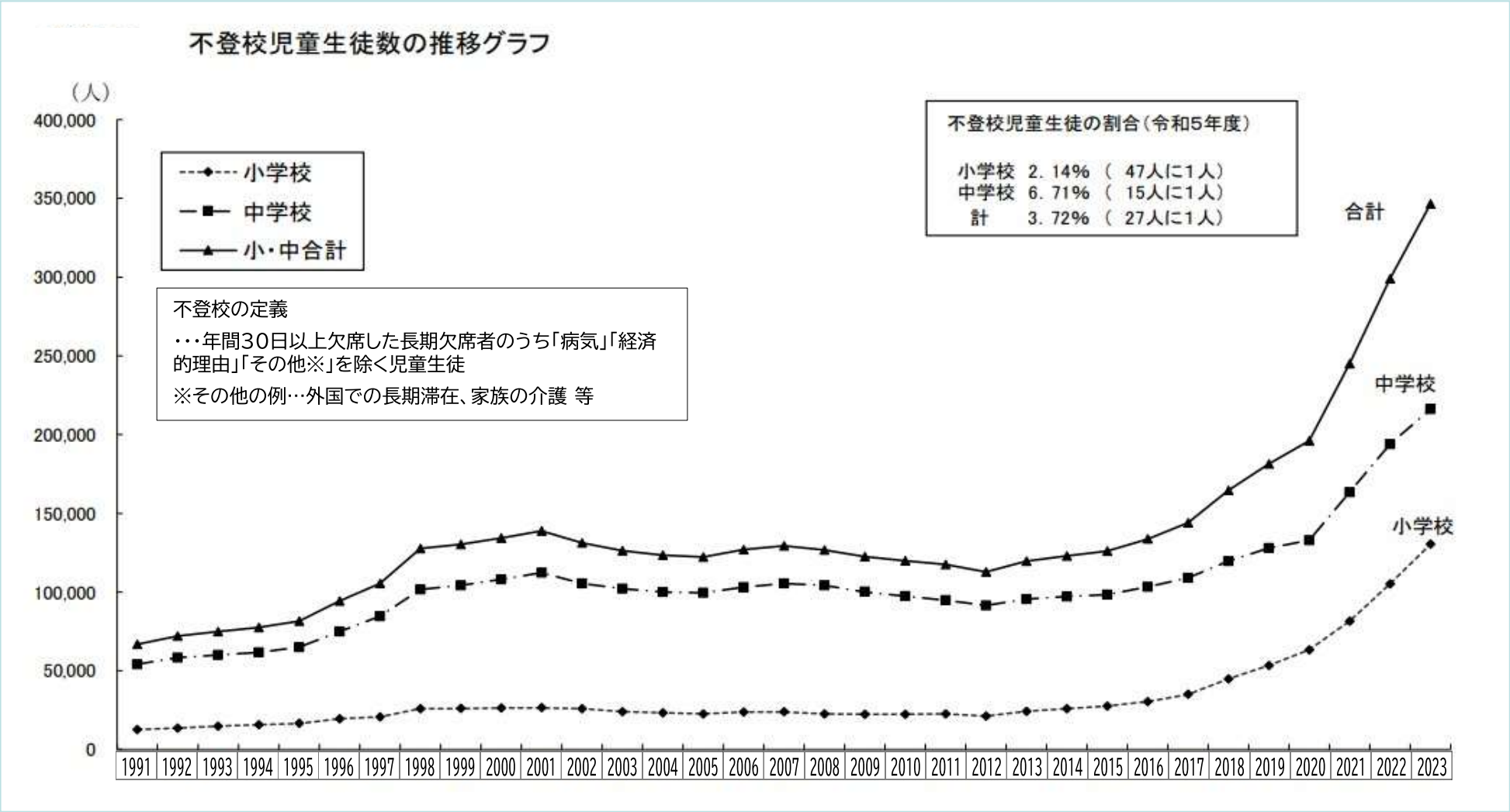

（文部科学省　令和5年度問題行動等調査）

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料②
静岡市と全国の不登校児童生徒数の推移の比較

・不登校児童生徒数は、コロナ禍によって大幅に拡大したが、2014年度以降、全国的に同様の傾向で増加しており、不登校の増加は、社会的な背景が影響した社会全体の課題として捉える必要がある。

児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移

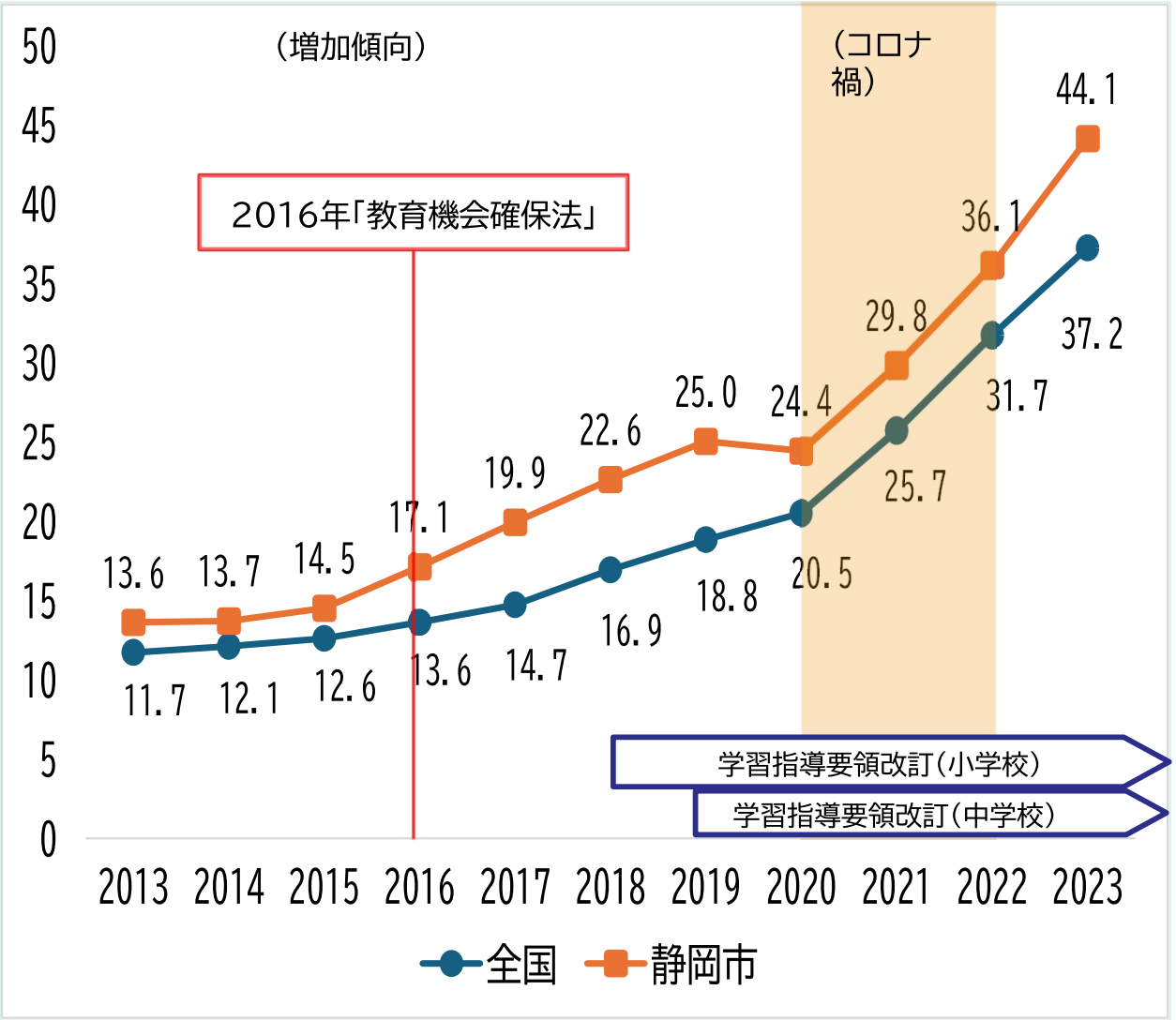

・全国と同様に2014年以降、増加傾向を示している
・1000人あたりの不登校児童生徒数は、全国水準より高い数値を示しいる

※ただし、長期欠席者を不登校としてカウントするかどうかの判断は、市町により誤差があるため、実数よりも増加の傾きに注目する

・増加に転じた2014年度以降からコロナ禍以前までは、全国の増加率よりもやや高い増加率であったが、コロナ禍以降、おおよそ全国と同様の傾向で増加している。

2016年「教育機会確保法」（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）

魅力あるよりよい学校づくりは継続するも、不登校は誰にでも起こりうることであり、単に登校するという結果のみを目標とせず、児童・生徒の社会的な自立を目指し、不登校児童生徒等に対する教育機会を確保することに努めること

（※2020年に静岡市の指標が一旦減少しているのは、コロナ禍による学校閉鎖等の影響で登校日数が少なかったことや学校閉鎖時以外も「コロナ感染症の回避を理由とした長期欠席」を不登校にカウントしないことなどの理由による。）

（文部科学省　令和5年度問題行動等調査）

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料③
2023年度静岡市と他の政令指定都市との比較

2023年度1,000人当たりの不登校児童生徒と長期欠席者数（政令市比較）

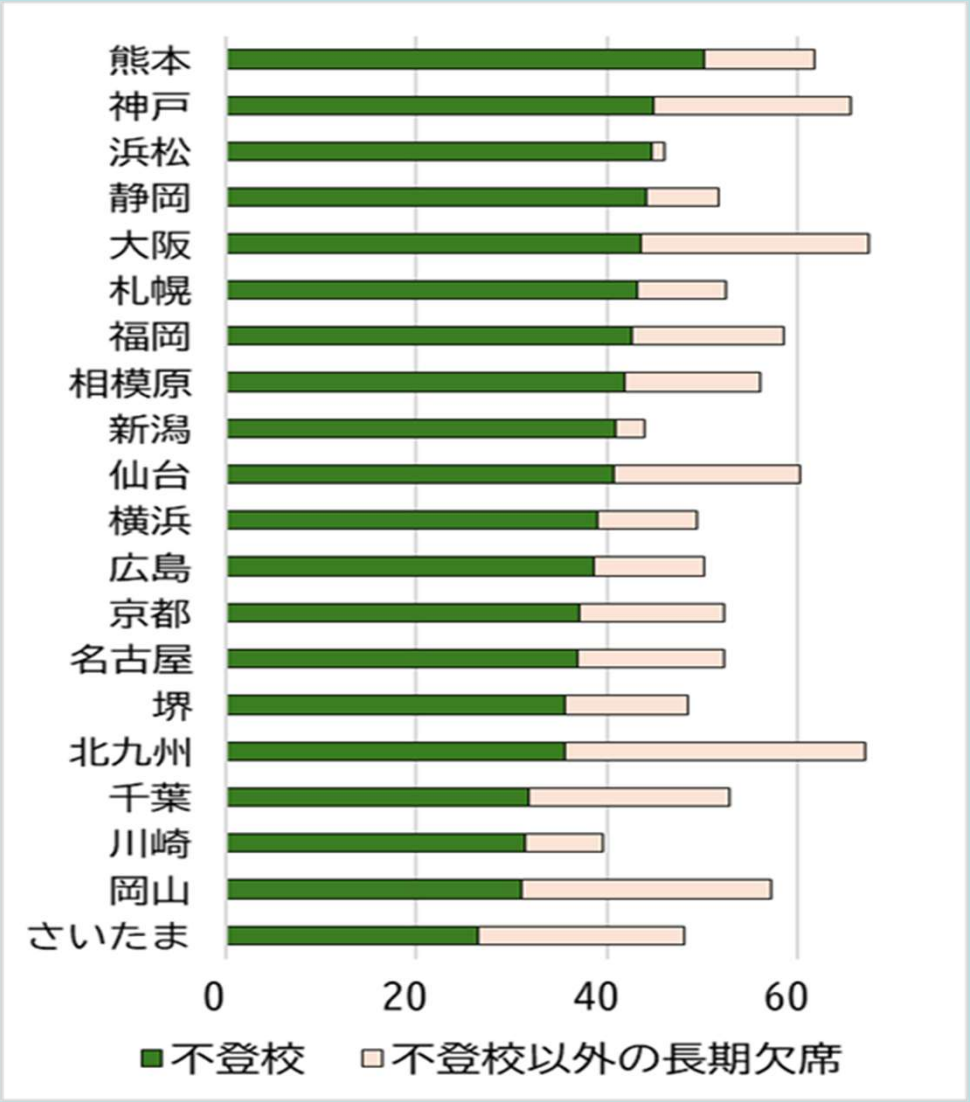

不登校の定義

・・・年間30日以上欠席した長期欠席者のうち「病気」「経済的理由」「その他※」を除く児童生徒
※その他の例…外国での長期滞在、家族の介護 等

・1,000人当たりの不登校児童生徒数は約44.1人で、政令指定都市の中で4番目に多い

・1,000人当たりの長期欠席者数は、政令指定都市の中で13番目

・静岡県内は、例えば、体調不良を理由に長期間欠席する児童生徒について、「病気」ではなく「不登校」としてカウントするなど、長期欠席者における不登校児童生徒の割合が高い

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料④
静岡市の不登校児童生徒数

・2023年度は、中学生の不登校者数が全体の8.6%で、通常の35人学級に換算すると約3人は不登校という現状
・2023年度は、小学生の新規の不登校者数が、前年度と比較し、およそ1.6倍増加した

① 静岡市の不登校児童生徒数の推移

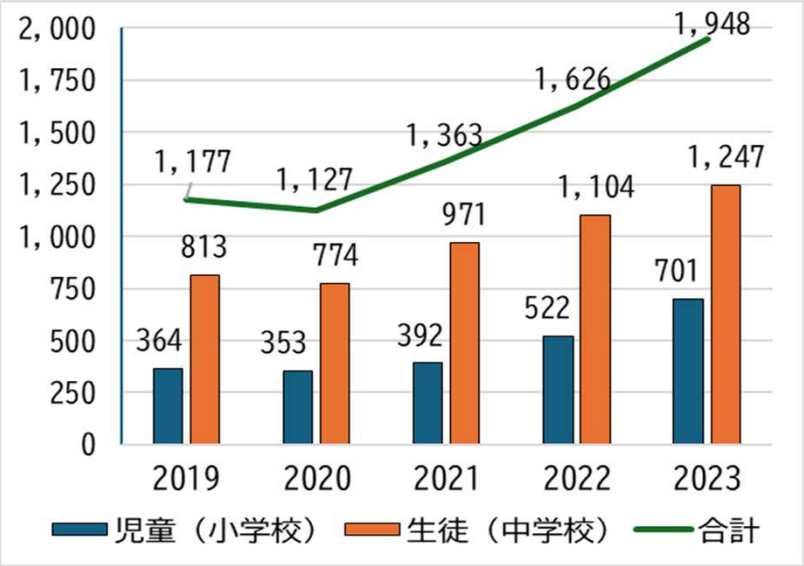

② 静岡市の新規不登校児童生徒数の推移

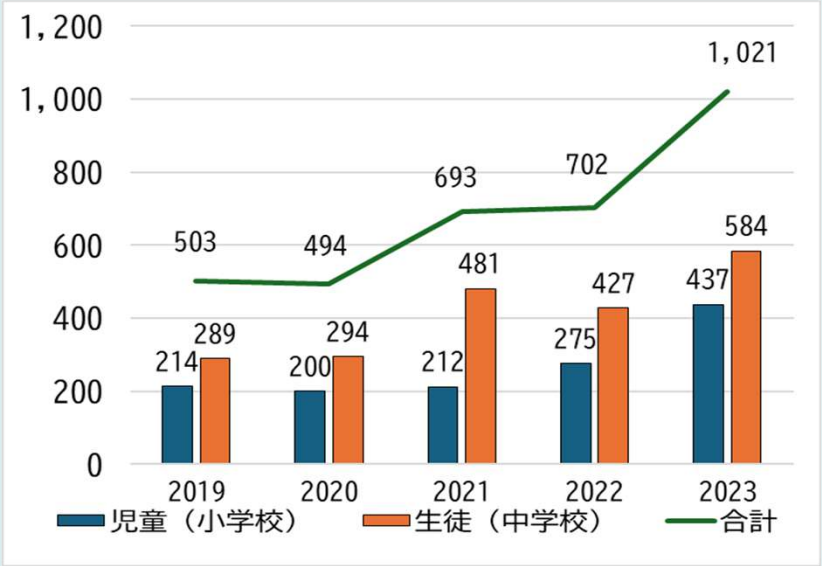

③ 5年間の不登校児童数（小学生）

	全児童数	不登校児童数	不登校児童の割合	不登校児童の内、新規
2019	32,212	364	1.1%	58.8%
2020	31,518	353	1.1%	56.6%
2021	31,111	392	1.3%	54.1%
2022	30,526	522	1.7%	52.7%
2023	30,511	701	2.3%	62.3%

④ 5年間の不登校生徒数（中学生）

	全生徒数	不登校生徒数	不登校生徒の割合	不登校生徒の内、新規
2019	14,836	813	5.5%	35.5%
2020	14,576	774	5.3%	38.0%
2021	14,690	971	6.6%	49.5%
2022	14,565	1,104	7.6%	38.7%
2023	14,566	1,247	8.6%	46.8%

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料⑤
不登校児童生徒、学年別、出席日数別

（2023年度）

	小学校						中学校					
欠席日数	30-50	50-90	90以上	出席10以下	出席0	合計	30-50	50-90	90以上	出席10以下	出席0	合計
1年	26	21	10	1	0	58	88	81	148	23	9	349
2年	35	21	21	4	2	83	101	82	215	46	23	467
3年	28	29	26	2	0	85	80	47	231	58	15	431
4年	36	29	46	3	0	114						
5年	52	51	61	3	10	177						
6年	45	51	69	8	11	184						
計	222	202	233	21	23	701	269	210	594	127	47	1,247
	31.7%	28.8%	33.2%	3.0%	3.3%		21.6%	16.8%	47.6%	10.2%	3.8%	

（2022年度）

	小学校						中学校					
欠席日数	30-90	－	90以上	出席10以下	出席0	合計	30-90	－	90以上	出席10以下	出席0	合計
1年	17	－	10	0	0	27	135	－	149	23	5	312
2年	16	－	13	2	0	31	112	－	224	46	26	408
3年	38	－	21	2	0	61	120	－	177	74	13	384
4年	49	－	30	7	3	89						
5年	63	－	52	5	7	127						
6年	94	－	76	13	4	187						
計	277	－	202	29	14	522	367	－	550	143	44	1,104
	53.1%	－	38.7%	5.6%	2.7%		33.2%	－	49.8%	13.0%	4.0%	

（2021年度）

	小学校						中学校					
欠席日数	30-90	－	90以上	出席10以下	出席0	合計	30-90	－	90以上	出席10以下	出席0	合計
1年	9	－	3	0	0	12	144	－	129	19	6	298
2年	23	－	11	3	0	37	130	－	148	34	20	332
3年	24	－	11	4	3	42	106	－	169	47	19	341
4年	43	－	22	4	2	71						
5年	58	－	43	6	5	112						
6年	61	－	49	6	2	118						
計	218	－	139	23	12	392	380	－	446	100	45	971
	55.6%	－	35.5%	5.9%	3.1%		39.1%	－	45.9%	10.3%	4.6%	

※2023年度から、調査項目に、欠席日数が50日から90日という項目が加わったため、表の欠席日数の区分が過去2年間と異なる

・中学校では、「90日以上の欠席」「出席日数が10日以下」「出席が0」合わせると、60%以上で、小学校に比べ、不登校が長期化する傾向にある

・基本的には、学年があがると不登校児童生徒数は増加するが、進路選択が迫られる中学3年生になり登校を再開するケースもある

・かつては、ほぼいなかった小学1、2年生の不登校児童が3年間で大幅に増加している

【表の欠席日数の区分】

30-50・・・年間の欠席日数が30日より多く50日未満
50-90・・・年間の欠席日数が50日より多く90日未満
30-90・・・年間の欠席日数が30日より多く90日未満
90以上・・・年間の欠席日数が90日以上の児童生徒のうち、出席日数が10日以下の児童生徒を除く
出席10以下・・・年間の出席日数が10日以下
出席0・・・年間の出席日数が0日

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料⑥
中学校卒業後の進路

・2024年度中学3年生の不登校の生徒の60%は、通信制の高校に進学している。

・通信制といっても、全ての単位をオンラインで取得することはできず、対面指導（スクーリングといわれる）が必須であり、市内に対面指導の会場を設けている通信制高等学校も増加している。また、通信制の高校は、自分で学習計画を立て、進捗を管理し単位を取得する必要があるため、これをサポートするサポート校と呼ばれる教育施設を利用する生徒が多い。

・不登校生徒に限らず、今後、中学生の選択肢の一つとして通信制高校を選択する生徒が増える可能性があるが、不登校生徒は、調査書において、欠席や遅刻の回数が多く、学習面においては、評価・評定（成績）が低くなり、全日制・定時制の入学者選抜においてマイナスの要素となるため、通信制高校がその受け皿となっている。

・近年、中学校が、進学する高校に提出する調査書（内申書）の欠席日数欄を廃止する県も現れている。
（東京都、岐阜県、長野県など、愛知県、千葉県、新潟県、埼玉県は、今後の廃止が決定している。）

２０２４年度　不登校生徒の卒業後の進路

進路	人数（人）	割合（%）
全日制	35	7.9
定時制	70	15.8
通信制	268	60.7
その他進学	35	7.9
進学以外	34	7.7
合計 （※中３不登校者数）	442	

※2024年度の中3不登校者数は速報値

２０２４年度　中学校卒業後の進路（全体）　（不登校生徒含む）

進路	人数（人）	割合（%）
全日制	3,997	82. 6
定時制	126	2.6
通信制	420	8.7
その他進学	260	5.4
進学以外	36	0.7
合計 （卒業者数）	4,839	

参照：R6静岡県公立中学校進路状況調査報告書

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料⑦
フリースクール等民間施設について

・2024年度、市内の児童生徒が利用した学校外のフリースクール等民間施設は、61施設で市内59施設、市外2施設であった。

・市内の59施設のうち、約半数の28施設は、放課後等デイサービスであった。放課後のみならず日中に児童生徒を受入れる施設もある。放課後等デイサービスの利用には、障がい者手帳は必須ではないが、医療機関での診断等などにより障害サービスの需給の認定を受ける必要がある。（令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により、不登校の状態にある障害児に対し、学校・家庭と連携を図りながら支援を行った場合に評価する加算が創設された。）

・61施設のうち、施設の利用が在籍校での出席扱いとなった児童生徒が通所した施設が17施設あった。学校外施設での活動を出席扱いとするかどうかの判断は、学校長に委ねられており、学校長は、国の通知を基に、施設、保護者と緊密な連携を取り判断する。

・利用人数は、小中合わせて157人で、そのうち在籍校において出席扱いとされた児童生徒は31人、全体で19.7%

【2024年度の長期欠席者の調べ（不登校等の調べ）に合わせて調査した、各学校において児童生徒が通所しているフリースクール等民間施設の数】

施設数	うち、 市内施設	うち、 放課後等デイサービス	施設の利用が在籍校での 出席扱いとなった児童生徒 が通所した施設
61	59	28	17

（各学校調べ）

【2024年度のフリースクール等民間施設の利用者数および施設での活動が在籍校で出席扱いとなった人数と割合】

	小学生	中学生	合計
フリースクール等民間施設 利用人数（人）	75	82	157
うち、 施設での活動が在籍校で 出席扱いとなった人数（人）	12	19	31
出席扱いとなった割合	16%	23%	19.7%

（各学校調べ）

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料⑧

静岡市の不登校児童生徒への取組（小学校）

市内小学校　75校　児童数　約30,000人

注：最左欄の児童数は、状態の変化により流動的であるため、2023年度の実績をベースとしてそれぞれのボリュームを示す数値であり実数ではない。

≪ ≪ ≪ ≪ ≪ ≪　現在の取組　≫ ≫ ≫ ≫ ≫ ≫

※不登校児童数　およそ　700人

児童の状態	学びの場	相談体制	施策（2025）	今後の施策の方向性	目指すべき姿
在籍学級で生活している 28,100人	普通教室	スクールカウンセラー 特別支援教育士等が学校へ巡回して相談	・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰの配置 ・心と体の健康観察アプリ 一部の小学校に導入 6校　1,700人が利用	・心と体の健康観察アプリの効果検証を実施し、拡大か廃止を決定 ・フレキシブル担任制など一人のこどもに複数の教員が関わる体制づくり	児童の小さなSOSを見逃さず不登校等になる前に早期に生徒をサポートできる体制づくり
登校はできるが、在籍学級で過ごせない 1,200人	校内サポートルーム （保健室等別室登校含む 利用者数　1200人）	教育相談員	・教育相談員（サポートルーム支援員）の配置 規模等に応じ小学校22校に教育相談員を配置（勤務は週1～4） 教育相談員の勤務日以外は、サポートルームを開設できないケースもあり、養護教諭や教員が対応している。	・開校時間中は常にサポートルームを開設している体制の整備 教育相談員の適切な配置 また、相談員がいない時もサポートルームを開く手法を模索	在籍の学級に入ることが困難な児童たちが、安心して過ごせる場所を校内に確保する
登校しない日が増え始めている （欠席　30日～90日） 400人	教育支援センター（公） （市内3教室 通級利用者　5人）	訪問教育相談員	不登校の初期段階 （各学校での対応） 教員によるアセスメントを実施し、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ（以下、SC）やｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ（以下、SSW）と協同して個別の支援を開始する。	・不登校に関する相談窓口の必要性 設置個所・形態は未定 現在、学校外の相談機関として「こども若者相談センター」を設置しているが、対応件数は不登校児童生徒の2割程度で、不登校やいじめ等の学校での問題について、専門性をもって関係機関と連携しながら対応できる相談窓口が必要	在籍校以外でも学べる環境が確保されるとともに、学校外の学びを評価できる仕組みの構築
うち一時的な不登校状態 （年度内に登校を再開した児童数） 200人					
長期固定化した欠席 （在籍校の門をくぐれない） （欠席　90日以上） 275人	フリースクール等（民） （小規模居場所含め 市内60か所程度 利用者数　70人）		・訪問教育相談員の配置 一部の中学校区に配置 （12中学校区　小中一貫グループ校の小学校へ対応） 2023年度対応児童数　20人 訪問教育相談員の対象の多くは中学生。	・教育支援センターやフリースクール等民間施設との連携強化 ・訪問教育相談員を活用したアウトリーチの運用の改善 ・学びの多様化学校の設置 独立型、もしくは分教室型の小学生が通える多様化学校を設置	私立学校法人の学びの多様化学校の設置状況、フリースクール等の利用状況を踏まえ、小学生向けの多様化学校設置の検討
環境を変えて、自分にあったペースで通学再開を希望する層			（静岡県） しずおかバーチャルスクール R6からスタートし、60人が利用	・学校外の学習の手法、評価方法について、市内統一的な実施方法について検討	
全く学校に来ない （出席　0日） 25人	自宅				

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）別冊資料⑨

静岡市の不登校児童生徒への取組（中学校）

市内中学校　43校　生徒数　約14,500人

注：最左欄の生徒数は、状態の変化により流動的であるため、2023年度の実績をベースとしてそれぞれのボリュームを示す数値であり実数ではない。

≪ ≪ ≪ ≪ ≪ ≪　現在の取組　≫ ≫ ≫ ≫ ≫ ≫

※不登校生徒数　およそ　1，300人

生徒の状態

- 在籍学級で生活している　12,200人
- 登校はできるが、在籍学級で過ごせない　1,000人
- 登校しない日が増え始めている（欠席　30日～90日）　520人
  - うち一時的な不登校状態（年度内に登校を再開した生徒数）　250人
- 長期固定化した欠席（在籍校の門をくぐれない）（欠席　90日以上）　730人
  - 環境を変えて、自分にあったペースで通学再開を希望する層
- 全く学校に来ない（出席　0日）　50人

学びの場

- 普通教室
- 校内サポートルーム（保健室等別室登校含む　利用者数　900人）
- 教育支援センター（公）（市内3教室　通級利用者　30人）
- フリースクール等（民）（小規模居場所含め　市内60か所程度　利用者数　80人）
- **R8年度　学びの多様化学校（公：48人＋民）**
- 自宅

相談体制

- 教育相談員
- 訪問教育相談員
- スクールカウンセラー
- 特別支援教育士等が学校に巡回して相談

施策（2025）

- ・ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰの配置
- ・心と体の健康観察アプリ　一部の中学校に導入　3校　1,100人が利用
- ・教育相談員（サポートルームの運営）の配置　規模に応じ中学校35校に教育相談員を配置（勤務は週1～4）　教育相談員の勤務日以外は、サポートルームを開設できないケースもあり、養護教諭や教員が対応している。
- 不登校の初期段階（各学校での対応）教員によるアセスメントを実施し、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ（以下、SC）やｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ（以下、SSW）と協同して個別の支援を開始する。
- ・訪問教育相談員の配置　一部の中学校に配置（12中学校区）　2023年度対応生徒　130人　残りの31中学校区には未配置
- （静岡県）しずおかバーチャルスクール　R6からスタートし、60人が利用

今後の施策の方向性

- ・心と体の健康観察アプリの効果検証を実施し、拡大か廃止を決定
- ・フレキシブル担任制など一人のこどもに複数の教員が関わる体制づくり
- ・開校時間中は常にサポートルームを開設している体制の整備　教育相談員の適切な配置　また、相談員がいない時もサポートルームを開く手法を模索
- ・不登校に関する相談窓口の必要性　設置個所・形態は未定　現在、学校外の相談機関として「こども若者相談センター」を設置しているが、対応件数は不登校児童生徒の2割程度で、不登校やいじめ等の学校での問題について、専門性をもって関係機関と連携しながら対応できる相談窓口が必要
- ・教育支援センターやフリースクール等民間施設との連携強化
- ・訪問教育相談員を活用したアウトリーチの運用の改善　現在は、12中学校区にのみ対応しているため、訪問教育相談員の運用方法を見直す。
- ・学校外の学習の手法、評価方法について、市内統一的な実施方法について検討

目指すべき姿

- 生徒の小さなSOSを見逃さず不登校等になる前に早期に生徒をサポートできる体制づくり
- 在籍の学級に入ることが困難な生徒たちが、安心して過ごせる場所を校内に確保する
- 在籍校以外でも学べる環境が確保されるとともに、学校外の学びを評価できる仕組みの構築
- 中学生向けの多様化学校は、末広中分教室への入学希望状況や今後の私立中学校の多様化学校の設置等も踏まえ各区への設置等について検討

幼保小接続の現状と課題

1　要　旨

「小１プロブレム」が静岡市で課題になっている。こどもたちが、環境の違いや発達に課題を抱え、支援を受けないまま入学することで、就学前施設での生活と小学校での生活のギャップに適応できず、さまざまな問題行動が顕在化している。こどもたちの生活や学びの基盤を保障するためには、幼児期と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支えるための取組が必要となる。

2　現　状

（１）就学前施設の環境と小学校の環境に違いがあるため、その変化に対応できないこどもがいる。

①小学校でこどもが困っている状況

・学習活動や集団生活のルールにうまくなじめない。
・落ち着いて授業を受けられない。
・教師の話を聞けずに歩き回る。

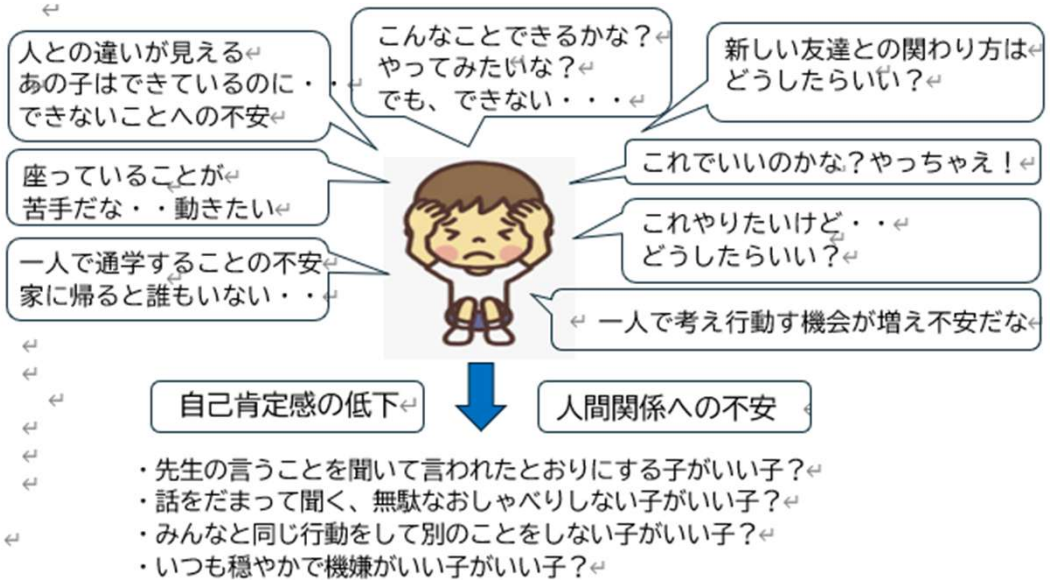

教師の悩み

・学習支援への対応
　時間に合わせて行動できない子への対応
・保護者からの期待
　こどもへの期待とこどもの現状とのギャップ
・こどもとの関係づくり
・保護者対応

保護者の悩み

・授業についていけるか不安
・家庭学習
・先生との関係
・集団生活への不安
・友達関係への不安
・登下校の安全
・生活習慣

②「小１プロブレム」が起こる原因

就学前施設の環境と小学校の環境に違いがあるため、その変化に対応できない。

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）資料2－2

就学前施設の環境と小学校の環境の比較

	就学前	小学校入学後
教育課程・時間管理の変化	**遊び中心** ・遊びを中心とした経験カリキュラム ・幼児期以降の教育の方向づけを重視（～を味わう、～を感じる） ・興味や関心、生活の流れや経験の重視	**学習中心** ・教科等の学習を中心としたカリキュラム ・各教科等の区別がある ・具体的な目標への到達を重視（～ができるようになる） ・時間割に基づき課題をもって学習
指導の方法・活動の内容の変化	・環境を通して行う教育 ・幼児の生活や体験からの学び、自発的な活動を重視 ・保育者がこどもの活動に沿ってねらい・内容を設定し、こどもが「～ができる」ことを目標とするのではなく、体験することをねらいとしている ・一人一人の活動に沿って柔軟な指導	・複数の教科を組み合わせた合科的・関連的な指導、個に応じた指導、問題解決的な指導 ・学級集団を基本とする単位時間ごとのねらいに即した効果的指導 ・教科等の目標や内容に沿って、単元や教材が選択され、学習活動を展開 ・共通課題をもって活動することが多い
学びの特徴	**学びの芽生えの時期** ・楽しいことや好きなことに集中し、様々なことを学ぶ ・遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく	**自覚的な学びの時期** ・学ぶということへの意識をもち、集中する時間とそうでない時間（休息の時間等）の区別がつき、自分の課題の解決に向けて、計画的に進んでいく ・各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく

③現状の施策

就学前施設の環境と小学校の環境に違いはあるが、円滑に接続するために行っていること。

目　標	「静岡市のめざす子どもの姿 たくましく　しなやかな　子どもたち」（第３期教育振興基本計画）	
目　的	＜幼児教育＞ 幼児期に育まれた学びの芽生えを、さらに次の発達段階につなぐことができる	＜小学校教育＞ 小学校へ入学したこどもが幼児期に育んだ学びを基盤として主体的に、自分が身に付けた力を発揮しながら学びに向かうことができる
取　組	（1）こども同士の交流 ・就学前施設の行事に１年生を招待する ・５歳児が小学校の授業を参観する （2）職員の交流 ・就学前施設と小学校による参観及び協議 公開授業実施校　76 校/81 校　93.8%（Ｒ６年度） ※未実施校は、小学１年生がいない。地域一般公開と兼ねて実施している。別の形態で実施している。 公開保育実施園 152 園/182 園 83.5%（Ｒ６年度） ※未実施園は、園体制が整っていない。幼保小接続の必要性の理解がないため公開しない。等 ・合同研修会 ・幼保小合同研修会 「こどもの育ちと学びをつなぐ研修会」 （3）接続に向けたカリキュラム編成（3）接続に向けたカリキュラム編成 ・アプローチカリキュラム「５歳児後半のカリキュラム」（全市立園作成） ・スタートカリキュラム「１年生入学当初のカリキュラム」 （81 校中、小学１年生不在校を除く 76 校作成） 小学校での実施状況 →幼児期に親しんできた遊びなどを取り入れている（71 校/76 校 93.4%） →単元または１コマの中で、複数の教科の目標を組み合わせた合科的な指導を行っている（60 校/76 校 78.9%） →各教科等の指導の時期や方法を工夫し関連的な指導を行っている（73 校/76 校 96.0%） ※未実施校があるのは、実施において重視している点が異なるため （4）「幼小接続会議」 ・参加者　小学校長、市立こども園長、私立幼稚園長、私立保育園長 私立こども園長、こども園運営課、幼児教育・保育支援課、学校教育課 ・目的　小学校、市立こども園、私立幼稚園・私立保育所・私立こども園の代表者の話し合いにより、静岡市の幼児教育と小学校教育の円滑な接続で目指すこと、各組織の取組について検討する	

【参考】2025年 第1回静岡市総合教育会議（2025年8月29日）資料2－3

④静岡市の就学前施設における幼保小接続の現状と分析

2024年度「幼小接続会議」事前アンケート資料（就学前施設152園回答結果）による。

※フェーズは、文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」による。

このアンケート結果から、2024年度「幼小接続会議」において、静岡市の幼保小接続段階が現在フェーズ２であることを確認している。

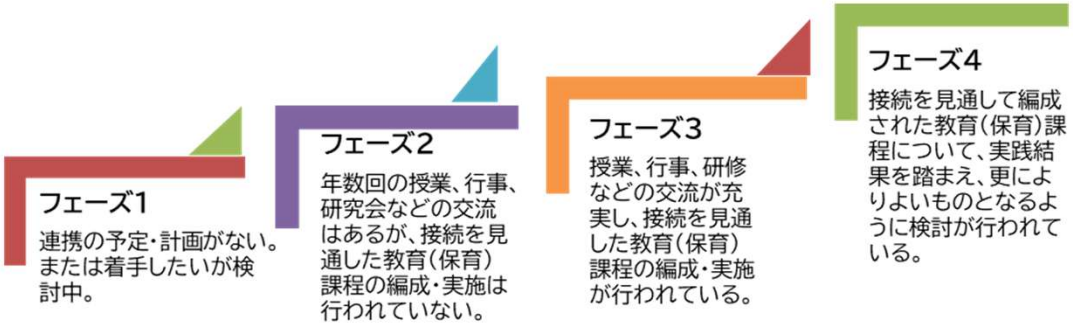

・フェーズ２は、就学前施設と小学校が、情報共有したり行事を通じて交流したりすることであり、こどもの学びはつながっていない。

（２）発達課題を抱えながらも、支援を受けないまま就学するこどもがいる

①市立こども園における支援を受けるための面接を受けたこどもの数（満３歳以上の小学校就学前のこども）

支援を必要とするこどもが増えている。

実施年度	人数
Ｒ３年度	１７５人
Ｒ４年度	１８３人
Ｒ５年度	１９３人
Ｒ６年度	２０８人

面接を受け、配慮が必要だと判定された場合は、保育教諭を増員している。

②乳幼児健康診査（以後「健康診査」の表記は「健診」とする）

・発達に不安を抱える幼児への早期の教育相談や就学の場への情報提供が不十分である。

・３歳児健診から就学時健診まで健診がなく、支援が必要なこどもの発見や専門機関へ働きかけるきっかけがない。

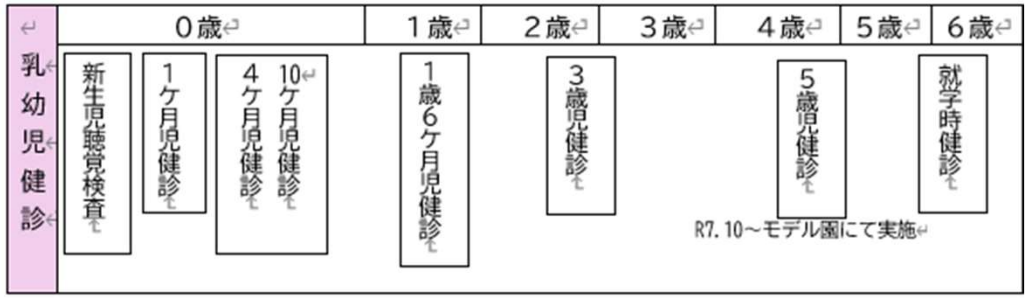

３　課　題

（１）就学前施設は「５歳児後半のカリキュラム」、小学校は「1年生入学当初のカリキュラム」の作成をそれぞれ行っているが、接続を見通した教育（保育）課程の編成・実施は行われていない。

幼児期のこどもの体験や育まれた力を小学校で生かすための環境が十分に整備されていない。

①遊びを通じた学びであるという幼児教育の特性を、小学校を含む社会の認識が十分されていない。

②教育課程の接続を踏まえた「架け橋期のカリキュラム作成」ができていない。

※架け橋期のカリキュラム

「架け橋期」（５歳児から小学校1年生までの２年間）の教育の充実を図るため幼保小の職員が、共通の視点をもちながら、相互の教育内容や教育方法の充実を図るため、協働して作成するもの

（２）発達課題を抱え支援を受けずに入学したことにより、就学前施設の生活と小学校での生活のギャップに適応できず、様々な問題行動が顕在化している。また、小学校入学当初、小学校での学習や生活に関する戸惑いや悩みを抱え込み、学習や生活に支障をきたすこどもがいる。それらのこどもに対する幼保小の接続がスムーズに行われていない。

①妊娠・出産から子育てまでの広い範囲で切れ目が起こらないための支援体制や特別な支援が必要なこどもの早期発見の場（５歳児健診等）が整っていない。

②就学前施設と小学校の接続を目的として行っている「幼小接続会議」において、就学前施設と小学校の協議の場になっているが、幼保小接続につながる効果的な体制が整っていない。

③就学前施設の幼稚園及びこども園から、小学校に「園児指導要録」（こどもの学籍と成長の記録）が引き継がれているが、こどもの良い面を中心に記載されているため、発達課題に対しての活用がされていない。

４　視　点

（１）就学前施設の環境と小学校入学後の環境を円滑につなげていくために、接続を見通した教育課程の編成・実施をどのようにしたらよいか。

（２）特別な支援が必要なこどもの早期発見や、発見された発達課題を小学校でどのように活用していけばよいか。

【参考】2025年 第2回静岡市総合教育会議（2025年12月23日）資料1－1

不登校児童生徒への支援について

1　第１回総合教育会議の振り返り

第１回総合教育会議では、不登校に関する各種データを基に、不登校の現状、不登校児童生徒の増加要因の分析、本人やその保護者に与える影響、生じる可能性のあるリスク等について、改めて、市長および教育委員の認識を共有したうえで、現状の取組を確認いただきながら各委員からご意見いただいた。

第１回総合教育会議での意見を課題・分野ごとに整理(主な論点・発言から)

（主に学校内に関すること）

1-1. 校内サポートルーム・教育相談員

・校内サポートルームの全校配置の必要性
・サポートルームの「居場所」としての役割、安心安全な空間づくりの重要性
・教育相談員の勤務形態（週1～4日、常勤でない）、不在時の対応
・小規模校での人員配置の課題、支援が手薄になる現状
・サポートルーム利用者がさらに行けなくなることを防ぐ必要性

1-2. 支援体制の構築・ガイドライン等の必要性

・支援が担任等の個人に偏りすぎている現状
・マニュアルやガイドラインの必要性（理由が多様なため体系化は難しいが、アプローチの仕方を整理する必要）

1-3. 教員の姿勢

・教員の「慈愛の心」や寄り添う姿勢の重要性
・答えを用意して話を聞くのではなく、まず受け止める姿勢
・子ども一人ひとりの違いを前提にした支援

（主に学校外、学校外との連携に関すること）

1-4. 学校外での学び・居場所

・学校外で学ぶ児童生徒の出席扱いの課題（校長判断、文科省通知）
・学校外の居場所や活動（教育支援センター、フリースクール等）の活用と評価
・地域クラブ（今後の部活動の地域移行）も新たな居場所となる可能性

1-5. 家庭・社会との連携

・家庭の困窮やヤングケアラー問題、他の福祉・子ども支援に係る社会資源との連携
・保護者の意識変化（ゆとり教育世代、学校への意識の変化）
・保護者・子どもへのレジリエンス支援の重要性

1-6. 訪問教育相談員・アウトリーチ型の支援

・訪問教育相談員の拡充などアウトリーチ型支援の強化
・家庭へのアプローチの重要性

2　あるべき姿（理念）

「全ての子ども達が、どのような状況下においても学びを継続できる状態」

不登校は、様々な要因が複合的に絡み合って、子どもが登校できないという行動として現れている状態であり、これらの要因の解消には時間がかかる、または、解決が困難なケースが多く、その間に、半年、１年、２年と時間が経過してしまう。
子ども達の成長のために、この貴重な時間を失わせることなく、常に学びを継続できる環境が必要である。

（子ども達の学びの状態）

状態㋐　学校において、子ども達は、友達や教員との社会の中で、学問や社会性を学ぶことができる。

状態㋑　心身の不調から学校を休みがちになったり、不登校傾向から徐々に回復する過程にあるなど、毎日登校できる状況ではない時は、学校と家庭の連携の下、別室登校や短時間登校など、子どもに合わせた形で登校し、必要に応じて学校外の社会資源の力を活用しながら、子ども達は学ぶことができる。

状態㋒　様々な理由から、登校しない・できない子ども達は、教育支援センターやフリースクール等民間施設などの学校外の社会資源やＩＣＴを活用した自宅学習等で、学ぶことができる。

3　現状と課題

子ども達が学校に登校すれば、あるべき姿の状態㋐、つまり、全ての子ども達が学校で学ぶことができるという想いから、学校は、学校の改善・改革によって、その状態に近づけようと努力している。

一方で、現状は、不登校や不登校傾向がある児童生徒（状態㋑や状態㋒）が増加しており、この児童生徒や保護者は、今、困難を抱え、学びの継続が不確かなものとなっている。

多様化する子ども達を全て受け入れることを目指して学校の改善は進めつつも、不登校児童生徒の支援に必要なことは、今、登校が困難となっている児童生徒や保護者にしっかりと向き合い、児童生徒がどのような登校状態であっても受入れられる学校の仕組みを構築することや学校外（社会）の力を活用して児童生徒が、学びを継続できる仕組みを作ることである。

課題①　学校に様々な登校状態の児童生徒を受入れられる仕組みを構築すること

課題②　学校外（社会）の力を活用できる仕組みを構築すること

【参考】2025年 第2回静岡市総合教育会議（2025年12月23日）資料1－2

4　課題を解消し、あるべき姿に近づくための今後の方策（事務局によるたたき台）

（1）課題①
学校に様々な登校状態の児童生徒を受入れられる仕組みを構築すること

①　学校内の居場所を増やす。学校で過ごすためのハードルを下げる。
多くの場合、子ども達は、普通に登校している状態から、様々な要因の影響を受け、だんだん学校に行き難くなる。学校には子ども達を不登校になる前に受け止められる機能が必要であり、また、不登校状態からの復帰や短時間登校の子どもなども含めて、学校へ行き難い子ども達の登校に対する抵抗感を下げる必要がある。

【短期目標】
校内サポートルームの充実（運営の組織化、保護者等への周知など）

（取組）
ア　不登校の未然防止・復帰の足掛かりとしての役割の明確化
・各学校向けサポートルームの運営手引きの作成。運営方法、心構え、環境づくり等
・学校訪問によるサポートルームの運営に関する個別指導を実施
・教育相談員の配置の拡充
イ　児童生徒・保護者の安心感の醸成
・児童生徒が感じている学校に登校することへの抵抗感を減らし、保護者にも子どもが過ごせる場所があることを周知することで安心感を醸成する。

②　懐の深い校内支援体制の構築
今後、多様化が進む子ども達を受け入れていくために、学校は今まで以上に柔軟に対応していかなければならない。学びの多様化学校（末広中学校分教室）において、不登校の経験がある生徒達が、楽しく毎日過ごせるような取組ができれば、その要素を静岡市の各小中学校に取り入れることで、各校の校内支援をより効果的なものとする。

【短期目標】
学びの多様化学校の取組の横展開

（取組）
ア　末広中学校分教室での生徒に寄り添った学校運営の実践
・2026年４月に開校する学びの多様化学校“末広中学校分教室”に通う生徒が、楽しく毎日学校で過ごせる環境作り
・多様な生徒に対応する多様な学び方や学校生活の実践
・配属予定の６人の教員や専門家等によるチーム支援の実践
イ　末広中学校分教室を単なる分教室生の受け皿のみに終わらせず、各学校や各教育支援センターに、横展開できる仕組みの構築
・分教室の取組に関する情報発信
・教員の視察研修

（2）課題②
学校外（社会）の力を活用できる仕組みを構築すること

①　学校外の情報を収集・集約し、学校と保護者と社会資源を結ぶ。
学校は、学校外の他者を頼らずに、学校内の限られたリソースで困難に対応しようとする傾向があり、これは特に“学び”において顕著である。
教員の責任感など学校の性質上、致し方ない面もあるが、不登校児童生徒の支援、保護者の支援においては、学校以外に、専門性をもち、学校内の状況を理解し、尚且つ、学校外のリソースと結び付けることができる相談機関が必要である。
不登校や登校渋りがあったらすぐに相談できる不登校支援専門の窓口として、既存の教育支援センターの機能を強化し、児童生徒・保護者支援にあたる。
また、相談機関として機能するために、不登校児童生徒支援にかかる様々な情報が、教育支援センターに集まる仕組みを構築する。

【短期目標】
教育支援センターを不登校児童生徒・保護者支援の拠点化（ハブ機能）

（取組）
ア　保護者（家庭）支援の強化
・学校以外の相談窓口の明確化・アクセスの向上（市内１か所⇒各区に１か所）
・子ども・福祉サービスの情報提供
・フリースクール等民間施設情報の収集と相談者への提供
イ　アウトリーチ型支援の範囲拡大
・訪問教育相談員を学校配置（12校）から各区教育支援センターへ配置転換
・対象の児童生徒の拡大
・各学校との連携強化、訪問指導等（サポートルームの運営方法など）を実施
ウ　不登校児童生徒の通級機能は維持
・各学校のサポートルームの参考となるような環境づくり・指導の実践
・学びの多様化学校のノウハウを各教育支援センターと共有

◆　教育支援センター
不登校の児童生徒を対象に、不登校児童等の将来の社会的自立に資するため、生活及び学習に係る相談及び指導等の支援を行う公的機関。

現在の体制では、児童生徒または保護者の不登校を含む相談対応は『こども若者相談センター』が担っており、相談者に対し教育支援センターを紹介し、体験入所を経て、教育支援センターへの通級を開始している。
（2026年度に向け、不登校児童生徒一人ひとりのニーズに合わせた多様な学びの受け皿となる取組を統括し、支援を体系化するため、子ども未来局から教育委員会事務局への教育支援センターの所管替えを検討中）

【R6通級生実績】

葵区	ふれあい教室	静岡市中央体育館３階　青少年研修センター内	18人（内、小学生１人）
駿河区	かがやく教室	南部生涯学習センター１階	16人（内、小学生２人）
清水区	はばたく教室	キララシティ２階	13人（内、小学生１人）
		計	47人

【参考】2025年 第2回静岡市総合教育会議（2025年12月23日）資料1ー3

② フリースクール等民間施設と連携し学校外の活動を把握し、認めていく取組

フリースクールを規定する定義は無く（フリースクール等民間施設のうち放課後等デイサービス以外の施設）教育に対する理念や考え方は基より、施設、開設時間、活動内容、利用料の有無など、様々な組織、形態があると認識しているものの、これまで教育委員会では組織的な関わりを持っていない。

保護者が子どものために口コミやインターネットの情報から自力で接点を探し、また、子どもがフリースクール等民間施設を利用した際にも、学校への届出の義務は無いため、学校は、子ども（保護者）との情報交換の中で、利用していることを把握している。

今後、子ども達が学校に登校できなくても学びを継続できる体制を構築していく中で、学校は、フリースクール等の利用や家庭での学習など学校外の活動において、どのように子ども達が学びを継続しているのか把握し、支援に活かしていく必要がある。

【短期目標】
フリースクール等民間施設と学校との連携体制の構築

現在は、フリースクール等との連携をどのように進めていくのかを検討する以前に、実情を把握できていない状況である。また、フリースクール等の主催者の考え方も様々で、教育委員会や学校との連携を望まないというケースもあり得る。

教育委員会として将来的な協議会や連絡会の設置などの連携体制の構築を念頭に、まず手始めに、次の取組を実施する。

（取組）

ア 出席扱いを契機とした学校とフリースクール等民間施設間の連携の促進
- 出席扱いに関するガイドラインの作成、および学校、保護者への周知により学校外での子ども達の活動を認めていくことを推進。

⇒ 別冊『静岡市不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン』（フリースクール等での活動を、学校の出席扱いとする場合には、学校・保護者民間団体が十分連携しなければならないことをガイドラインに明記）

イ フリースクール等民間施設の方々との協働による不登校支援に関するハンドブックの作成

ウ 教育支援センターへの情報の集約と相談者への情報提供（再掲）
- 区内のフリースクール等民間施設の情報の集約
- 相談者への情報提供
- 学校への情報提供

（3）取組の実施により目指す体制

これらの取組により、学校や学校外の様々なサービスやリソースも含めた社会全体で子どもの学びを支える体制を構築する。

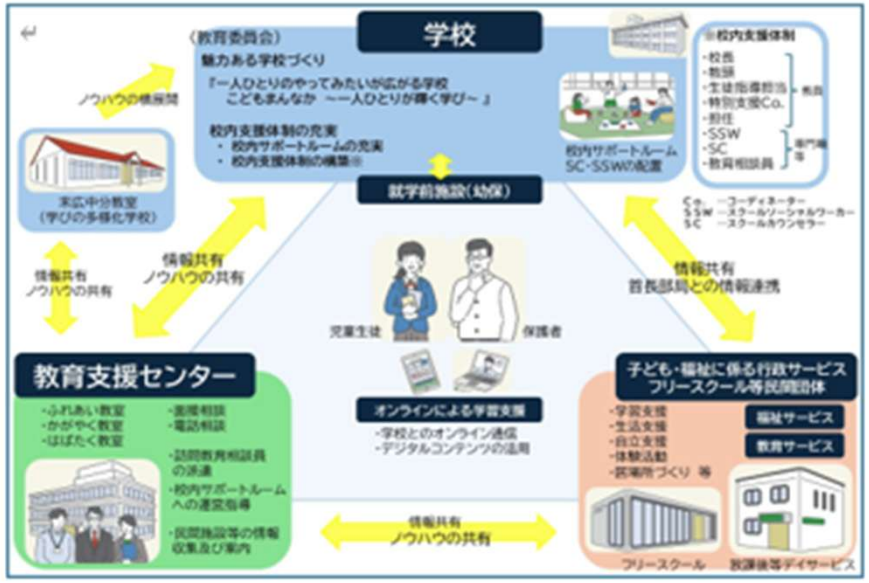

（4）その他の 2026 年度の取組
（第１回会議における各委員の発言の分類に合わせて記載）

1-3. 支援体制の構築・ガイドライン等の必要性
- 学校向け不登校児童生徒支援のためのガイドライン作成
- 教員研修等の実施による教職員への啓発

1-4. 家庭・社会との連携
- 起立性調節障害（OD）を正しく理解するためのガイドラインの作成
（医療との連携）
- 発達や学びの連続性の保障に向けた架け橋カリキュラムの作成
（幼保小接続の推進 → テーマ２において詳細説明）

1-6. 教員の姿勢
- 子ども観、授業観の転換を促す教員研修
- 管理職のマネジメント研修

5 協議の視点
事務局のたたき台を踏まえ次の視点で協議をお願いする。

不登校児童生徒支援にかかる今後の方向性および 2026 年の取組について

【参考】2025年 第2回静岡市総合教育会議（2025年12月23日）資料2ー1

幼保小接続の推進について

1　第１回総合教育会議の振り返り

第１回目の総合教育会議においては、静岡市の幼保小接続の取組について現状を把握していただくとともに、教育・保育内容の工夫の必要性や支援を必要とするこどもに対する取組の大切さについて、市長および教育委員の認識を共有した。
その上で、課題や現在実施している取組等についてご意見をいただいた。

①就学前施設の環境と小学校の環境の違いに対する取組を、それぞれに行っているが、相互理解が十分ではない。幼児期のこどもの体験や育まれた力を小学校で生かすための環境が十分に整備されていない。
②発達課題を抱えたこどもが支援を受けずに入学したことにより、入学後のこどもたちが、就学前施設の生活と小学校での生活のギャップに適応できず、様々な問題行動が顕在化している。また、小学校入学当初、こどもが、小学校での学習や生活に関する戸惑いや悩みを抱え込み小学校の学習や生活に支障をきたしている。それらのこどもに対する幼保小の接続がスムーズに行われていない。

≪第１回総合教育会議での意見を課題・分野ごとに整理（主な論点・発言から）≫

（１）教育・保育内容の接続について
- こどもに対してどのような指導をしていくかが大切。教育施設はこどもをどのように繋げて育てていくのかを具現化するためのもだと感じる。
- 教師が黒板の前に立ち、皆同じ方向を向いて先生に向かって学習しているという仕組み自体が今の時代に合っていない。
- 就学前施設でお試し授業を行ったり、学校に行って困らないようにこどもを教育したりし兼ねないが、それは根本的に違う。
- こどもの想いを繋ぐ、こどもが伸び伸び生活し、自分であることを大事にしてもらえる感覚だったり、自己肯定感を育んだりしていけるような教育をしてほしい。
- 静岡市だけでなく、日本全体で学校の学びを変革していくタイミングにきている。
- 「架け橋期カリキュラム」を就学前施設と小学校が一緒に作っていく段階にきている。

（２）個の情報・支援の接続について
- 現状として、必要な情報が届いていないという課題がある。福祉から学校へ就学前施設から学校へ、就学前施設から福祉へなど、行政の縦割りを越えた体制が必要ではないか。
- 就学前施設には、こどもと保護者を地域につなげる役割もある。地域とどのように連携するかとういう視点も必要ではないか。

2　あるべき姿（理念）

５歳児（年長）から１年生の２年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期とされ「架け橋期」と呼ばれている。こども一人一人が安心して学び続けられるよう、幼保小の接続を推進することが必要である。

【あるべき姿】
こども一人一人が、幼児期や遊びや生活の中で育まれた力を発揮し、小学校で生き生きと学ぶ姿

【現状】
就学前施設から小学校へ教育環境が移行する段差があり、小学校での学習や生活に支障をきたすこどもがいる。

3　課題

課題①　就学前施設は「５歳児後半のカリキュラム」、小学校は「1年生入学当初のカリキュラム」の作成をそれぞれ行っているが、接続を見通した教育（保育）課程の編成・実施は行われていない。就学前施設の保育者と小学校教員が共通認識をもち、接続を推進する体制がないため、幼児期のこどもの体験や育まれた力を小学校で生かすための環境が十分に整備されていない。

課題②　発達課題を抱え支援を受けずに入学したことにより、就学前施設の生活と小学校での生活のギャップに適応できず、様々な問題行動が顕在化している。また、小学校入学当初、小学校での学習や生活に関する戸惑いや悩みを抱え込み、学習や生活に支障をきたすこどもがいる。

4　課題を解決し、あるべき姿の実現にむけた今後の取組方策

（１）課題①

①　既存の取組　現状と改善方法　※スケジュールは別紙１のとおり

ア　学校に向けた公開保育・就学前施設に向けた公開授業

現状	改善方法
就学前施設は就学先全ての小学校に案内を出しているため、多い学校では10園以上の公開保育に参加している。 小学校は就学が予想される就学前施設へ案内を出しており、多い園では10校以上の公開授業に参加している。 相互の職員の負担のみが大きく、効果的な環境等の共有ができていない。	中学校区ごとの幼保小グループを編成 （小中一貫教育により、中学校区で教育目標が統一されているため、幼保小接続も中学校区内の就学前施設と小学校でグループを編成する） 中学校区（複数校の場合は小学校区に分けることも可能）を基本とした接続の体制により、公開の回数や内容など実施方法を検討する。 Ｒ８　実施方法検討 Ｒ９　就学前施設研修実施 新実施方法での公開保育・公開授業の実施

【参考】2025年 第2回静岡市総合教育会議（2025年12月23日）資料2ー2

イ 子どもの育ちと学びをつなぐ研修会

現状	改善方法
学校側の参加者が少ない。人数の偏りがあり就学前施設・小学校の中学校区ごとのグループ協議が実施できない。 R５　学校：13名　就学前施設：141名 R６　学校：17名　就学前施設：158名 R７　令和８年１月実施予定	就学前施設と小学校から各１名ずつの参加を目指す。 実施後、各中学校区の状況に応じた参加者数を調整する見込み。 R８　全市立小学校の参加 R９　幼児の在籍する全就学前施設の参加 （施設の体制により参加が不可能な場合は中学校区内で共有を行うことも可）

ウ 幼小接続会議

現状	改善方法
年１回実施。公開保育と公開授業の分析をもとに、幼小接続の進み具合について現状を確認するのみとなっている。	年２回実施する。 R８　１回目　方向性の検討 各組織への共有事項確認 ２回目　次年度への検討、改善策の決定 今後、中学校区ごとの接続の進捗により、必要に応じて会議の追加開催の要否を検討する。

② 新たな取組

ア 幼児や児童の特性や発達の段階を踏まえ、教育の内容や方法を工夫するための「架け橋期カリキュラム」作成

内容
・幼保小接続を円滑に進めていくためには、こどもに関わる大人が接続の意義について理解することが重要である。「架け橋期カリキュラム」をこれから作成する各中学校区の就学前施設と小学校が、共通の認識で進めていけるように「(仮)幼保小接続ガイドライン」を作成する。（令和８年３月に完成予定）それを基に「架け橋期カリキュラム」を作成する。 「(仮) 幼保小接続ガイドライン」概要（案）※イメージ等は別紙２のとおり （1）幼児教育と小学校教育の円滑な接続の意義　～育ちと学びをつなぐ～ （2）幼児期の学び「学びの芽生え」 （3）児童期の学び「自覚的な学び」 （4）生涯の学びの基盤をつなぐ「架け橋期カリキュラム」作成に向けて （5）円滑な接続の手掛かり「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 （6）幼児教育と小学校教育接続・推進の手順 （7）安心して入学を迎えるために

・こどもたちの発達や学びの連続性を保障するための、「架け橋期カリキュラム」作成に向けた取組 R８　（1）ガイドライン配布・周知 （2）接続を見通した５歳児部分のカリキュラムの作成 （3）中学校区で「架け橋期カリキュラム」の作成 R９　（4）「架け橋期カリキュラム」実施と改善

【新たな取組に関わる用語】

「(仮) 幼保小接続ガイドライン」

こどもに関わる大人が幼児教育と小学校教育の接続の意義を理解し、架け橋期の教育の充実を推進していくための静岡市の方向性を示したもの

「カリキュラム」

教育目標を達成するために、教育内容や学習活動を計画的に編成し順序立てて示したもの

「架け橋期カリキュラム」

各中学校区内の就学前施設と小学校で作成する架け橋期のカリキュラム

（2）課題②

① 既存の取組　現状と改善方法

ア 就学前施設に対する気になるこどもへの保育支援事業

現状	改善方法
障害認定を受けていないが発達上の課題があり、特別な支援を必要とするこどもに対して、その子の特性に合わせた就学前施設での支援や関わりが十分でない。	R６から開始した特別教育支援ソフト（個別最適な支援計画を作成・実施するためのソフト）を活用した施設への助成の実証実施において、こどもに対する影響や小学校への引継ぎ等の効果検証を行う。 R７　効果検証実施 R８　効果検証継続

イ 1歳6か月健診で発達が気になるこどもに対する早期支援事業

現状	改善方法
保護者に対して、こどもの特性を伝え、支援の方向性を共有するための時間を十分に確保できず、支援先である児童発達支援事業所等につながらないことがある。また、つなぎを希望しても、事業所の選択や手続きに時間を要するため、その間の支援が中断してしまう。	保護者がこどもの発達特性について、十分な理解が得られるよう、また、発達段階に応じた適切な支援に導けるよう児童発達支援事業所等につなぐ力を強化した。 R７　個別相談と継続参加できる教室を追加

② 新たな取組

ア 特別な支援を必要とするこどもの支援を継続する取組

内容
５歳児健診について、公私立園の５歳児（年中クラス児）を対象に、健診チームが巡回する方式で実施する。 Ｒ７　（１）実証実施 Ｒ８　（２）本実施を目指す

５　協議の視点

幼保小接続の推進について、あるべき姿を実現するために、提示の取組を進めることでよいか。

【参考】2025年 第2回静岡市総合教育会議（2025年12月23日）別紙1

静岡市　幼保小接続推進に向けた取組スケジュール

別紙 1

	R8（2026年）	R9（2027年）	R10（2028年）
	架け橋期カリキュラム作成	架け橋期カリキュラム実施・共有	架け橋期カリキュラム改善・共有
就学前施設・小学校	連携する園・学校の周知	こども同士の交流の推進	生活科授業参加や学校体験など
	架け橋期カリキュラム（5歳児）作成 就学前施設と小学校のカリキュラム統合	新実施方法 公開保育・公開授業の実施	公開保育・公開授業の 事後研修の充実
	子どもの育ちと学びをつなぐ研修会充実		
行政	ガイドラインの周知（R7ガイドライン完成）	就学前施設の研修実施（中学校区内の園同士のつながり強化）	
	公開保育・公開授業の在り方についての検討	新実施方法　公開保育・公開授業の周知・実施・改善	
	幼保小接続推進のための研修の実施		
	子どもの育ちと学びをつなぐ研修会の充実　※研修の中でカリキュラム作成・改善の時間を確保していく		
	幼小接続会議（年2回実施）		